

西大寺旧境内発掘調査報告書1

—西大寺旧境内第25次調査—

(文字資料篇)



0100



010



011



0101



0102

1. 木簡 (数字は史料番号)



五〇二



五〇一



五〇三



五〇六

西大寺旧境内発掘調査報告書1

—西大寺旧境内第25次調査—

(文字資料篇)

例言

本報告書〔以下「本書」と略称する〕は、奈良市教育委員会が平成二十一（二〇〇九）年に、奈良市西大寺新田町二五六四―一他において実施した個人住宅新築に係る緊急調査（西大寺旧境内第二十五次）に関する報告書の文字資料篇である。本書には、出土した木簡・墨書土器などの文字資料に関する報告を収めた。そのため、本篇とは異なり、縦書きの体裁としている。

一、 本書で使用する調査次数は、奈良市教育委員会が実施した西大寺旧境内に対する調査の通算次数である。詳細は、本篇第二章第三節を参照。

二、 本書で使用した遺構番号は、本篇の内容に準拠している。

三、 本書で報告した文字資料のうち、本報告書本篇でも報告しているものは、その遺物番号を併せて記しているので、参照されたい。

四、 本書にて報告の文字資料のうち、一部のものは保存処理を実施した。その概要は本篇第一章第二節を参照されたい。それらも含めて、関係遺物はすべて奈良市埋蔵文化財調査センターで保管している。

五、 現地調査は、奈良市埋蔵文化財調査センター主務 久保邦江（平成二十四年度より 主任）と嘱託職員 中井和志（現 京都府教育委員会）が担当した。また、文字資料の整理と積読は、本篇冒頭の例言に示す体制下において、奈良県立橿原考古学研究所より派遣の鶴見泰寿氏と武田和哉（奈良市埋蔵文化財調査センター主任（平成二十三年度 平成二十四年度より大谷大学に転出））とが共同で行った。その上で、西大寺旧境内出土文字資料検討委員会において計九回にわたる検討会を開催し、各種の検討を経て積文を決定している。開催の経緯と詳細は本書の第七章第一

節にまとめているので、併せて参照されたい。なお、同委員会に御参加頂いた委員の方々は左記の通りである。ここに記して謝意を表す。

西大寺旧境内出土文字資料検討委員会委員（氏名五十音順・敬称略）

委員 綾村 宏（京都女子大学文学部教授）

委員 佐伯 俊源（種智院大学文学部教授・西大寺清浄院住職）

委員 館野 和己（奈良女子大学文学部教授）

委員 鶴見 泰寿（奈良県立橿原考古学研究所主任研究員）

委員 東野 治之（奈良大学文学部教授）

委員 和田 萃（京都教育大学名誉教授）

委員 渡辺 晃宏（奈良文化財研究所都城発掘調査部史料研究室長）

六、 文字資料の整理、保存処理・分析に際して、左記の機関・団体より格別のご高配とご協力を賜った。ここに記して謝意を表す。

奈良県立橿原考古学研究所および同附属博物館

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

環境考古研究会

財団法人元興寺文化財研究所

七、 本書に収録した写真を含め本調査出土文字資料の写真撮影は奈良文化財研究所企画調整部写真室のご協力を得た。撮影は全て中村一郎氏による。

八、 このほかにも、多くの方からご協力・ご指導・ご支援を頂いたが、紙幅の関係上、個人の氏名は割愛させて頂くことをご容赦願いたい。

九、 本書の編集は平成二十四年度に行った。編集作業は、奈良市埋蔵文化財調査センター所長 森下恵介および同主任 鐘方正樹 三好美穂 久保邦江の指導のもと、主務 池田富貴子の協力と鶴見泰寿氏からのご支援も得て、武田和哉が行った。また本書各節における執筆分担は目次に示した。

文字資料篇 目次

卷首図版	I・II
例言	i
文字資料篇 目次	ii
第七章 出土文字資料	
第一節 はじめに	1
第二節 出土文字資料の概要	6
第三節 結語	15
第四節 木簡・削屑の積文および各種データ	18
第五節 墨書土器の積文および各種データ	60
第六節 その他の出土文字資料の積文および各種データ	78
図版目次・凡例	80
図版	
木簡（板状）	図版 1
木簡（削屑）	図版 59
墨書土器	図版 71
その他の出土文字資料	図版 96

第七章 出土文字資料

第一節 はじめに

I 発掘調査および文字資料整理の経過

西大寺旧境内第二十五次調査は、本篇第一章第一節にて報告されている通り、平成二十一年四月より現地調査に着手したが、その後検出遺構の様相が次第に明らかとなり、奈良時代の溝遺構であるSD〇一の中に大量の木屑を含んだ層の堆積が確認された。さらにその層中には木簡などが多く含まれていることが判明したため、現地調査と平行して当センター内でも洗浄・整理に対処する体制の構築が図られた。なおこの際には、同年春より初めて配属された奈良市考古サポーターの一期生諸氏による洗浄作業への従事も得たことを、特にここに記して感謝を申し上げたい。

その後、木簡の写真撮影と積読に関する基礎作業に関しては、奈良県立橿原考古学研究所のご高配により、同研究所主任研究員・鶴見泰寿氏の派遣が速やかに措置された。また、奈良文化財研究所からも各種のご協力を賜り、特に都城発掘調査部史料研究室からは整理・積読等に関して多大なるご支援を頂いた。整理の初期段階におけるこれら県内のふたつの文化財調査機関からのご協力・ご支援は、その後の整理作業の質的向上と効率化に寄与することとなった。

同年七月には現地調査が終了し、整理作業が本格化するに従い、文字資料積読内容および木簡などの評価等に関する検討を行う必要性が高まった。このため、文字資料研究の専門家にご依頼を申し上げ、七名の委員から構成される「西大寺旧境内出土文字資料検討委員会」が発足した（委員のご氏名等は例言にて記載）。当委員会は、整理作業の進捗と平行してその後平成二十四年度までに都合九回の会合を開き、個別史料の実見や積読文の内容、さらには今回出土の木簡・墨書土器などの文字資料群に関する位置付け・評価などの諸問題について定期的に検討を行った。本報告に掲載されている各資料の積文には、この委員会での検討成

果が反映されている。

こうした一連の経過が進むに従い、高性能な赤外線写真の撮影によるさらなる字面の有無や内容確認などが必要な段階へと到ったが、その際には奈良文化財研究所都城発掘調査部史料研究室のご高配により、同所企画調整部写真室によって平成二十一～二十四年度までの間に都合十次にわたる写真撮影が実施されることとなった。本書図版に収録したのは、この時の撮影写真であることを附言しておく。

以上、本書にて報告する文字資料の整理および分析・検討の各作業においては、奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、ならびに西大寺旧境内出土文字資料検討委員会の委員各氏のご協力とご指導によるところがきわめて大きく、過去にこれほどまでの大量の一括出土文字資料の洗浄・整理・積読・報告等に係る経験が有しなかった当センターとしては誠にありがたく、深く感謝の念に耐えない。あらためて、厚く御礼を申し上げます。

なお、各種の事実経過については、次項以下にまとめた。

II 西大寺出土文字資料検討委員会の開催の記録

前項で述べた如く、当委員会は平成二十一～二十四年度までに都合九回にわたって開催した。以下はその記録の概要である。なお、全回とも開催場所は当センターである。

- | | | |
|-------|-----|-------------------------|
| ① 第一回 | 開催日 | 平成二十一年十月二日 |
| | 内容 | 委員会発足主旨の説明、出土木簡の積文の検討など |
| ② 第二回 | 開催日 | 平成二十一年十一月三十日 |
| | 内容 | 出土木簡の積文の検討など |
| ③ 第三回 | 開催日 | 平成二十二年三月五日 |
| | 内容 | 出土墨書土器の積文の検討など |
| ④ 第四回 | 開催日 | 平成二十一年九月二十七日 |
| | 内容 | 出土木簡の積文の検討など |
| ⑤ 第五回 | 開催日 | 平成二十三年二月二十三日 |
| | 内容 | 出土墨書土器・木簡の積文の検討など |



西大寺旧境内出土文字資料検討会の開催状況（上掲写真は第一回〔平成21.10.2〕時のもの）

- ⑥第六回 開催日 平成二十三年六月三十日
内容 出土木簡の釈文の検討など
 - ⑦第七回 開催日 平成二十三年十月二十四日
内容 出土木簡・墨書土器の釈文の再検討など
 - ⑧第八回 開催日 平成二十四年三月五日
内容 出土木簡・墨書土器の釈文の再検討 西大寺出土文字資料の評価等に関してなど
 - ⑨第九回 開催日 平成二十四年七月五日
内容 出土木簡・墨書土器の釈文の再検討 西大寺出土文字資料の評価等に関して 最終意見交換など
- Ⅲ 成果の中間発表・公開・展示等について
- 整理期間の間に、文字資料整理の成果を含んだ報道発表および学会報告、講演会、展示等を行う機会を得た。その概要を以下に期日順に記す。
- ①報道発表 第一回 平成二十一年七月三日
〔第一回〕 場 所 奈良市埋蔵文化財調査センター
内 容 出土したイスラム陶器に関する中間報告（神護景雲二年の年紀木簡の提示も併せて実施）
 - ②報道発表 日程 平成二十一年十二月三日
〔第二回〕 場 所 奈良市埋蔵文化財調査センター
内 容 出土した木簡に関する中間報告
 - ③学会報告 学会名 木簡学会第三十一回研究集会
日程 平成二十一年十二月五・六日
場 所 奈良文化財研究所講堂および奈良県新公会堂
内 容 久保邦江・鶴見泰寿・武田和哉
「西大寺旧境内第二十五調査発掘調査報告」
 - ④速報展示 摘要 主要木簡の会場内展示も併せて実施
期 間 平成二十一年十二月七日～十三日

⑤講演会等
場所 奈良市埋蔵文化財調査センター一階フロア
内容 前記②で報道発表した主要木簡の展示
会名 奈良県内市町村埋蔵文化財技術担当者連絡協議会報告会
日程 平成二十二年三月六日

場所 河合町中央公民館ホール
内容 中居和志

⑥展示協力
期間 平成二十二年三月九日～四月三十日

場所 奈良県立図書館三階フロア

⑦講演会等
内容 同館主催の石上宅嗣・芸亭関連図書展示への資料協力
会名 埋蔵文化財調査報告会
日程 平成二十二年三月二十日

場所 奈良市埋蔵文化財調査センター三階講座室

内容 久保邦江

⑧報道発表
日程 平成二十二年四月八日

〔第三回〕
場所 奈良市埋蔵文化財調査センター

内容 出土した墨書土器に関する中間報告

⑨速報展示
期間 平成二十二年四月十日～十八日

場所 奈良市埋蔵文化財調査センター一階フロア

⑩講演会等
内容 前記⑧で報道発表した主要墨書土器の展示
会名 帝塚山大学市民講座第二四七回
日程 平成二十二年五月二十二日

場所 帝塚山大学東生駒キャンパス五号館

内容 久保邦江

⑪講演会等
会名 「奈良時代の国際交流 ―シルクロードの終着点―」
明治大学古代学研究所二〇一〇年度公開講演会
日程 平成二十二年六月五日

場所 明治大学駿河台キャンパス リバティタワー
内容 武田和哉・鶴見泰寿

⑫企画展示
期間 平成二十二年七月五日～八月三十一日

場所 奈良市埋蔵文化財調査センター一階フロアおよび展示室

⑬講演会等
内容 西大寺旧境内第二十五次調査の速報成果
会名 「大和を掘る 二十八」土曜講座
日程 平成二十二年九月四日

場所 奈良県立橿原考古学研究所講堂

内容 久保邦江
「西大寺旧境内第二十五次調査発掘調査概要」

IV 成果の中間報告・紹介等

本報告書編集集までの間に得られた途中成果を報告した。特に当センターが主体となつてまとめたもので、文字資料に関する成果が含まれるものに関してのみ、左記に列挙する。

①文献名 「西大寺旧境内第二十五次調査」(執筆 中居和志)

書誌名 『奈良県内埋蔵文化財技術担当者協議会年報平成二十一年度』

発行機関 奈良県内埋蔵文化財技術担当者協議会

刊行年月 平成二十二年三月

②文献名 「はるかイスラム世界からもたらされた壺」(執筆 池田富貴子)

書誌名 『奈良市埋蔵文化財調査センター速報展示資料No.41』

発行機関 奈良市埋蔵文化財調査センター

刊行年月 平成二十一年七月

③文献名 「西大寺の歴史を秘めた溝」(執筆 池田富貴子)

書誌名 『奈良市埋蔵文化財調査センター速報展示資料No.42』

発行機関 奈良市埋蔵文化財調査センター

刊行年月 平成二十二年七月

④文献名 「西大寺旧境内 第二十五次調査」(執筆 久保邦江)

書誌名 『大和を掘る二十八』

発行機関 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

刊行年月 平成二十二年七月

⑤文献名 「遺跡報告 西大寺旧境内(第二十五次)の発掘調査」

(執筆 森下恵介・久保邦江)

書誌名 『日本考古学』第三十一号

発行機関 有限中間責任法人 日本考古学協会

刊行年月 平成二十三年五月

V 写真の掲載利用や遺物展示に伴う遺物等借用の依頼

前のⅢ・Ⅳ項で述べた如く、成果の報告・紹介等を実施した結果、専門家や社会各方面からの反響も多数あり、一部の遺物等の展示貸出や写真借用等の依頼があった。特に文字資料の成果が含まれているもの限り、以下に記す。

遺物貸出等

①展示会名 「大唐皇帝陵展」

展示機関 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

展示期間 平成二十二年四月二十四日～同年六月二十日

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器・イスラム陶器などを貸出

②展示会名 「特別展 平城京と東海道諸国の国分寺」

展示機関 上田市立信濃国分寺資料館

展示期間 平成二十二年九月十八日～同年十一月七日

摘 要 「東海道東巽道」木簡の写真パネルの貸出

③展示会名 「日本考古展」(奈良県立橿原考古学研究所・中国陝西省企画)

展示機関 中華人民共和国陝西省歴史博物館

展示期間 平成二十三年十月二十一日～同年十二月十一日

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器・イスラム陶器などを貸出

④展示会名 「やまとの地宝展」

展示機関 奈良県立美術館

展示期間 平成二十四年二月四日～同年三月二十日

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器・イスラム陶器などを貸出

写真掲載等

①文献名 『平城京一三〇〇年全検証』(執筆 渡辺晃宏)

発行機関 柏書房

刊行年月 平成二十二年三月

摘 要 「石上宅嗣」木簡と「金堂所」木簡等の写真を掲載

②文献名 『橿原考古学研究所附属博物館特別展示図録「大唐皇帝陵展」』

(執筆 鶴見泰寿・土橋理子ほか)

発行機関 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

刊行年月 平成二十二年四月

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器・イスラム陶器の写真を掲載

③文献名 「古代史の窓 西大寺出土の木簡 上・下」(執筆 平川南)

書誌名 『山梨日日新聞』朝刊コラム(五月二十八・二十九日付朝刊)

発行機関 山梨日日新聞社

刊行年月 平成二十二年五月

摘 要 「東海道東巽道」木簡の写真を掲載

④文献名 「新たに発掘された須恵器に「皇甫東朝の名が記されていた!」

書誌名 『雅楽だより』第二十二号

発行機関 雅楽協議会 (執筆 南谷美保)

刊行年月 平成二十二年七月

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器の写真を掲載

⑤文献名 『愛蔵版ふるさとの人物伝』(編集 北国新聞社)

発行機関 北国出版社

刊行年月 平成二十二年八月

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器の写真を掲載

⑥文献名 『特別展「平城京と東海道諸国の国分寺」展示図録』

(編集 上田市立信濃国分寺資料館)

発行機関 上田市立信濃国分寺資料館

刊行年月 平成二十二年九月

摘 要 「東海道東巽道」木簡写真の写真を掲載

⑦文献名 『別冊太陽 世阿弥入門』(執筆 天野文雄)

発行機関 平凡社

刊行年月 平成二十二年九月

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器の写真を掲載

⑧文献名 『平城京事典』(執筆 浅野啓介・今井晃樹ほか)

発行機関 柊風舎 (奈良文化財研究所編)

刊行年月 平成二十二年九月

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器の写真を掲載

⑨文献名 「大和発掘物語 西大寺旧境内 上・中・下」(執筆 山成孝治)

書誌名 『毎日新聞』朝刊コラム

発行機関 毎日新聞社

刊行年月 平成二十二年十月二十九日・十一月十七日・十二月一日

摘 要 イスラム陶器・「石上宅嗣」木簡・「大政官謹奏」木簡を掲載

⑩文献名 『中学歴史資料集 ビジュアル歴史』(執筆 鈴木優子)

発行機関 東京法令出版

刊行年月 平成二十三年一月

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器の写真の写真を掲載

⑪文献名 『すべての道は平城京へ』(執筆 市大樹)

発行機関 吉川弘文館

刊行年月 平成二十三年六月

摘 要 「東海道東巽道」木簡の写真を掲載

⑫文献名 「万葉という時代」(執筆 渡辺晃宏)

書誌名 『NHK 日めくり万葉集』vol.17

発行機関 株式会社日本アートセンター

刊行年月 平成二十三年八月

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器の写真を掲載

⑬文献名 「奈良時代と「唐物」」(執筆 森公章)

書誌名 『アジア遊学』第一四七号

発行機関 勉誠出版(河添房江・皆川雅樹 編)

刊行年月 平成二十三年九月

摘 要 「神護景雲二年」年紀木簡の写真を掲載

⑭文献名 「遣唐使と来日「唐人」」(執筆 矢野建二)

書誌名 『専修大学東アジア世界史研究センター年報』第六号

発行機関 専修大学社会知性開発センター

刊行年月 平成二十四年三月

摘 要 「皇甫東朝」銘墨書土器の写真を掲載

VI 出土文字資料の遺物見学と意見交換会の実施

西大寺旧境内出土の文字資料の重要性に関する認識が高まるにつれ、各専門家の個別来訪による遺物実見や意見交換会を左記の如く実施した。

①文化財関係機関担当者による視察・資料見学・意見交換会

第一回 馬場基氏・浅野啓介氏・桑田訓也氏(奈良文化財研究所)

平成二十一年七月三十一日

第二回 山本崇氏(奈良文化財研究所)

平成二十一年十月十四日

第三回 山下信一郎氏(文化庁文化財保護部)

平成二十二年八月三日

②学識者らによる資料見学・意見交換会

第一回 市大樹氏(大阪大学)・竹内亮氏(大阪市立大学)

平成二十一年十二月二十五日

第二回 佐藤長門氏(國學院大學)・平野卓治氏(横浜市立歴史博物館)

および國學院大學文学部日本史専攻学生

平成二十二年十一月一日

第三回 吉川真司氏（京都大学）および京都大学大学院文学研究科日本史研究室関係者

平成二十二年十一月五日

第四回 遠藤慶太氏（皇學館大學）・多田伊織氏（国際日本文化研究センター）

一）竹内亮氏（大阪市立大学）・竹本晃氏（奈良県立万葉文化館）

渡部亮一氏（立命館大学）

平成二十四年一月十七日

Ⅶ その他のマスコミ等による個別取材と報道等

①取材社名 奈良新聞社

報道結果 奈良新聞 平成二十一年十二月十五日付朝刊 「法王」木簡

②取材社名 読売新聞社

報道結果 読売新聞 平成二十二年四月二十日付夕刊 「長」銘墨書土器

③取材社名 日本放送協会（NHK）

報道結果 NHKテレビ番組「幻の八角七重塔」平成二十二年十月十日

NHK・BSチャンネルで放映分八十九分

（武田和哉）

第二節 出土文字資料の概要

I 出土文字資料の種類と数量

西大寺旧境内第二十五次調査において出土した文字資料の種類と数量については、左記の如くである。

①木簡（削屑も含む） 一九三九点

文字を書いていると見なしうるもの。ただし、ごく小片の削屑断片、あるいは筆ならしなどの可能性が高いものはこの中に含めていない。なお、後段に揭示した木簡积文においては、具体的な积文を作成もしくは想定できたもの、および明瞭な墨画のみを採録している。採録総数は四九八点である。

②墨書土器 二八九点

文字を書いていると見なしうるもの。ただし、ごく小破片のため判断が困難である墨痕、あるいは筆ならし等の可能性が高いものはこの中に含めていない。なお、後段の第五節に掲示した墨書土器积文においては、具体的な积文を作成もしくは想定できなかったものでも、墨書もしくは墨画として認めうるものは全て採録し、土器の器種や墨書の部位などのデータを揭示した。この点は前記の①木簡とは採録の方針が異なっている点を予め留意願いたい。

③墨書石 一点

・文字を墨書しているものとして認識できたものを採録した。

④刻印瓦 四点

・瓦の表面に刻印しているもので、明瞭に字画などが認識できたものを採録した。

Ⅱ 出土木簡（削屑）の概要

本項では、出土した木簡（削屑を含む）に関する概要と、重要な個体に関する個別の所見について述べる。

①木簡（板状）観察の所見

本調査出土木簡のうち、板状の木簡の遺物観察の結果得られた所見を以下に述

べる。まず、本調査において出土した木簡で、完形品もしくはほぼ完形品であったとみとめられるものは十点程度に留まり、点数上から計算する限りでは全体に占める比率は一パーセントにも満たないことになる。これは、同じ平城京内での大量木簡の出土事例である平城宮木簡・長屋王家木簡・二条大路木簡などに比べると、かなり低い比率であると指摘できる。

また、板状の木簡に関しては、大半の個体には木簡として使用された後に「二次的な加工」などを施した痕跡、あるいは「二次的切り折り」による裁断、もしくはコゲ痕のいずれかが確認できる。「二次的な加工」には、縦方向に割り裂いて細くするなどの傾向が顕著にみられ、その結果として木簡の文字の左右部分が途切れる状況になっていた。また、「二次的切り折り」の場合では、木簡の文字の上半または下半が途切れるなどの状況となって現れている。さらには、木簡の上端もしくは下端などにコゲ痕がある事例も比較的多くみられた。

これらの傾向が多く観察されることからすると、本調査で出土した木簡のほぼ大半のものは、使用後に何らかの改変を受けていることになる。その理由や目的については後段でさらに詳論するが、こうした事実は使用した木簡を基本的にはそのまま廃棄していなかったことを示すものである。

また、木簡に使用された木材の中には、何かの部材であったとみられるもの、また何かの木材を切り取りした後の端材と思しきものも含まれている。こうしたものが利用されていることにも、留意をしておきたい。

②木簡（削屑）観察の所見

次に、削屑についての観察所見を述べる。本調査で出土した削屑の中には、大きな破片のものがいくつも見られる。特に、「平城宮内で多く見つかる削屑に比べて、本調査出土の削屑の個体は比較的大きい印象がある（奈良文化財研究所担当）」との指摘もある。

これについては、まず第一には前に墨書した表面を削り取る際の方法と密接な関連があるとみられる。本調査出土の削屑の場合、短い単位で削るのではなく、比較的大きな単位で削り取っていた傾向にあったということを経験できるかもしれない。第二には、廃棄された後の環境が、削屑などの木片の保存に適していた、

という点がある。すなわち、腐食・分解などの作用を受けにくかったために、結果として大きな個体として残る結果になったという可能性もある。

③樹種と木取りについて

本調査出土木簡（板状・削屑とも）のうち、約五五五五の保存処理を実施した。その際に、全ての点数ではないが、樹種鑑定を行っている。その結果は、第四節の釈文の頁において、該当個体の項目に表示しているので参照されたい。

結果的に、鑑定を実施した個体のうち、概ね五割はヒノキもしくはヒノキ属などであった。また、残りのうち、約三割強がスギであった点にも注目したい。近年の木簡に関する報告では、樹種の鑑定を実施する事例が増えているが、それ以前では木簡には基本的にヒノキなどを使用していたとする認識が有力であったように思われる。

今回の鑑定結果により、スギが多く使用されていたことが判明したが、このことを以て直ちに当時の木簡にスギ材を使用することが一般的であったという結論を導くのは早計であるようにも感じられる。すなわち、全体では前記のような割合を示しているが、削屑のみに関してみれば、ヒノキもしくはヒノキ属である事例が大半を占めている。

削屑は、既に墨書した内容を削り取って、あらたに何らかの墨書をして別の木簡を作成しようとするための行為であったと理解するならば、削屑に見える樹種の傾向は、当時「木簡」として実際に使用されていた樹種の傾向をある程度反映しているのではなからうか。このことは、後段でも詳しく述べるが、習書木簡が多く、さらにその墨書した材木の中にすくなく転用材や端材が含まれていることも併せて考慮すると、やはり実際に木簡として作成される個体に使用される樹種は、ヒノキが主流であった可能性があろう。

次に、木取りについては、椗目・板目の比率が、判明したものの（板状）を対象として集計する限りでは、概ね七対三の比率であった。この比率の傾向については、現状ではそれが高いか低いかなどの判定評価をするだけの比較対象が見えない。まずは、結果としてここに指摘し、以後の研究に判断を委ねたい。

④部材・端材への墨書

前項でも述べた如く、本調査出土木簡の中に部材・端材を転用もしくは利用したものが含まれている。その事例としては、部材転用のものに史料番号〇四〇・一五六・一五八・一六六・二七三・一八八などがある。これらは概ね「何かの脚部などの部材とみられるもの」・「箱の側板とみられるもの」・「曲物の底板とみられるもの」・「檜扇とみられるもの」・「その他の用途のもの」の五種類に大別される。また、端材利用のものとしては、一五一・二五二・一六一・二七四・一八〇などがある。

これらのうち、樹種が判明しているものを見ると、部材転用事例ではそのほとんどがスギであるのに対し、端材利用事例ではほとんどがヒノキであるという傾向にある。こうした傾向をみる限り、当初は木簡以外の用途で使用された木材にはスギが多いという傾向が看取できよう。一方で、端材については基本的にヒノキであるという傾向を得たが、これらの端材が形成される段階の状況が復原できないため、この結果が意味することに關する明確な指摘は困難である。

⑤木簡の二次利用および廃棄の様相

本調査出土木簡（板状）の大半に、二次的な加工もしくは二次的切り折り、あるいはコゲ痕のいずれかが観察できる点は既に前項にて言及した。このことは、これら木簡の多くがそのまま廃棄されなかったことを意味する。

二次的な加工にみられる傾向としては、例えば箸状に縦長に割り裂いて、片方の先端を細く削るなどの加工を施した例（史料番号〇一七・一二五）などがある。こうした例はかなり多くあり、その多くは縦長に割り裂いているために、字画や墨痕の確認はできるものの、釈読が困難なため、結果として本報告中に含まれていないものが多くなっている。本篇第四章第三節 木製品の報告でも述べているように、本調査では六〇〇〇点にもぼる箸状の木製品が出土している事実もある。果たしてこれらの木製品の用途が本当に箸であったのかどうかは、さらに厳密に検証していく必要が当然残っているが、何らかの理由でこうした形状の木製品が大量に必要とされていたことはほぼ間違いないと推測される。そのため使用済みの木簡が二次的な加工を施されて転用されていたことは推測される。

次いで、二次的裁断の様相についてみておきたい。これもかなりの木簡にみら

れるものである。その方法はかなり大雑把に刃物を木目と直角に当てて切り目を入れ、その後へし折るといった「切り折り」がほとんどである。こうした方法や様相からは、裁断後にまた木簡として再利用するという意図は基本的には見受けられない。何らかの意図により木簡を細分化する目的で裁断したと推測される。

木簡を裁断する理由として、ひとつには機密性や重要度の高い内容の木簡の隠滅ということが考えられないわけではないが、本調査出土の木簡に關してはその可能性は低いと考えられる。その理由としては、こうした二次的裁断の方法が大雑把かつ乱雑であつて、結果として墨書内容の隠滅には完全に至つてはいないこと、また二次裁断を受けた木簡の中に習書した内容のものが少なからず含まれていることなどが挙げられる。

このように考えると、二次的裁断は別の目的での二次利用か、あるいは廃棄前のひとつの段階であつた可能性の方が高いと考えられよう。仮に二次的な利用の場合には、前述の箸状木製品とは異なる形態での転用目的があつたのではないかと考えられる。

さらに、コゲ痕がみられる点についても言及しておきたい。コゲ痕があるということは、少なくともその個体の最終的な廃棄か、もしくは消滅を前提とした最終利用のいずれかによる痕跡であると見なさざるを得ない。廃棄のための焼却ということについては、これまでに平城京内で大量に出土した木簡群の事例では、多くの場合は現物を地中に埋めることによる廃棄事例ばかりであつた。しかしながら、近年に平城宮東方官衙内で確認された廃棄土坑では、焼却の痕跡がみられるとの見解がある（奈良文化財研究所担当者の指摘）。となると、本事例とも併せ、焼却という行為が奈良時代の木簡あるいは木材廃棄のひとつの方法として実施されていたことを示す事例となる。

ちなみに、木簡の廃棄過程がよく観察できる事例として、〇〇一がある。金堂所の牒として使用されたものであるが、その後に縦方向に数片に割り裂いて、そのうちの一片はさらに刃物を使って切り折りしている。そのうちの片方と、別の個体の先端にはコゲ痕がみられる。この事例の場合では、コゲ痕が最終焼却の焼け残りなのか、それとも二次利用のための「焦がし」であるのかは特定できない

が、使用された木簡の廃棄もしくは再利用のひとつの過程が観察できる良好資料として認識しうるものである。

⑥記載されている内容について

ここでは、釈読した内容から、墨書されている記載内容に関する傾向についてその様相を述べる。

本調査出土木簡には完形品が極めて少ない事実は既に述べた通りである。また、前項で指摘したように、その二次的な加工・裁断等により、全ての個体の文字内容が把握しづらい傾向にある。かかる一定の条件の中で、釈読できた内容を見る限りでは、まず「西大寺」などの文字が多く散見されること、さらに『続日本紀』などの既存史料に記されている西大寺の施設である「嶋院」などの名称がみえること、そしてこれら木簡の出土地点が本篇第二章第一節で述べているように、西大寺旧境内の主要伽藍地区の南方に該当していることや、後段で述べる年代的な手掛かりなどの諸点を総合すると、これらの文字資料が明らかに奈良時代後半期の西大寺に由来する資料群であることは疑いようがない。

ついで、記載されている内容については、以下の範疇に大別できる。

A 文書・記録・伝票等

B 寺院・仏教関係

C その他

D 習書

このうち、Aカテゴリーについては、第四節に示す釈文一覧を見るとわかるように、牒や解、請の各書式のもの、伝票のもの、年紀のあるものや数量を記したものなどがあるが、相互に関連性が看取できるような体系的な史料群ではない。この点は、かつて発見された長屋王家木簡などとは大きくことなる点であろう。その点では、西大寺に関するものもあれば、直接的には関連性がみえにくい内容のものもあり、一見して雑多な様相にある。

また、Bのカテゴリーについては、三綱に関するものなどいわば寺院内の組織運営に関する内容や、四分律などの經典や悔過など宗教行事に関する内容のものがみられ、この出土文字資料群のひとつの大きな特質として指摘しうる点である。

ただし、前述のA同様に、各史料とも相互に関連性が深いものはほとんどなく、体系的な状態でない点も指摘できよう。

Cのカテゴリーについてもさまざまなものがあるが、顕著な事例として「くじ引き」木簡の存在があげられる。これについては後段にて詳述する。また、万葉仮名で書かれたものがあるが、その意味は明確ではない。

最後のDカテゴリーは、一番多い出土比率を占めている。過去の大量出土の事例に比較しても、習書の比率は高い方であろう。その点では、習書の多さも本資料群のひとつの特質として指摘しうるであろう。

なお、次項以下ではこれらの各カテゴリーごとに、重要事例を報告する。

⑦A 文書・記録・伝票等木簡の様相

このカテゴリーの中でまず注目したいものとしては、史料番号〇〇一がある。前項では木簡廃棄のひとつの過程が観察できる事例として紹介したが、これは「金堂所」が出した麻柱に関する牒である。「嶋院」については、当該釈文の注記にも記載しているように、『続日本紀』神護景雲元（七六七）年九月己酉条にその名が見えるものの、詳細は不明である。ただし、この記事では、称徳天皇がこの時に行幸したことが記されており、西大寺の堂院の中でも重要性の高い存在であったことは想定される。この「嶋院」の名を記した出土文字資料が出現したことは、大きな手掛かりの追加となろう。

また〇一〇は、本資料群の中で唯一、明確な年紀が確認できる木簡である。神護景雲二（七六八）年三月六日の日付が明瞭に記されている。文字内容が完全に把握できないが、衣服に関する内容の文書とみられ、別筆による習書も見える。表面の字は左・右辺で途切れており、また文書の上半に該当する部分がないので、使用後に何らかの目的で上端の切断と縦方向への割り裂きがなされたとみられる。また断定はできないが、習書は比較的板の中央に書かれているので、割り裂きの後の段階で書かれたのかもしれない。

〇一二は数少ない完形品の伝票木簡である。石を運搬するために車輜を雇ったことに関しての、代金や費用支払いの過程が明らかとなる。表には、代価として四百文がかかったことが記され、さらに別筆でこの支払いをした旨が書かれる

が、裏面においてはさらに支払い完了を確認したことが別筆で書かれている。つまり支払い行為に際して、二重の確認作業が行われていたことが判る。

〇三五は、石上宅嗣の官職と位階を記したものである。記載されている内容から判明したこととしては、ここに記された官職・位階は『続日本紀』の記述との照合により、神護景雲二(七六八)年正月から宝亀元(七七〇)年九月までのものであることが判明する。また、「造東内長官」との記載がみられるが、これは『続日本紀』には記されていない内容であり、この史料によって初めて判明した事実である。「造東内長官」については必ずしも明確ではないが、平城宮の東院を造営する責任者ではないかと考えられる。この史料の特徴としては、官職・位階等を記した部分の右端に、一〇四までの数字が記載されており、その場所は官職・位階名の各記載位置と対応していることである。こうしたことから、石上宅嗣の位階書きのひな形のような形で作成されていたのではないかと指摘がある(註一)。ただし、一方ではやや不審な点もいくつかある。すなわち、本来の位階書きの書式で本事例を復原するとしたら「参議従三位行式部卿兼常陸守中衛中将造東内長官」となるはずである。また、太政官奏の署名ならさらにその下に「臣」が必要となるのだが、本事例には反映されていない(註二)。これらの点を考慮すると、直ちに位階書きのひな形と見なすには慎重とならざるを得ない。また、表面の下部には逆字で「正三位藤原」と「三野大領丸部」とも書かれる。このうち、「正三位藤原」とは、女官のことを指している可能性も排除できないが、普通に男官であるとみなしてその候補者を探ると、時期的にみて藤原魚名か良継のいずれかを指していると思われる。また、「三野大領丸部」については、讃岐国美濃郡の郡領氏族として「丸部臣」が確認され(註三)、さらに『続日本紀』宝亀二年三月辛酉条には、讃岐国丸部某の記事も見える。

西大寺旧境内から西大寺に関する木簡に混じって、このような石上宅嗣の官職・位階の明細を記した木簡が出土したことの背景にはいくつかの理由が考えられる。石上宅嗣と西大寺との接点を探ると、平安時代に編まれた漢詩集『経国集』所収の石上宅嗣の漢詩「三月三日於西大寺侍宴应詔」が見える(註四)。この三月三日が具体的に何年のことかは特定できないが、『続日本紀』神護景雲元

(七六七)年三月壬子条には「幸西大寺法院、令文士賦曲水、賜五位已上及文士祿」との記事があって、文人官僚が称徳天皇主催の西大寺での宴に列席したことを伝えている。石上宅嗣は、当時「文人之首」と称され、漢詩に秀でた文人の筆頭格の人物であったから参加していた可能性が高く、前述の漢詩の内容に関わる記事ともみられる。この宴は、恐らく節会の宴であり、年中行事に伴うかかる宴席が西大寺において開催されていたのであれば、石上宅嗣が定期的に西大寺に赴く機会は屢々あったのであろう。そうした際の祇候等の必要性から、こうした木簡が作成された可能性はあるかもしれない。

〇四二は、五十センチを越える長大な木簡の表面に東海道と東山(巽)道の国名を、また裏面には南海道各国の郡名をそれぞれ列記した木簡。このような事例は過去に出土した類例がなく、その用途は定かではないが、やはり文書作成のための心覚えなどの目的で作成されたのではないかと推測する。このうち、裏面は劣化が著しく、現状の高性能赤外線カメラを以てしても内容が特定できなかった部分がある。この記載内容でまず留意すべき点としては、東海道諸国の中に武蔵国が含まれていることである。武蔵国は『続日本紀』によれば、宝亀二(七七二)年に東山道から東海道に移管されており(註五)、こうした事実を反映した内容として記されている可能性がある。もしそのように分析した場合には、当該木簡は宝亀二年以降に作成されたものと見なしうであろう。

ただし、一方では東海道諸国に含まれるべき甲斐国が東山道諸国の中に含まれていることを指摘しなければならぬ。もし、この記述を作成者の錯誤とすれば、前述の武蔵国が東海道諸国の中に含まれていることについても錯誤である可能性を免れなくなり、木簡作成の時期特定の手掛かりとすることは困難となる。事実、これ以外に陸奥に相当する箇所が「常奥」となるなどの様相も見受けられるので、誤記をした可能性を否定はできない。しかしながら、本資料発見の報道発表の後に、甲斐国を令制とは異なり東山道の中に入れるべきとする認識が当時存在したことを指摘する説が提示されている(註六)。また、この木簡で同時に注目すべきこととして、東山道を「東巽道」と記している点である。「巽」の字は、漢音・呉音ともに「ソン」の音価であるので、これに従えば東巽道は

之四明對僧自恣法增一示如來同僧坐於草座
 告諸比丘汝等各就草座我欲受歲等廣如新歲
 經中次正對僧自恣法其一五德至上座前大數
 坐具互跪第二五德至次座前立此僧四分云若
 上座見五德來即從座起互跪偏袒右肩合掌一
 切僧即隨上座法十誦云五德是上座者應加捉
 足之言應作法言大德一心念衆僧今日自恣我
 比丘某甲亦自恣若見聞疑罪大德長老哀愍故
 語我我若見罪當如法懺悔三上座復本座其五
 德至第三上座前立彼第二五德在次座前立者
 同上作法如是展轉至于下座隨其說訖還復本
 座律開病者隨身所安準此不病若二五德自恣

図1 『四分律刪繁補闕行事鈔』の当該部分（トーン部分は〇五〇木簡で判読できた文字部分）（経本の底本は大正大藏経）

「とうそんどう」と読むことになる。こうした表記例は今までに知られてはおらず、今後の研究を待つ必要があるが、この問題に關しても「異」と「撰」の字が普通の關係にあつたことを指摘し、「セン」の音価が存在した可能性があること、そしてその結果「東山道」は今日読み慣わされている「とうさんどう」ではなく、「とうせんどう」であり、それは後代の「中山道」なかせんどうに通じる呼称であつたことを主張する意見が、同様に本資料発見の報道発表後に提示されている（註6）。説得力に富む指摘であり、ここに附記して後考を期待したい。

二〇一〜二〇三は、「大政官」の名が見える。「太政官」と異なり「大」の字が用いられるのは、当時の文字使用の実態を反映していると考えられる。削屑であることや、字が均整でないことから、正式な木簡に係るものとはみられないが、三例も出土していることは注目され、こうした書式の文書が寺内で起案されてい

た可能性を強く示唆する。

この点に關しては既にいくつかの見解が提示されており、称徳朝において天皇の行幸が頻繁であつた西大寺内に太政官の官員が常駐するような状態にあつたことを示すものとして積極的に評価する意見がある（註7）。ところが、『続日本紀』天平宝字四年七月庚戌条には、時の大僧都・良弁らの上奏文が引用されていて「三色師位并大法師位、准勅授位記式。自外之階、准奏授位記式。」とみえる（註7）。すなわち、下級の僧位は公式令の奏授位記式条に基づき授けられるようにしたことを示した記事であり、その規定に従えば「太政官謹奏」の書式となる。なお、後代の『延喜式』にも僧官任用に關する際の規定が見え、在京の大寺の入位の僧に關しては天皇の勅命により叙任がなされていた（註8）。この部分は『貞觀式』に由来しているとみられ、もしそうであれば奈良時代後半期にまで遡りうる可能性もあり、内容的には『続日本紀』天平宝字四年七月庚戌条の記事にも通じるものとも言えるであろう。こうしたことなどを考慮すると、当時の西大寺だけであることは存外多かつたと想定することもできるのではないか。

⑧ B 寺院・仏教關係木簡の様相

史料番号〇五〇は、『四分律刪繁補闕行事鈔』などの經典にみられる一節を記した木簡である。一部の字画は木簡の状態が思わしくなく、釈読できなかった。また、釈文にも示す通り、「哀」の字が「怠」になっているという異同が確認できる。『四分律刪繁補闕行事鈔』については、唐代の僧で南山律宗の開祖である道宣の編によるものであり、僧に戒律を授ける際の儀式次第を記した内容である。ここに書き出されている部分は、まさにその儀式において僧が読み上げ三回繰り返す部分に該当している。しかも、経文の意味ごとに付点が付された箇所が見受けられるので、実際の行事の際に確認するための手控えとして作成された可能性があろう。

また『四分律』については、〇五三にも名が記されている。日本には、道宣の法嗣筋にあたる鑑真が請来したことが知られており（註9）、また宝龜十一（七八〇）年成立の『西大寺資財流記帳』にはその名が見える。事実、これら

〇五〇・〇五三の存在なども併せて考慮すれば、西大寺の創建当初の時期より備えられ供せられていたのではないかと推測されよう。

〇五一・〇五二には、「悔過（けか）」の文字が見える。〇五一に見えるのは恐らく「悔過威儀大徳」の語になるとみられるが、大正大蔵経を検索する限りでは、「威儀大徳」の例は見えるものの、この語については存在しない。

そもそも、「悔過」とは、過去に犯した様々な過ちを、仏前にて発露し懺悔する行為・儀式のことである。奈良時代には平城京内の各寺院において「薬師悔過」「吉祥悔過」「阿弥陀悔過」などが行われた記録が見えるが、これらは儀式に際して主尊となす仏の別により名称が異なっている。ただ、儀式の構成には共通項が多いと考えられている。よって、出土木簡に「悔過」の名が見えることは、西大寺においてこうした儀式が執り行われるなどしていた可能性を示唆するものである。

二四一は削屑であるが、三綱務所の名が見える。三綱務所とは、寺内組織を運営統括する三綱（上座・寺主・都維那）の僧職の総称であり、これらの事務機関を指している。よってこの削屑は、西大寺における三綱務所に関する文書の一部であったとみられる。また、二四二は三綱の発した文書（牒）の断片の可能性があろう。

⑨ C その他の木簡の様相

前項の⑦・⑧以外の範疇に属しないもので、特に言及しておきたい資料について述べる。

史料番号〇六〇く〇六五までは、所謂「籤引き」の木簡とみられる。内容的には、「法王」から始まり、「律師」、「法師」、「沙弥」Ⅱ（仏門における弟子の意味）と僧の位が書かれたものがあり、最後に「我（餓）鬼」がある。「法王」は、称徳朝における道鏡の存在を反映したものであろうか。以下、僧の位がいくつか揃っており、最後に仏教思想上において最も忌むべき姿である「餓鬼」まであるので、籤引き遊びの要素としては一通り揃った形にはなっている。ただし、〇六一・〇六二・〇六五が上端の両角を取った形で、寸法も概ね一致しているが、それ以外は形状と寸法が異なっている。また、「沙弥」の可能性があるものがふたつ存在することもあるので、あるいは複数の籤引きのセットが混在して

出土している可能性もあろう。

籤引き木簡の事例としては、長屋王家木簡の中に類例があることが知られているが、本調査出土のものは点数・内容的にもバラエティに富み、しかも仏教界に関する内容という共通点がある。寺院旧境内地より出土したものと、また当時の生活の一端をうかがい知ることができるとして注目されよう。

〇一九・〇二〇は、万葉仮名で表記したものである。ただ、双方とも字は明瞭であるが解釈は困難である。〇一九の表面冒頭と後段には人名が書かれ、裏面には日付と表面後段に書かれていた人名が記されている。

二三〇および二二九は削屑であるが、「評」の字が見える。特に二三〇には「風早評」と伊予国に実在した評名が記されている。評の名が史料に登場するのは、奈良時代初期頃までであり、なにゆえこの本資料群の中に含まれるのかについては、記して後考を俟ちたい。

⑩ D 習書木簡の様相

前項でも述べたように、本史料群の中で習書木簡が占める比率は比較的高い。しかも、各種の部材や端材などに墨書している例があり、また後段でも述べるが墨書土器も多く出土していてその中に占める習書の比率もやはり高いこと、また転用硯が数多く出土していること（本篇第四章第三節参照）などを併せて考えると、文書作成を担当する機関・部署の存在が強くうかがわれよう。このほかに全体的な傾向としては、特定の文字を習書している点指摘できる。頻出する字としては、「道」・「為」・「是」・「大」・「者」・「有」・「得」・「人」などがある。特に「道」は、しんにょうの字体の代表格として練習対象にされている観がある。また、習書は既に使用した木簡にも及んでおり、たとえば前掲の〇一〇・〇三五・〇四二などの木簡の空白などに別筆で書かれていることが確認される。こうした点からしても、本資料群全体からは旺盛な習書目的が看取されるであろう。

⑪ 木簡の記載内容からみた年代の手掛かり

最後に、本調査出土木簡の年代特定の手掛かりについて述べる。既に報告の如く、本資料群は出土地点および記載の内容などから、奈良時代の西大寺に関連性がある資料群であることは疑いようがない。その上で、さらに詳細な手掛かりを

集めると、以下の如くとなる。

- a 〇一〇「神護景雲二年三月五日」
- b 〇四二 東海道に武蔵国が入っている。↓宝亀二年以降。
- c 〇三五「参議従三位式部卿常陸守中衛中将：石上朝臣」 ↓石上宅嗣の神護景雲二年正月、宝亀元年九月初までの官職位階。
- d 一五四「□□□〔閏八月カ〕」 ↓もしこの内容だと仮定した場合、『続日本紀』によれば、奈良時代で閏八月がある年は、天平宝字元(七七七)、宝亀七(七七六)のいずれかのみ
- e 一三〇「□〔天カ〕天応心」 ↓「天応」(七八一年のみ)の習書か

これらの中で確実なものとしては、aとcが挙げられよう。このほかbについては前述の如く誤記の可能性が完全に排除できていないが、肯定的に考えるのであれば、宝亀二年以降となる。dについては、ふたつの年ともに確実なaとcには比較的近い判断が難しい。また、eについては天応の年号を習書したのかどうかは確実ではないので、確たる証拠として扱うことはやはり困難である。

以上のことから、確実なaとcの手掛かりのみに依拠すれば、神護景雲二年、宝亀元年(七六八、七七〇)となる。あとは、b・d・eなどの整合性なども考慮するのであれば、神護景雲二年以降の一定の期間という想定になろう。

なお、年代については、最終的には墨書土器や他の出土遺物の年代観も総合して、小結の部分にて改めて詳論することとし、木簡における年代の手掛かりに関して、本項においては現状の把握をするに留めておく。

III 出土墨書土器の概要

墨書土器の概要について述べることにしたい。

① 墨書土器の傾向と観察所見

本調査において、墨書土器は約二百七十余点が出土している。これは前段でも記したように、あくまで字画や記号・墨絵等を記したものと認識できるもの数であり、筆ならしなどの痕を入れると、さらに多数の個体が存在する。また、墨痕が認められる個体も含めると、その点数はさらに増加する。墨痕のあるもの

のなかには、転用硯が多く含まれている。その詳細については本篇第四章第二節の土器報告において言及されているので、ここでは割愛する。

墨書土器として把握した分について、須恵器の占める割合は約四割余、また土師器は六割弱であった。また、記載面について、内面のみに墨書している例は約二割程度、外面のみに墨書している例は約六割五分、内面と外面の双方に墨書している事例は約一割五分との統計を得た。また、器種については、約九割が杯・皿などの供膳形態の土器であるのに対し、鉢・壺・甕などの貯蔵形態の土器は五分強、また土師器甕などの煮沸形態の土器は五分弱程度となっている。

近年、平城宮および京内出土の墨書土器の集成・研究が進捗しつつあり、各種の統計が報告されているが(註10)、平城宮内における傾向としては、種類別では須恵器は五割五分で土師器は四割五分の比率、また器種については、供膳形態の土器は九割五分、貯蔵形態は五分弱、貯蔵形態は一分にも満たないとの統計がある。一方、平城宮および京内寺院に関しても、種類別では須恵器は約七割に対し土師器は約三割の比率、供膳形態はやはり九割五分を越えている。須恵器と土師器の比率については、宮内と京内には差異が認められるが、大まかな器種の傾向でみれば、供膳形態が圧倒的に多いという点では類似した傾向を示す。

これらの統計結果と本調査出土の墨書土器群の様相とを単純に比較する限りでは、須恵器の比率は京内・宮内に比しても低い結果となっている。また、大まかな器種については、宮内・京内と概ね似たような傾向ではあるが、僅かに供膳形態の比率が低いという点は指摘できるかもしれない。

次に、墨書土器の観察結果として指摘できる点としては、習書の多さが挙げられる。同じ字を書くなどしている例は釈文の明らかなものでも十点余りあり、これは内容が釈読もしくは想定できた総点数百点余りの中に占める比率としては一割を越えており、宮内の統計の三分程度を大きく越える結果となっている。前述の如く、墨書土器として集計をしていない筆ならしや墨痕のある土器、さらには大量の転用硯の出土とも併せて考えれば、やはり特異な様相である。この点は、前項の木簡に関する概要において述べたように、習書が多い傾向とも軌を一にしていると言える。

② 墨書土器の二次利用および廃棄の様相

本調査で出土した墨書土器で、ほぼ完形のものには五点に満たず、木簡と同様にやはり低い傾向にあると言える。また、習書が多いことや、転用硯の多さなどからみても、使用されていた墨書土器の多くは、そのまま廃棄されたのではなく、二次的に利用されたとみるべきかもしれない。

なお転用硯の中には、大量の墨痕が付着したものが多く、結果として字画の存在が確認できなかったものもあることを附言しておきたい。

③ 記載されている内容については、以下の範疇に大別できる。

- A 人名・使用場所等
- B 内容物
- C その他
- D 習書

このうち、Aカテゴリーについては、今回は「皇甫東□」の文字が見え、『続日本紀』に記述がある皇甫東朝のこととみられ、詳細は後段で詳論する。このほか、十三例が人名の可能性がある。また使用場所については、木簡同様に「西大寺」を記すものがみられるほか、寺院内の部署と思しき記載もいくつか見受けられた。また、「官」の事例が目立つ。

Bについては、「粥」と「水」の事例が多く、寺院内の食生活などを反映した内容となっている。

Cについては、特に指摘しうるような顕著な傾向はみとめられない。

Dについては、既に点数の多さは指摘したが、土師器に書いた例が多い。ただし、もともと墨書土器全体として土師器が多い傾向にあるので、そうした背景を考慮すると、自然な帰結となるのか。

以下、個別の重要事例について述べる。

史料番号五〇一は、土師器甕の体部外面に書かれたもの。「西大寺 信師」とみえ、特に「信」の字が強調して書かれている。寺内に居た特定の僧侶の略称である可能性がある。であるなら、この器はその人物の使用に帰属したものであったか。

五〇二は、一部を欠損しているが、いくつかの習書などに混じって、「皇甫東□」と書く。「浦」と「甫」は音通とみられるので、奈良時代に唐から渡来して朝廷に出仕した皇甫東朝のこととみられる。皇甫東朝の略歴については釈文の注記に記しているので参照されたいが、天平の遣唐使で来日した人物であり、その後暫くの間は動静は不明であるが、称徳朝になってしばしば『続日本紀』などにその名が見えるようになる。神護景雲年間から宝龜年間にかけては、「花園正従五位上」の職位にあったことが知られる（註1）。

平城宮・京および京内寺院を問わず、正史に名が見える人物名を墨書した土器が出土するのは、極めて珍しい。どのような理由でこの者の名が土器に記されたのかのような用途に使用されたのかは定かではない。ただ、墨書の様相を見る限りでは、字は底部外面の中央に大きな字で書かれてはいるものの、やや稚拙であり、また関連性のない習書もある。こうしたことから、何か実際に使われたかどうかについては些かの疑問が生じる。なお、この土器の口縁部には煤けた痕跡が認められる。灯明などの用途に使われた痕跡とみられる。

五〇三は習書とみられるが、「法王」の字が確認できる。これは、前述の木簡の〇六〇にも見え、こちらは当時の世相がある程度反映したものとみられるが、実際に書く必要により習書された可能性も完全に排除はできないであろう。

五一六は、字の部分が分割されているため、釈文の確定には到らないが、「大殿」である可能性がある。また、五一八〜五二二には「官」の字が見える。このうち、五一八の「官」はツカサで、担当部署を示す用例であるが、五一九〜五二二は単独で「官」とあるので、異なる用例の可能性もある。寺内における「官」の機関としては、まず第一には令外官の「造寺司」が想定されよう。西大寺の場合、「造西大寺司」であり、『続日本紀』には神護景雲元（七六七）年二月条に佐伯今毛人が造西大寺司長官に任命された記事がみえ、同年七月には次官が任命されるなどの動静が見える。その後も任免記事は定期的に見られるが、宝龜九年八月に見える次官任命記事が『続日本紀』における最後の「造西大寺司」に関する記事となっている。多くの史料が残る造東大寺司と比べて、史料に乏しい造西大寺司の実態は明確ではない。

④ 墨書土器の記載内容からみた年代の手掛かり

墨書土器の記載内容からみた年代の手掛かりとなるものについては、

a 五〇二「皇浦東□〔朝カ〕」

程度しかない。『続日本紀』における皇浦東朝の記事は神護景雲元年以降多くなるものの、宝亀元(七七〇)の越中介任命の記事を以て以後の動静は不明となる。よって、この期間がひとつの目安ということになる。

IV その他の出土文字資料の概要

木簡と墨書土器以外の文字資料については、墨書石・刻印瓦がある。このうち、刻印瓦については本篇第四章第一節の瓦の報告において述べられているので、詳細はそちらに譲ることとする。ここでは、墨書石に関して以下に述べる。

史料番号八〇一は、径約三センチの石英質の川原石の表裏に一字ずつ墨書したものである。石は一見して白の碁石のようではあるが、碁石よりも大きくまた扁平でなく丸みが強いので、碁石に使用したことは考えにくい。比較的平たい面がある石の表・裏面に「福」・「石」と記されている。このような事例は、奈良時代以前には知られていない。平安時代以降では、一字一石経が出現するが、書写した字は經典の文言とも言い難いので、一字一石経の類例とは異なっているように思われる。字の内容からすると、何らかの祈願・祈祷に供したものでないかと推測される。

(武田和哉・鶴見泰寿)

第三節 結語

本調査で出土した文字資料を概観した上で、最後に指摘しうる総括的所見をまとめることで、本書の締めくくりとしたい。

I 文字資料群の時期および関係する機関・部署について

まず、木簡の時期に関する手掛かりとしては、前節の⑫で述べたように、確実なものだけを考察の対象とすると、神護景雲二年〜宝亀元年(七六八〜七七〇)であり、またこのほかにある確実性がやや乏しい資料との整合性等も考慮するとしたら、この時期から後の一定期間ということになる。また、墨書土器の記載内容には、時期に関する明確な手掛かりはなく、状況証拠として皇浦東朝銘の墨書土器の存在が挙げられるのみであるが、これは木簡が示す時期と矛盾はしない。結果として、これら文字資料が示す時期は、木屑層から供伴して出土した土器の年代観とも合致している。

この時期は、西大寺の創建期後間もない時期に相当している。出土地点は本篇第二章第一節に述べるように、西大寺旧境内の主要伽藍地区の南側で、十一面堂院推定地の南側付近に相当している。そして、本資料群には「西大寺」などの記載が散見されることからみても、当該時期の西大寺に関する文字資料であることは疑いがない。

ただし、内容的にはひとつの分野・内容に収まらない様相を呈しており、西大寺の中のどの機関・部署より排出されたものであるのか、明確に特定することはできない。それでも、こうした特定分野に限られていないという点も、まさにこれらの文字資料のひとつの特徴として見なさうであろう。当該時期は、未だ西大寺内の伽藍は完全に整備されていなかったことが知られており、造西大寺司による造営活動が続けられていた。創建当初の一定の間において、寺内の諸事務はこの造西大寺司がすべて担当していた可能性が高く、今回の文字資料の内容が多岐にわたっている点もそうした可能性と合うことにはなる。

しかしながら、さらに注目すべきこととしては、本資料群にも見える三綱務所

の存在である。三綱は寺内の僧侶による運営組織であり、もし三綱務所の機能が立ち上がっていたのであれば、造寺司に依拠しない寺内の自律的運営活動が開始されていたと考えられるであろう。特に、史料番号〇五〇などのように、仏教儀式に実際に使用された蓋然性が高い木簡が出土していることは、僧による活動が開始されていたことを示唆するものである。

また、多くの習書木簡・墨書土器および転用硯の出土は、文書作成を担当する機関から排出された遺物であることを強く示している。

以上のようなことなどを総合的に考慮すると、本資料群は伽藍造営が一定程度進捗し、僧侶による寺内運営も開始されて以降の時期に、寺内の諸事務を司っていたであろう三綱務所もしくは類縁の機関において、主として文書作成を担当する部署から排出されたものである可能性が高いと考えられる。

なお、木簡の廃棄に関しては、前節の⑤で述べたように、一部に焼却という手段を用いた可能性がある点が注目される。これは、廃棄のひとつの手段であったのか、あるいは総量を減らすための手段であったのかは判らないが、全ての個体に焼損の痕跡がみられる訳ではない。よって、特定の部署から排出されたものに関して、焼却または転用・切断その他の過程を経て投棄に到ったものか、あるいは各機関・部署より排出された段階で、焼却を受けていたものや切断・転用されたものが混在しており、それらが寺内のどこかに集積された上で一括して廃棄された結果、本資料群が形成されたのかについては、木簡の内容から分析する限りでは不明である。なお、この問題に関しては、出土木製品の考察において、複数の排出源がある可能性が高いことを言及している（本篇第六章三節参照）。

II 文字資料群の特色と歴史的意義

本資料群の中には大（太）政官の名がある二〇一〜二〇三に加えて、石上宅嗣の官職・位階を記した〇三五、また皇甫東朝の名を記した五〇二など、当時の朝廷との深いつながりを示す内容が散見される。また、本報告書の本篇で報告しているイスラム陶器やガラス製品・金箔付着の木製品片などの珍奇な供伴出土遺物とも併せ、これらは称徳朝後半の政治情勢および当該時期に西大寺が果たした役

割などを示す内容として理解できる。

特に〇三五の出現により石上宅嗣に関する未知の官職歴（造東内長官）の新事実を得る結果となった。後に「芸亭」を開くなど、「文人之首」と称され、称徳朝から光仁朝にかけて政界に重きを為した高級官人の動向を知る貴重な手掛かりである。また、五〇二は、渡来後に朝廷に出仕した唐人の動向を示すものであり、いずれとも『続日本紀』の記事を補完する内容である。

さらに、『四分律刪繁補闕行事鈔』の一節を書き出したとみられる〇五〇をはじめとする仏教や西大寺に関する内容は、創建間もない時期の西大寺内の動向を伝える内容と言えよう。当該時期の西大寺について記す史料は少なく、また当時の仏教儀式の実態を探る上でも重要な資料となる。

このほか、〇六〇〜〇六五の仏教色の濃い籤引き木簡の存在や、「粥」「水」などと記した複数の墨書土器、また人物・動物などの墨画が描かれた木簡・墨書土器などの出土は、寺内における僧侶のさまざまな面での生活様相を示す痕跡として、興味深い存在である。

以上挙げた諸点において、本資料群は、奈良時代後半期において政治的に重要な役割を果たした京内寺院から一括して出土した文字資料群であり、今後の奈良時代政治史・寺院史研究などに寄与する内容として評価しうるものである。

III おわりに

本文字資料群が含まれていた木屑層は、本発掘調査区外の西側および東側に延びていることが既に明らかとなっている。よって、調査地に隣接した場所には、本資料群と一連の遺物資料がまだ埋蔵されていることになる。史料価値の極めて高い文字資料が今後追加される蓋然性が高く、隣接地における開発行為の際には、十分な発掘調査が必要であることは言を俟たない。また、西大寺旧境内推定地内の近隣地区においても、同様に重要な埋蔵文化財が包蔵されている可能性がさらに高まったと言え、今後の地区内での文化財保護活動の重要性をあらためて認識する次第である。

（武田和哉）

- (1) 渡辺晃宏『平城京一三〇〇年「全検証」』柏書房 二〇一〇年
- (2) 『令集解』卷二十三 公式令 奏授位記式条
- (3) 岸俊男「県主・国造一覽表」『古代の日本』九 研究資料 角川書店 一九七一
- (4) 『経国集』卷十所収 大納言贈從二位石上朝臣宅嗣 三月三日於西大寺侍宴應詔〔高野天皇在祚〕一首
- 三昇三月啓三辰 三日三陽應三春 鳳蓋凌雲臨覺苑 鸞輿耀日對禪津
青絲柳陌鶯歌足 紅藥桃溪蝶舞新 幸屬無為梵城賞 還知有截不離真
- (5) 『続日本紀』宝龜二年十月己卯条
己卯(二十五日)。太政官奏。武藏國雖屬山道。兼承海道。公使繁多。祇供難堪。其東山驛路。從上野國新田驛。達下野國足利驛。此使道也。而枉從上野國邑樂郡。經五ヶ驛。到武藏國。事畢去日。又取同道。向下野國。今東海道者。從相模國夷參驛。達下総國。其間四驛。往還便近。而去此就彼損害極多。臣等商量。改東山道。屬東海道。公私得所。人馬有息。奏可。」授正六位上英保首代作外從五位下。以構西大寺兜率天堂也。
- (6) 平川南「古代史の窓 西大寺出土の木簡」上・下 『山梨日日新聞』朝刊コラム 二〇一〇年五月二十八・二十九日
- (7) 『続日本紀』天平宝字四年七月庚戌条
庚戌。大僧都良弁。少僧都慈訓。律師法進等奏曰。良弁等聞。法界混一。凡聖之差未著。斷證以降。行住之科始異。三賢十地。所以開化衆生。前佛後佛。由之勸勉三乘。良知。非酬勲庸。無用證眞之識。不差行住。詎勸流浪之徒。今者。像教將季。緇侶稍怠。若无褒貶。何顯善惡。望請。制四位十三階。以按三學六宗。就其十三階中。三色師位并大法師位。准勅授位記式。自外之階。准奏授位記式。然則戒定惠行非獨昔時。經論律旨方盛當今。庶亦永息濫位之譏。以興敦善之隆。良弁等。學非涉獵。業惟淺近。輒以管見。略事探擇。叙位節目。具列別紙。勅報曰。省來表知具示。勸誡緇徒。實應利益。分置四級。恐致勞煩。故其修行位。誦持位。唯用一色。不爲數名。若有誦經忘却。戒行過失者。待衆人知。然後改正。但師位等級。宜如奏狀。(以下略)
- (8) 『延喜式』卷二十一 文蕃寮条に
凡任僧綱者、必簡其人、奉敕定之。辨官定日、預告式部、治部。其日平旦、僧綱

- 請集在京大寺入位已上僧、於綱所設眾僧并敕使參議及少納言、辨官、式部、治部、寮等座、亦設宣命座。眾僧依次就座。被任者亦在其次、敕使以下進就位、座定宣命者進就宣命座以宣命。其詞曰「天皇が(我) 詔旨と(登)、法師等に(爾) 白さへと(左問登)。救命を(乎) 白。大僧都と(登) 在す(須)、某法師を(乎)、僧正に(爾) 任賜事を(乎) 白さへと(左問登) 詔救命を(乎) 白。」(臨時隨事有詞。) 訖、眾僧俱稱唯。宣命者復位。被任者進下座前、謝命之辱。訖、敕使以下還歸。然後、太政官牒送僧綱。(牒式見太政官式。)
- (9) 東野治之『鑑真』岩波新書 二〇〇九年
- (10) 奈良国立文化財研究所(奈良文化財研究所) 編『平城宮出土墨書土器集成』I~III (奈良(国立) 文化財研究所史料) 一九八三~二〇〇三
- (11) 奈良市教育委員会編『平城京跡出土墨書土器集成I』(第一分冊・第二分冊) 二〇〇二
- (11) 『大日本書』卷五所収「仏事歴名」(正倉院文書) には、神護景雲三年十月から宝龜元年六頃の官人名と各々の捧物の一覽があり、その中に「花園正從五位上皇甫東朝花一櫃」とみえる。

主要参考文献一覧

- 奈良国立文化財研究所(奈良文化財研究所) 編『平城宮木簡』一~七(奈良(国立) 文化財研究所史料) 一九六六~二〇一〇
- 奈良県教育委員会 奈良国立文化財研究所編『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』西大寺 一九九〇
- 奈良国立文化財研究所編『長屋王家・二条大路木簡を読む』吉川弘文館 二〇〇一
- 木簡学会編『日本古代木簡集成』東京大学出版会 二〇〇三
- 東京大学文学部奈良国立博物館編『西大寺古絵図は語る古代・中世の奈良』別陳列』奈良国立博物館 二〇〇二
- 大岡實『南都七大寺の研究』中央公論美術出版 一九六六
- 佐藤信編『西大寺古絵図の世界』東京大学出版会 二〇〇五
- 東野治之『日本古代木簡の研究』塙書房 一九八三
- 渡辺晃宏『平城京と木簡の世紀』(日本の歴史〇一) 講談社 二〇〇一
- 吉川真司『律令官僚制の研究』塙書房 一九九八

第四節 木簡・削屑の積文および各種データ

本節では、木簡の積文および各種のデータをまとめた。表示方法に関しては、以下の凡例を参照されたい。

総則

本報告では、文字を書いていると確認できた木簡のうち、具体的な字が積読できたもの、もしくは具体的な字の推定が可能なもののみを採録した。

また、積文・法量・型式番号等の表示においては、木簡として使用されていた際の加工等痕跡と確認しうる内容だけを反映した内容とした。すなわち、遺物観察により、木簡として完成・使用の後の段階で廃棄および二次利用を目的に施した加工・改変と見なされる場合は、原則としてその事実を注記の項目において指摘している。もし廃棄および二次利用の段階における切り折りや成形については「二次的」と表記している。

木簡の積文・データの凡例

①史料番号 漢数字の通し番号で付与し、上部に示した。板状は〇〇一より、また削屑は二〇一より、それぞれ付している。

②積文 積読した内容について、判読できたものについて記した。ただし、旧字体は適宜新字体に書き改めている。なお、積文中に使用した記号は、左記の如き内容・状態を示している。

- 欠損文字のうち、字数を確認できるもの。
- 欠損文字のうち、字数が数えられないもの。
- 木簡の上端もしくは下端に孔が穿たれていることを示す。
- ・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。
- 「 」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。
- 「 」 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。
- 「 」 異筆・追筆の部分を示す。

〔 〕 校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として、文字の右側に掲示したが、スペースの問題で例外的に左側に付した場合もある。

() 右以外の校訂註、および説明註。

カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ マ 文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

× 前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

③出土地点・層位 当該遺物が出土した地区と層位を示す。特に遺構名を付さないものは、SD〇一からの出土である。地区番号は、本篇・第三章第一節(二七・一八頁)を、また層位については同じく本篇・第三章第二節のII検出遺構の条(一九〇二五頁)を、それぞれ参照されたい。また、層位表示に関する略記号は左記の如くである。

上II新上層、下II新下層、埋II古埋立層、木II古木層層、最II古最下層
包II遺物包含層

④法量 アラビア数字を用いて示した。単位はミリメートルで、縦・横・厚さの順で示している。ただし、削屑については厚さは割愛した。また、()を用いて示している場合は、折損等により本来の大きさが不明なために現存している法量を記したものである。

⑤型式番号 木簡学会が定めている基準・分類方法に従い、型式番号を漢数字により記した。詳細は下記の十八型式の如くである。

- 一 一型式 長方形の材のもの。
- 一 五型式 長方形の材の側面に孔を穿ったもの。
- 一 九型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。
- 二 一型式 小型矩形のもの。
- 二 二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。
- 三 一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。

- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状に作ったもの。

- 四三型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状にし、左右に切り込みをもつもの。

- 四九型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

- 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

- 八一型式 折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

- 九一型式 削屑。

⑥木材木取り・樹種 木目から材の部位が判明したものについては、「柁」(≡「柁」)か「板」(≡「板」)の略記号を用いて示した。また、一部については樹種鑑定を実施しており、結果が判明したものについてはその樹種名を記した。

⑦図版番号 本報告書に写真もしくは図版を収録している場合は、その番号を示した。本篇で報告しているものは、併せてその遺物番号を記した。

⑧注記 必要に応じて、釈文の内容や遺物の状態を示す解説を付した。前掲の総則でも述べているように、二次加工や廃棄に伴う改変と推定される情報は、この項目でのみ指摘している。

木筒の分類と配列順について

本調査出土の木筒は、まず板状と削屑とに分けた上で、釈文内容によって以下

の表の如く分類してその順序で掲示してある。左表右端に示した番号は、上記①の報告番号を示している。

木筒(板状)

1	文書(牒・解・啓)	001-006
2	文書(進上状)	007-008
3	文書(請)	009
4	文書(伝票・記録・支給)	010-029
5	文書(考課・人名・地名)	030-049
6	文書(仏教・寺院)	050-059
7	文書(籤)	060-065
8	付札	066-068
9	断筒	069-126
10	習書	127-186
11	その他(焼印)	187-188

木筒(削屑)

1	削片(奏)	201-203
2	削片(進上状)	204
3	削片(伝票・記録・支給)	205-210
4	削片(考課・人名・地名)	211-232
5	削片(仏教・寺院)	233-242
6	削片(典籍等)	243-252
7	削片(その他)	253-259
8	削片(習書)	260-320
9	削片(細片)	321-497

表記事例と各項目の配列の凡例

以上の各種データに関する表示例は左記の如くである。

①一九九

②「西大寺カ」

③ 1G78 木 (100)・(10)・5〇八一

④ 板

⑤ ヒノキ

⑥ 上・下端は二次的切り折り。左・右辺は削り。

⑦ 図版5

- ①史料番号
- ②釈文
- ③出土地点／層位
- ④法量 縦・横・厚さ(ミリ)
- ⑤型式番号
- ⑥材木木取り・樹種
- ⑦注記
- ⑧図版番号

板状

001

「○ 各長□〔三カ〕
右□
金堂所牒 嶋院 借請麻柱松式枝

LG78/木 (303)・(42)・6 〇一九 板

三点が接合した木簡。左辺は割れ、右辺の上端三分の一は削りで、その下は粗い削りを施す。上端は削りで、表面との角には面取りを施してある。まず左辺を構成する二点を縦に割り取った後、中程でふたつに折り、その次に左辺下部と右辺を各々燃やしたことが、各下端部にみられる焼損痕から確認できる。木簡廃棄過程の復原の手かがりとなる好資料でもある。金堂所が嶋院から麻柱（あなない）の松を借用した時の依頼文書木簡。麻柱とは足場用の材木のことを指す（『新撰字鏡』）。金堂所は造西大寺司に属する西大寺金堂の造営事務所とみられ、嶋院は『続日本紀』神護景雲元年（七六七）年九月に称徳天皇が行幸したことが見える「西大寺嶋院」を指すものとみられる。西大寺の薬師金堂の完成は神護景雲三（七六九）年頃、また弥勒金堂の完成は宝龜二（七七二）年頃と考えられている。これらのいずれかの金堂を指しているものか。 図版1

0011

「謹解 申請出拳銭事

LG78/木 (250)・(22)・4 〇一九 榎・ヒノキ

上端は削り、下端は折れ、両側面は削りで調整しているが、左辺は字の状況からみて二次的加工とみられる。中央付近に折れた箇所あり。出拳銭に関するものである。 図版2

0011

「謹啓申□錢事合一貫母

LG79/木 (187)・(23)・4 〇二一 板

上端・下端ともに折損している。右辺は削りで調整している。左辺は割れ。銭の請求に関するものか。 図版2

0014

「謹解申弟公何美坐下 河内国□□□□」

「□□□□□□□□□□□□□□□□」

LG69/ト 221・21・4.5 〇一 板・スギ

上端は削り、下端は切断。右辺・左辺とも削り。 図版2

0015

如件以解

LF73/木 (117)・(11)・7 〇八一 板・ヒノキ

上端は焼損、下端は二次的な切り折り。右辺・左辺ともに割れ。前掲の〇〇一史料と同様の方法で廃棄したものか。 図版3

0016

「謹啓欲請飯事合一石少□□」

此照趣垂处处患□□ (272)・45・7

LG78/木 〇一九 板・スギ

□□□□ □□□□ □□□□

上端はおよび左・右辺は削り。下端は折れか。厚さは中央では七ミリ程度あるのに対し、左右両辺は削られていて四ミリ前後である。請飯文書の習書。 図版3

007

〔辺カ〕〔者カ〕
□尊侍□〔国カ〕
二王門殿 諸□

LG69/木 (127)・26・2 〇一九 枳

上端は切断、下端は二次的な切り折り、左・右両辺とも削り。裏面は未調整のままである。「二」の左側に縦の墨痕がみられ、一見して「仁」の如くであるが、これは木目に墨が入り滲んだ結果と判断される。 図版3

008

「進□茵六十枚 付□□若虫
十二月六日他田□□

LF71/木 (212)・24・5 〇一九 板・スギ

上端および両側面は削り。下端は二次的な切り折りか。進上木筒である。 図版4

009

謹請取品収

□□□□□□□□
〔五升四合カ〕

LG73/木 (113)・(30)・3 〇八一 枳・ヒノキ

上・下端は二次的切り折り、左・右辺は割れの後に二次的な粗い削り。字は滲み、判読しづらい。 図版4

010

〔巳カ〕〔細カ〕
右件田主知□□衣服□□

□事『□□会会請□□』
□□

神護景雲二年三月五日『□□』

LG78/木 (242)・(23)・3.5 〇八一 板

上・下端は二次的な切り折り。両辺はともに字の状況からみると、一度割られた後に再度削りを施しているものとみられる。裏面に「神護景雲二(七六八)年三月五日」と日付を記している。今回出土した木筒の中で、明確な年紀として認識できる唯一の事例である。内容的には衣服のことに関する文書木筒の下端部分とみられるが、それ以上はわからない。表裏とも、後から別筆で習書している。 卷首図版1・図版5

011

□九日少唯那天□

〔時カ〕

□□天□□分□□□□

LG78/木 (163)・(22)・3 〇八一 板・ヒノキ

上端は斜めに切断した後、先端部分を切り折りしている。下端も切り折り、双方とも二次的加工とみられる。両辺はともに削られているが、字の状況から見て少なくとも右辺は二次的加工であることが判る。

「少唯那」は、寺院内部の役職名であろう。

図版5

〇一一

「。雇車式両貸錢肆佰文『充了』」

右依 上石載申上賃如員」

・ 『給了』

○ 四月四日男公 』

LG78/木 193・33・5 〇一一 板

四周とも削りの完形品。また、表面右上の「雇」の字の右に径約三ミリの穿孔を施している。

石を運搬するために雇った荷車二輛の費用支払いに関するもの。表には代価として四百文かかったことを記し、別筆でこの支払いをした旨が書かれ、さらに裏面にも支払いの完了を確認したことが別筆で記される。二重の確認作業がみられ、当時の代金支払い過程の一端がうかがわれる好資料である。

巻首図版1・図版6

〇一二

・ 四月六日□来石万呂車□ 』

・ □□□ □□□ 』

LG78/木 (281)・(10)・7.5 〇八一 板・スギ

上・下端とも二次的切断か。両側面は割られて文字面が切れている。箸状に二次的加工が施されたものか。

図版6

〇一四

□車伍両□

LG78/木 (160)・(23)・3.5 〇八一 板・スギ

〇一五

上端は折れ、下端は二次的切り折りか。左・右辺は割れ。左辺は不規則な形状で割れている。 図版7

・ 「以五月十六日□

・ 「藁菌

LG78/木 (99)・21・3 〇一九 柁・ヒノキ

上端および両側面は削り、下端は折れ。 図版7

〇一六

〔橘カ〕

×五口 □子卅果 梨子卅果

LG78/木 (111)・(13)・4 〇八一 板・ヒノキ

上端は焼損、下端は折れ、左・右辺は割れ。 図版7

〇一七

〔人カ〕 〔并司カ〕

□□□□□□□□進事』

LF72/木 (293)・(10)・7.5 〇八一 板

上端は折れ、下端は切断、左・右辺は二次的に粗い削りを施す。箸に転用したものか。 図版7

〇一八

□食事 右依□

LF77/木 (119)・(25)・2 〇八一 板・スギ

上・下端は二次的な切り折り、左・右辺は割れ。 図版8

〇一九

・ 「可都子万呂可久智迹万良□
田可乎可久波首部支」

・ 「
𠄎 □ 久波首 □
六月一日大安 □」

LF73/木 151・29・6.5 O五 板・ヒノキ

上端は切断。左・右辺および下端は削りで尖らせている。表面には削りの痕跡が明瞭に残る。万葉仮名を使って記されている。 凶版 8

〇一〇

・ □麻志留止已奈久
志天 (表面削り残りの文字あり)

・ 佐都 □

LQ77/木 (68)・15・4 O八一 板・モミ属

上・下端は二次的な切り折り。左・右辺は削り。万葉仮名を使って記されている。 凶版 8

〇一一

「育在乎愚命」

LG69/木 (159)・(18)・1.5 O八一 榎・ヒノキ

上端は二次的な切り折り。下端は切断。左・右辺は割れ。

凶版 9

〇一二

「秦古万呂所可充 □ 一枚篋枚使付止知万呂」

LF73/木 320・22・5 O一一 榎・スギ

〇一三

上端は削り。下端は切断。左・右辺の上部は削りだが、下部は割れて一部が損なわれている。 凶版 9

十四日請米

LG78/木 (48)・(15)・8 O八一 板・スギ

上・下端とも折れ。左辺は削り、右辺は割れ。 凶版 9

〇一四

大 「受食二大 請 □ 師 □」
LF78/木 (163)・24・3

・ 「
□ □ □ □
〇一九 板・スギ

四周とも削り。下端は二次的成形によるものか。 凶版 10

〇一五

大寺白髪マ真足一升二合
LG79/木 (146)・(22)・4

・ □ □ □ □
〇八一 板・スギ

上・下端とも二次的な切り折り。左辺は割れ、右辺は二次的な削り。 凶版 10

〇一六

寺主 □ □ 飯三升

LF78/埋 (104)・(15)・5 O八一 板・スギ

上・下端とも二次的切り折り。左・右辺は割れ。 凶版 10

〇一七

・ 「『斗』白米ニ斗 『斗 □ □ □ □ □ □』

・ 「『□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □』

LG71/木 (236)・(32)・7.5 O八 板・スギ
 上端は削り、下端は二次的切り折りか。左・右辺ともに削りを施しているが、二次的成形とみられる。右辺の中央にはえぐられたような痕跡がみえる。 図版11

〇二八

□五荷
 □□□□

LG78/木 (71)・(13)・3.5 O八 板・スギ
 上端は折れ、下端は二次的切り折りか。左辺は割れ、右辺は削り。 図版11

〇二九

□百六十三文

LG78/木 (152)・(8)・1.5 O八 板・スギ
 上端・左辺は二次的な削りか。右辺は割れ、下端は二次的切り折り。再利用したものとみられる。 図版11

〇三〇

「人有□云ニ□」

LG78/木 94・18・4 O一 板
 四周削り。上端は左右の角を取り圭頭状にする。 図版12

〇三一

□□□□十一人技人
 □

LF72/木 (179)・(10)・3 O八 板

上・下端は二次的切り折りか。左・右辺ともに割れの後に削りを施しており、二次的成形である。 図版12

〇三二

□沙奴又有舎合

LG78/木 (75)・(11)・2 O八 板・ヒノキ
 上端は折れ。下端は折れの後にコゲた痕跡。左辺は割れ、右辺は削り。 図版12

〇三三

「僧卍一」

沙弥廿九

LG78/木 (210)・24・7 O一 板・スギ
 上端および左・右辺は削り。下端は切り折り二次的成形を施したものか。表裏ともに、上部から中央にかけて四本ないしは三本の水平方向の刻線がある。その間隔は概ね当時の一寸に近い値であるので、物差しとして転用された可能性がある。内容的には、僧・沙弥の人数の記したものである。 図版12 木 105

〇三四

「廿一人カ」

僧□□□□
 □

LG79/木 (158)・(15)・3 O八 板・ヒノキ属
 上端は切り折り。下端は切り折りの後に削り。左辺は割れのあと削り、右辺は削り。四周ともに二次的成形とみられる。 図版12

〇三五

「一参議二従三位式部卿常陸守中衛中将造東内長官石上朝臣三野三四」

「五酒六能考七」

LG78/木 297・28・5 〇一 板

四点が接合してほぼ完形となった。四周とも削りで精緻に成形されている。破断した三箇所はいずれも折れによるものとみられる。長さは奈良時代後半期の一尺にほぼ相当する。特に表面の「石上朝臣」の部分の墨が濃くて目立つ。
記された官職と位階から、「石上朝臣」とは奈良時代の文人官僚として知られる石上宅嗣であり、神護景雲二（七六八）年正月から宝亀元（七七〇）年九月までのものであることがわかる。「東内」とは平城宮東院と考えられており、彼が造東内長官であったことがこの木簡の出土によって初めて判明した。

卷首図版 I・図版 13・14

〇三六

「一秦人戸主二」

「三」

LG79/木 (81)・(10)・1.5〇八 板・ヒノキ

上・下端は二次的切り折り。左・右辺は割れ。 図版 15

〇三八

「一麻呂二」

「三」

LF78/木 (77)・(11)・2 〇八一 板・スギ

上・下端ともに切り折り。左・右辺ともに削り。上端と右辺は二次的な成形とみられる。 図版 15

〇三七

「一秦人麻呂二」

LG78/木 (94)・24・3.5

「三秦人屋広四」

〇八一 桎・ヒノキ

〇三九

「一井マ二」

LG78/木 (55)・(21)・12 〇八一 桎・スギ

上・下端ともに折れ。左・右辺は削り。中央部で上下に分離している。 図版 15

〇四〇

「 」〔知カ〕
 〇 山美子木 多比術秋万呂」

LGT3/木 265・44・10 O八I 板・スギ

四周とも削り。支脚とみられる。上端部は柄状に成形されており、径約四ミリの孔がある。記載している内容は人名であるうか。

図版16 木170

〇四一

「〇有知万侶 」

LFT8/木 (116)・(17)・6 O八I 板・スギ

上端および右辺は削り、下端は二次的切り折りか。左辺は割れ。上部に切り欠かれた形になっている箇所がある。本来は孔であった可能性がある。

図版16

〇四二

「伊賀 尾張 遠江 伊豆 上総 常陸
 東海道 『内』志麻 武蔵 東異道
 伊勢 河 駿河 相武 下総 阿波

近江 火太 甲斐 下野

『錦』
 美濃 信野 上野 常奥

「伊刀 海麻 牟呂 淡路国 阿波国
 紀国 那賀 安 『金』御原 板野
 名草 日高 津名 三間
 土左 長岡 土左 『合』
 『人』 『人』 『芹 芹カ』
 『茎足』 芋 芋

LGT8/木 (515)・34・6 OI九 板

上端および左・右辺は削り。下端は二次的切り折り。長大な木簡で、下に行くほど幅が狭くなり、下端付近では幅は約二・八センチ程度である。表・裏面ともに劣化が著しく、肉眼では字の判読がほとんど不可能である。

表には東海道・東山道に属する国名を、裏には南海道に属する国名と郡名を記す。こうした国名を列記する木簡の出土は初めてで、武蔵国を東海道諸国の中に追記しており、武蔵国が東海道に属すようになったのは宝亀二(七七二)年であることから、木簡の時期を考えられる手掛となる。国名の中には奈良時代の標準的な標記でない例もあり、さらに東海道に属す甲斐国を東山道諸国の中に記している。また、東山道ではなく「東異道」と書いてある点については、同様の表記例は他にない。本来、「異」の漢音・呉音はともに「ソン」であるので、これらに従えば「とうそんどう」という発音となるはずであるが、「セン」の音も存在したとする意見がある(本章第二節参照)。

図版17・18

〇四三

〔大カ〕
□大和国□

LG78/木 (95)・(20)・5 〇八一 板・スギ

上端は切り折り、下端は折れ、左辺は割れの後に削り、右辺は上部は削りがみとめられるが、中程から下は焼損しており、詳細は確認できない。
図版19

〇四四

〔主カ〕〔連カ〕
□近江国志賀郡錦□□□槐本□大庭
(江国国国国□□)の重ね書きあり

〔名カ〕

戸口□我□是□食食食食

〔我カ〕

LF79/木 (261)・13・5.5 〇八一 柱・スギ

上・下端は尖らせてあり、二次的成形の可能性がある。左・右辺とも削っており、扁平な六角柱に近い状態にまで丁寧仕上げている。記載内容の様相から見て、習書した木簡を二次的に成形し、何らかの用途に利用したものであろうか。

図版19

〇四五

道口明石郡□

LG78/木 (114)・(15)・2.5

□□□

〇八一 板・スギ

土土左里土左

上端は二次的切り折りか。下端は焼損。左・右辺ともに割れ。

図版20

〇四六

□印南郡

□□屋□□□

LG78/木 (105)・(14)・2.5〇八一 板・スギ

上・下端とも焼損。左辺は割れ、右辺は削り。
図版20

〇四七

□丹波国丹波国□ LG78/木 (165)・(17)・4

〔後後後 後カ〕〔郡カ〕

□□□ 後□□

〇八一 板・ヒノキ

上端・左辺は削り、下端は二次的切り折り、右辺割れ。

図版20

〇四八

長馬役見光阿波井里□

為家家家見先」

LG78/木 (190)・(31)・5 〇八一 板・スギ

上端は二次的切り折り、下端・左辺は削り、右辺は割れ。

図版21

〇四九

□□□万郡 可マ □

LF78/木 (149)・(10)・3 〇八一 板・ヒノキ

上端は切り折り、下端は二次的切り折り、左・右辺は割れ。

図版21

〇五五

□□ □律答言□

LF73/木 (111)・(16)・2 〇八一 板・スギ

上・下端は二次的切り折り、左辺は削り。裏面は割れ裂いたままの未調整で、断面三角形を呈する。 図版24

〇五六

□□ □寶太□弗

□□ □

LG79/木 (250)・(25)・6 〇八一 板・スギ

上・下端は二次的切り折り、左辺は削り。右辺は割れの後に粗い削りが施される。 図版24

〇五七

智慧□□□

LF73/木 (159)・(15)・1 〇八一 板・ヒノキ

上・下端は二次的切り折り、左辺は削り。裏面は割れ裂いたままの未調整で、断面三角形を呈する。 図版24

〇五八

「弥六仏□□尔」

「与和多□无」

LF77/木 70・11・2 〇一一 枳・ヒノキ

上端および左・右辺は削り、下端は切り折り。「弥六仏」とは、弥勒仏の当て字表記であろうか。 図版25

〇五九

〔足カ〕
五千□有者

LG78/木 (51)・(8)・4 〇八一 板・スギ

上・下端は二次的切り折り、左・右辺は割れ。 図版25

〇六〇

〔成カ〕
「法王尔□」

LG78/木 95・15・3 〇一一 枳・ヒノキ

四周とも削りで、上端は左右角を取り成形している。後続史料〇六一〜〇六四とともに、籤引きに使われたとみられる。いずれも僧の位を記しており興味深い。 図版25 木131

〇六一

「大律師成」

□□ □□

LG78/木 91・16・3 〇一一 板・ヒノキ

前掲史料の〇六〇と同様に、四周とも削りで、上端は左右角を取り成形する。寸法もほぼ同じである。 図版25 木126

〇六二

「此取人

「法師成

LF77/木 (76)・15・4 〇一九 板・ヒノキ

上端は切り折り、下端は二次的切り折りか。左・右辺は削りを施す。 図版25 木130

〇六三

「□沙弥尔成」

LF77/木 71・8・2 〇一一 板・ヒノキ
 上端は切り折り、下端と左・右辺は削り。 図版25 木129

〇六四

〔沙弥尔カ〕
 「□□□成」

LG78/木 93・8・2.5 〇一一 榿・ヒノキ
 四周とも削り。 図版26 木128

〇六五

「我鬼成」

LF78/木 95・14・4 〇一一 榿・ヒノキ
 「我鬼」は「餓鬼」の当て字表記か。前掲史料の〇六〇・〇六一と同様に、四周とも削りで、上端は左右角を取り成形する。寸法もほぼ同じ。 図版26 木127

〇六六

「く葛野秦浄足小く」

LG78/木 106・11・2 〇一一 板・ヒノキ
 四周とも削りで、上下両端に左右から切り込みを入れる。一部が欠損しているが、概ね完形を保つ。 図版26 木106

〇六七

「く署預子く」

LF79/木 84・13・4 〇一一 板
 巻首図版I・図版26 木107
 四周とも削り。上下両端に左右から切り込みあり。

〇六八

「椎子」

〇六九

LG78/木 85・14・2.5 〇五一 板・ヒノキ属
 全周とも削り。下端は尖らせている。 図版26

□四千三百十六□ 〇〇」

二四□□□ 〇〇」
 合三千四百七十九 〇」

LF78/木 (138)・(18)・1 〇六一 榿・ヒノキ
 上端は折れ、下端と右辺は削り、左辺は割れ。下部に左右並んで二つの要孔があり、檜扇の橋(ほね)である。 図版27 木40

〇七〇

千五百 三百

包 〇八一 板・スギ

上・下端とも二次的切り折りだが、上端に僅かにコゲ痕あり。左・右辺は割れ。 図版27

〇七一

又百日□ □

LG79/木 (151)・(8)・3 〇八一 板
 上端と左・右辺は割れ、下端は二次的切り折り。 図版27

〇七二

「□□□□下民□

LG69/埋 (108)・(25)・2 〇八一 榿・ヒノキ
 上端は削り、下端は二次的切り折り、左・右辺は割れ。 図版27

〇七三

〔門カ〕

・ 「膳」□□

・ 「□」□□

L178/ 木 (81)・16・4 〇八九 板・スギ

下端は折れている。他は削り。 図版27

〇七四

・ 家人

・ □□□□

L173/ 木 (74)・27・9 〇八一 板・スギ

上端二次的切り折り、下端焼損、左・右辺削り。 図版28

〇七五

〔阿カ〕

・ 「□」郎人□大郎道□□□

・ 「□」□□

L178/ 木 (440)・(32)・8.5 〇八一 板

大きな木簡で、上端は削り、下端は折損している。左・右辺とも削りを施すが、右辺はやや粗く、二次的成形の可能性がある。表面は中央が盛り上がるように成形する。 図版28

〇七六

□得嚴徳□□□□□□□□

L177/ 木 (195)・(20)・5.5 〇八一 板・スギ

上端は片欠き状に二次的切断、下端は折れ。左辺は削り、右辺は割れ。 図版29

〇七七

□□□□ 匹

L178/ 木 (63)・15・3 〇八一 板・スギ

上端は折れ、下端切り折り。左・右辺削り。 図版29

〇七八

〔界カ〕

□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

L177/ 木 (136)・(7)・4 〇八一 枳・サワラ

上・下端とも折れ。左・右辺とも割れ。 図版29

〇七九

〔知カ〕

「□」□□□□□□

L178/ 木 (131)・(12)・5 〇八一 板・ヒノキ

上端・左辺は削り、下端折れ、右辺は割れ。 図版29

〇八〇

□乙□居

□万

□尔□有

L177/ 上 (88)・(46)・5

〇八一 板・アスナロ

上・下端ともに折れ、左・右辺とも割れで、損傷が著しい。中央付近から左右ふたつに分離している。 図版29

〇八一

若 □

LG78/ 木 (75)・(8)・3 〇八一 板・スギ

〇八二

大 □

LG78/ 木 (35)・(15)・2 〇八一 柁・ヒノキ

〇八三

□ □ □ □ □ □

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

└┘

字 └┘

└┘

LG78/ 木 (274)・(10)・5.5 〇八一 板・スギ
上端折れ、下端二次的切り折り、左・右辺割れ。 図版30

〇八四

阿 LG78/ 木 (34)・(16)・1.5 〇八一

〇八五

明日 □

LF78/ 木 (102)・(22)・3

□ □ □ □

〇八一 板・ヒノキ 図版31

〇八六

〔右仰カ〕

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

〔魚カ〕

LG78/ 木 (210)・(30)・4.5
〇八一 板・スギ

上・下端は二次的切り折り、左辺削り、右
辺は二次加工を施す。 図版31

〇八七

・ 「主 □ □ □ □

LG78/ 木 (76)・(17)・3

・ 「道古吉道

〇八一 柁・スギ

上端は削り、下端は折れ、左辺は上部のみ削り、左辺の中央より下部と右辺は割れ。 図版31

〇八八

・ 「□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

〔道カ〕

・ 「 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

LF73/ 木 (327)・(17)・3.5 〇八一 柁・サワラ

〇八九

〔世カ〕

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

LF73/ 木 (99)・(18)・(6.5) 〇八一 板・ヒノキ
上端は切断後コゲ痕、下端焼損、左・右辺割れ。 図版32

〇九〇

雑 □ □

LG78/ 木 (122)・(15)・3 〇八一 板・ヒノキ

〇九一

飛 □ □ □ □

・ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

LG78/ 木 (78)・(5)・(5.5) 〇八一 板・スギ

〇九二

〔魚カ〕
□道□□□

LF73/ 木 (145)・(33)・3.5 〇八一 枳・ヒノキ

上端は焼損、下端折れ、裏面の左半が割り裂かれている。右辺の一部にもコゲ痕あり。 図版32

〇九三

□広

LF73/ 木 (84)・31・21

広□

〇一九 枳・スギ

上端は焼損、下端と左・右辺は削り。 図版32

〇九四

〔道〕 (墨画あり)

LG78/ 木 (85)・(20)・2.5 〇八一 板・ヒノキ

上端は切断、下端は折れ、左・右辺は割れ。裏面は未調整の状態である。絵が描かれているが、内容は不明。 図版32

〇九五

□□□

LG78/ 木

是見□

(190)・(26)・4

□

〇八一 板・スギ

□□□
□□□
□□□
□□□

図版33

〇九六

□八九

〔六カ〕

檜□□□

LG78/ 木 (152)・(15)・10 〇八一 板・スギ

〇九七

〔有□□□□□□□□

LG78/ 木 (110)・(19)・8 〇八一 板・スギ

〇九八

□打

LF78/ 木 (35)・(22)・2

□

〇八一 枳・ヒノキ

〇九九

□□広

LF78/ 木 (95)・(19)・4 〇八一 板・ヒノキ

100

常□□

LG78/ 木 (122)・(8)・8.5 〇八一 板・ヒノキ

101

□師

LG78/ 木 (45)・(18)・2.5

□□

〇八一 枳・ヒノキ

上・下端二次的切り折り、左辺割れ、右辺削り。

1011

□

□□□□□□□□

□□春

図版33

LG79/ 木 (228)・(18)・6.5 〇八一 板・スギ

103

□衣
 □
 上端は二次的切り折り、下端は切り折りか。左・右辺は削り。

LF79/木 (63)・64・8.5

〇一九 板・スギ 図版33

109

〔鳥カ〕
 □

LF73/木 (101)・(5)・6.5 〇八一 ヒノキ

104

□戒

LF79/木 (31)・(17)・2.5 〇八一 スギ

図版34

110

又欠保
 □

LG79/木 (81)・(19)・9 〇八一 板・スギ

図版34

105

秦
 □
 □

LF79/木 (63)・(13)・2.5 〇八一 スギ

111

□為道

LG79/木 (80)・(13)・2 〇八一 板・スギ

106

景
 □
 □

LF79/木 (56)・(19)・1.5 〇八一 ヒノキ

113

〔人〕
 □□□□□□□□□□

LF73/木 (64)・(36)・2 〇八一 枳

107

四周とも二次的な削りで仕上げている。 図版34

〔鳥カ〕
 □□□

LG79/木 (44)・24・3 〇八一 板

114

状
 □

上端・左辺が削り、左辺下部から下端まで割れ、右辺は割れの後に粗い削りを施す。 図版34

LG78/木 (46)・(16)・1 〇八一 板・スギ

108

飛

LF79/木 (19)・(14)・1.5 〇八一 枳・ヒノキ

上端は二次的な切り折りか。下段は二次的切断、左・右辺は割れ。 図版34

一一五

〔百カ〕
〔道〕

□

LF78/ 木 (153)・24・7 〇一九 板・スギ 図版34

一一六

〔葛カ〕
葛□□

木木 □

□□

LG78/ 木 (187)・(20)・2.5〇八一 板・スギ

上端は折れ、下端は焼損、左・右辺とも割れ。 図版35

一一七

八□

LG78/ 木 (24)・16・2.5 〇八一 枳・モミ属

一一八

〔□□舎舎〕

□□
〔司カ〕

・ 〔人 □□□□□□〕

図版35

LF78/ 木 (109)・(16)・1 〇八一 板・ヒノキ

一一九

□□□□□□
〔李カ〕

LF78/ 木 (154)・(7)・3.5 〇八一 板・ヒノキ

一二〇

〔〇□□第□〕

〔〇三〕 (刻書)

LG78/ 木 (110)・34・15 〇六五 スギ

上部は柄状に作られており、径五ミリ程度の孔がある。左・右両辺は中程より下部は細く削って成形しているが、下端部は折れている。何かの部材を転用したものに墨書したであろう。裏面の刻書は字でなく線である可能性もある。 図版35 木 176

一二一

合〕

LQ72/ 上 (138)・(40)・10〇八一 ヒノキ科

一二二

□有有

LG77/ 木 (56)・(8)・1 〇八一 板・ヒノキ 図版35

一二三

〔目または自カ〕
□□成〕

LG78/ 木 (53)・9・2.5 〇一九 板・ヒノキ

上端は二次的切断、下端と左・右辺はいずれもは削りを施す。前掲の史料〇六〇〇〇六五の籤引きの事例に似ているが、積文にもやや疑義があるために、明確に籤引き札の事例とは特定できない。 図版35

二二四

〔得力〕
□□

LG78/木 (155)・30・5 〇八一 板 図版35

二二五

〔麻呂カ〕
□□□□口□□□□□□□□
□□□□ □□

LG78/木 (230)・(10)・8 〇八一 板・スギ 図版36

二二六

□□ □□ □□□□大夫
□□ □□ □□□□

LG78/木 (91)・(8)・8 〇八一 板 図版36

二二七

蓮殊殊茨 状状状状状状
玉蓮状 乘広山広
□□ □□

此状 欠欠鳥鳥□□ □□ (「閏六月四日僧□□」
六月□道道道□□ 鳥 の上に重ねて書く)

LG78/木 (208)・29・5.5 〇八一 柁・スギ

上端は折れ、下端は二次的切り折り、左・右辺ともに削り。
左辺は比較的厚いが、右辺では約二ミリである。

図版36

二二八

浄浄浄

LG78/木 (68)・(16)・3 〇八一 柁・スギ 図版36

二二九

□□ □□
道道秋庭広道家一生壬家

LG78/木 325・58・12 〇八一 板・スギ

上・下端には凸状の柄があり、左・右辺とも併せ、四周とも削りで調整している。上端と下端の木口に計四箇所の釘孔がある。表の面は中央部が丸みを帯びて盛り上がるように成形されている。箱などの部材と見受けられるが、何らかの理由で廃棄された後に、習書に利用したものか。

図版37 木 145

二三〇

〔天カ〕
□天応応□

LG78/木 (102)・(19)・2 〇八一 板・スギ

上端は二次的切り折り、下段は折れ、左・右辺はともに割れ。習書の断片ではあるが、元号の「天応」を習書している可能性もある。

図版38

二三一

是是

LG78/木 (66)・(13)・1 〇八一 板・スギ 図版38

一一三

是

LF70/木 (84)・18・3 〇八一 柱・ヒノキ

一一三

「広山広□□□ □□□□□□
真巳毛□□□ □□□□□□
乙虫 □□□□□□□□

「
□ □□□□□□□□□□□□□□□□
□ □□□□□□□□□□□□□□□□

LG77/埋 (215)・(25)・6 〇八一 板・スギ

一一四

「
□□□□□□□□□□ □□□□□□□□
□□□□□□□□□□ □□□□□□□□
□□□□□□□□□□ □□□□□□□□

「道□□□□□□□□ □□□□□□□□
〔為為カ〕
□□□□□□□□□□ □□□□□□□□

〇八一 板・スギ 図版 38

一一五

□□ 足飛浄

取取

□□ 飛浄 足」

LF78/埋 (189)・(47)・14 〇八一 板・スギ 図版 39

一一六

□有一大道道道道

大野野有大大大大□

LG78/木 (187)・(24)・7.5 〇八一 板・スギ 図版 39

一一七

「道□ □道□ □阿不郡 □□□□□□
道□□□ □道品道□阿木郡□□』

道□□□ □□□□□□□□□□□□□□

「経経経経経経」

LG78/木 (158)・44・5 〇一九 柱・スギ

上端および左・右面は曲線的に削り、下端は二次的切り折り。中央が厚く、左・右面は厚さ二ミリ程度まで削られている。「阿不」と「阿木」の双方が見え、表記が一定しない。

図版 40

一一八

□□□□ □□□□ □□□□ □□□□

量量量。□□□□

LG78/木 (171)・44・9 〇八一 板・スギ

上端は二次的切り折り、下端は折れ、左・右面は削りで、下の方は細く削られていて孔がひとつある。裏面は未調整のままである。 図版 40

一一九

木石意 □『馬午諸』

馬午諸国 心今万□

(表面)

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

LG69/木 (152)・(24)・3.5 〇八一 板・ヒノキ 図版 41

一四〇

論論語卷卷卷」

□□ □□

LG78/木 (144)・24・10 〇一九 板・スギ

上端は二次的切り折り、下端と左・右辺は削り。『論語』の内題などの習書か。 図版41

一四一

德行 徳徳相相」

□□□□□□ □□

LG78/木 (118)・30・2.5

〇五一 板・スギ

〔衆衆波波カ〕 上端は二次的切り折り、下端および左・右辺はいずれも削りで、下はやや丸みを帯びながらも尖らせている。 図版41・42

一四二

「身知□□□□□□ □□

語語語謹謹□□

「□□ □□ 広 広□□□□ □□
□□ 道 成 成成成□□

LG78/木 (286)・(23)・3.5 〇八一 板・ヒノキ

図版42

一四三

「 宿宿祢

「夫人人人人人人人」

LG78/木 (247)・(27)・8 〇八一 板・スギ

上端と右辺は削り、下端は折れ、左辺は割れ。裏面の中央付近から左辺にかけて割り裂いている。 図版43

一四四

□□岐岐□□□□ (表面に天地逆の重ね書きあり)

□□□□身 京

『大國□□』

□□□□

LG78/木 (194)・(21)・3 〇八一 板・スギ

図版43

一四五

八廿 | | □□

〔ハカ〕

□□

LG78/木 (64)・(14)・3.5 〇八一 板・スギ

図版44

一四六

「道道道道

「道□□道道□□

LG77/埋 (196)・(20)・5 〇八一 板・スギ

図版44

一四七

大大□大□□□□□有大□□

大聚聚大□大大□大人」

LG78/木 (186)・27・7 〇一九 板・スギ

図版44

一四八

□□鳥鳥鳥□□

LG77/木 (93)・(8)・4.5 〇八一 板・ヒノキ

一四九

〔得事カ〕

「□□□□寺寺 (重ね書き・削り残り字あり)

「□□□□□□□□□□
〔授飯カ〕〔齊会カ〕

LF78/木 (289)・(21)・2081 枳・ヒノキ

檜扇の橋(ほね)を転用したものとみられる。 図版45 木41

一五〇

〔原原カ〕

「□□□□□□□□

LF78/木 (85)・(9)・1 019 ヒノキ

一五一

「□□□□□□□□
〔道カ〕

〔道カ〕

〔表面〕

LG78/木

〔有有有カ〕

127・106・35

「□□□□□□□□
〔有有有カ〕

011 枳

〔道カ〕

〔裏面〕

「□□□□□□□□
〔有有有カ〕

〔左側面〕

厚い板材を利用して経典名などを習書している横材木簡。 板材には溝や穿孔があり、一部に角を切り取った箇所があったり、面取りを施した箇所があるなど、何かの建築部材の端材とみられる。 図版46

一五二

「□□□□□□□□
〔第カ〕

〔表面〕

LF73/木 180・67・35 011 枳

〔蓑カ〕

「□□□□□□□□
〔裏面〕

〔裏面〕

「□□□□□□□□
〔第カ〕

〔左側面〕

「□□□□□□□□
〔右側面〕

〔右側面〕

図版47

一五三

和和国大国国国□

LG78/木 (135)・(12)・2081 ヒノキ

右辺は削りだが、上・下端と左辺は裏面は割り裂いており、断面三角形を呈する。 図版48

一五四

「勝勝服部在」

LF78/木

171・(33)・6

「□□□□□□□□
『部公雄』
□□□□□□□□
〔閏八月カ〕

011 板・スギ

図版48

上・下端は切り折り、右辺は割れ、左辺は削り施す。奈良時代において閏八月があるのは、天平宝字元(七五七)年と、宝亀七(七七六)年のみである。 図版48

一五五

「天鏡□如是常□」

「者者者者者者者□」

LG78/木 (178)・11・5 〇一九 板・スギ 図版48

一五六

「□□大鳥為経有 [身カ]」

嶋足長麻呂 玄有為足独風虫□

麻 為 為風風明」

「□之寺時卷道□之之時□□□
之之□□□□□」

(裏面には文字が浮き上がって残る)

LF73/木 241・30・4 〇六一 板・スギ

二片からなり、四周とも削りを施している。一部に欠損がみられるが、上・下端には凸状の柄らしきものが確認でき、箱の側板とみられる。裏面の多くの文字の墨が既に失われてしまっているが、幸いなことに文字の部分が凸出して遺存していたことで、かろうじて内容が確認できた。 図版49 木 155

一五七

・ 本本本 (重ね書きあり)

・ □大大大□

図版49

LF73/木 (70)・(17)・6.5 〇八一 桎・ヒノキ

一五八

「法法法□□ (墨画あり)」

「□□ (墨画あり)」

LG79/木 332・46・8 〇六一 板・スギ

上・下端には凹状の切り込みがあり、四周とも削り。上端の木口から縦方向の釘孔が一箇所ある。また、上部と下部にそれぞれ径約六ミリの孔がある。箱の側板である。習書の字とともに、動物らしきの絵が描かれているが、詳細不明。 図版50

一五九

○者者大□

□□○□□

LG78/木 (220)・26・5 〇八一 板・ヒノキ

図版50

一六〇

「生得□□□□」

LG78/木 (146)・(15)・(6.5) 〇一九 板・ヒノキ

上端は削り、下端は折り、左・右辺は割れ。裏面は割り裂いて未調整。断面三角形を呈する。

一六一

得得得□□得□

□□

LF71/埋 (188)・31・31

得得得間間鵬

〇八一 板・ヒノキ

四角い端材らしきものに習書している。上・下端は二次的切り折り、他の面はすべて削りで仕上げている。 図版51

一六二
是是 是是 〔日カ〕

LG78/木 (82)・(8)・1.5 〇八 | ヒノキ

一六三
大大

LG78/木 (53)・(22)・2 〇八 | スギ

一六四
大大

LG78/木 (188)・(21)・2.5 〇八 | スギ

一六五
西大之道道是

吉
〔津備カ〕

LG78/木 (132)・36・3.5 〇一九 | 板・スギ

図版51

一六六

景妙 尊道
尊尊 道道

LG78/木 104・48・9

〇六五 | スギ

四周ともに削りで成形している。右辺の中央付近に、凹型の切り込みがあるので、何かの部材とみられる。裏面は墨痕の残りが悪い。

図版52

一六七

見
為為常

LF78/木

(115)・(54)・5.5

所鳴
所鳴 (重ね書きあり)

〇八一 | 板・スギ

図版52

一六八

持持尊尊尊尊
 秦 道 廿

LQ78/木

(157)・35・2

〇八一 | 板・ヒノキ

図版53

上端は切断か切り折り後にコゲ痕、左辺中央や右上角の欠損以外は削り。下端は二次的に尖らせる。裏面の字は判読不可。

一六九

吉 聞 聞 聞

(重ね書きあり)

図版53

LG78/木 (308)・20・2 〇一九 | 柱・ヒノキ

一七〇

道 道 LQ77/木 (141)・(15)・1〇八一 | スギ

一七一

見見見見 LF79/木 (125)・(20)・2

〇八一 | スギ

一七二

「□論諸者者□□□
諸諸□
LG79/木
(186)・(22)・1.5
〇八一

「僧□□□□□
見見□鳥鳥鳥 □□□
板・ヒノキ
二片よりなる。上端は削り、下端は二次的切り折り、左・右
辺は割れの後に粗い削りを施す。
図版54

一七三

「道為是諸 冊
右若名冊酒
□大 遠 」（他にも重ね書きあり）

「□□□□□□□□□□□□□□
〔道道カ〕

LF79/木 214・(37)・13 〇六五 板・ヒノキ
上・下端は削り、左・右辺は割れの後に粗い二次的な削りを
施す。下端は柄状を呈するので、部材の転用か。 図版54

一七四

道是
□鳥鳥鳥鳥
〇八一 板・ヒノキ
LF79/木 (115)・(28)・24
図版55

□□□□□
〔徳カ〕

一七五

□□□□□
是是□□□
〇八一 板・ヒノキ
LG79/木 (75)・(20)・4
図版55

一七六

一足人『足』
□ 仏
LF79/木 (56)・(17)・3 〇八一 榎・ヒノキ
図版55

一七七

□□□□□ 仏仏□□□仏仏仏
□□□□□□□□□□□□□
〔明明 明カ〕 〔麻カ〕

LG78/木 (225)・28・4 〇一九 榎・ヒノキ
三片からなる。上端および左・右辺は削り、下端は折れ。上
端から五センチ付近に二つの孔がある。 図版55

一七八

識衛衛衛□□

LF78/木 (161)・21・2 〇一九 板・スギ
二片からなる。上端は折れ、下端および左・右辺は削り。左
辺の下部に切り込み様の箇所があるが、これは欠損である。 図版56

一七九

□ 西

LF78/木 (21)・(8)・2 〇八一 スギ

一八〇

「檜檜檜□□

LF79/木 (177)・(30)・16 O八一板・ヒノキ

上端は切断、下端は焼損、左・右辺は割れ。裏面は未調整。表面にコゲ痕らしきものあり。 図版56

一八一

〔是カ〕

□分□雁経□屋□

為智是不福依依□

LF79/木 (153)・(22)・1.5 O八一 枳・スギ 図版56

一八二

「。文考聞各也宅

文考師大舎

□□

「。々々々□□々々

LG77/木 (87)・(26)・3 O八一 枳・ヒノキ

上端・右辺は削り、下端・左辺は二次的成形を施す。右上角付近に釘孔があり。 図版56

一八三

天天天平景

LF78/埋 (115)・19・4.5 O八一 板・スギ

上端は焼損、下端は二次的切り折りか。左辺と右辺の下部は削り。元号の習書であろうか。 図版57

一八四

〔大カ〕

□□□大大大大大 LG78/木 (109)・15・2.5

□□□ O八一 板・スギ

上端は尖らせているが、二次的な成形。下端は二次的切り折り。左・右辺は削り。 図版57

一八五

母□母□□

母

□母鳥諸鴈□□□

LG78/木 (186)・(18)・6.5 O八一 板

上・下端は折れ、左辺は削り、右辺は割れ。 図版57

一八六

「道□□道道

LG78/木 (158)・24・4.5

「□□□

O八一 枳・ヒノキ

上端と左・右辺は削り。下端は二次的成形。 図版57

一八七

工

H (焼印・二箇所)

LG79/木 (152)・16・8 O八一 枳・スギ

上・下端は二次的切り折り、左・右辺は削り。上下二箇所焼印が押してあるが、方向は異なる。 図版58

一八八

・ (墨絵)

LF72/木 (275)・(41)・6 OK五

板・スギ 図版58 木54

・ (墨絵)

曲物底板の一部の表裏に動物・人物等を描いている。

削屑

- 二〇一 大政官謹奏 □□ 卷首図版I・図版59
 LG78/木 (128)・(30) 〇九一 ヒノキ
- 二〇二 大政官謹
 LG78/木 (65)・(18) 〇九一 図版59
 ヒノキ
- 二〇三 □政官
 LG78/木 (134)・(20) 〇九一 図版59
 ヒノキ
- 二〇四 □謹状
 LG78/木 (61)・(22) 〇九一 図版59
 ヒノキ
- 二〇五 □是月□□
 LG73/木 (62)・(12) 〇九一 図版59
- 二〇六 天平
 LG78/木 (78)・(21) 〇九一 図版59
 スギ・ヒノキ科
- 二〇七 □□三年三月十四
 LF72/木 (92)・(13) 〇九一 図版59
 スギ・ヒノキ科
- 二〇八 □月廿七日
 LG78/木 (50)・(13) 〇九一 図版59
 スギ・ヒノキ科
- 二〇九 廿日□
 LG78/木 (88)・(19) 〇九一 図版60
 スギ
- 二一〇 〔趣カ〕
 「□此□今日処□」
 LG78/木 (139)・(26) 〇九一 図版60
 スギ
- 二一一 西大寺
 衆□□□□
 LG78/木 (69)・(11) 〇九一 図版60
 スギ
- 二一二 便使附「□□□」
 LG78/木 (61)・(17) 〇九一 図版60
 ヒノキ
- 二一三 □司僧
 LG78/木 (56)・(23) 〇九一 図版60
 ヒノキ
- 二一四 戸主□
 LF79/木 (35)・12 〇九一 図版60
 ヒノキ科
- 二一五 道年□□
 右京□□
 LG78/木 (56)・(24) 〇九一 図版60
 ヒノキ
- 二一六 平城宮内で出土する考課木簡には同様の書式がある。
 年十九□
 LG78/木 (55)・(19) 〇九一 図版60
 ヒノキ
- 二一七 □米五
 LG78/木 (35)・(13) 〇九一 図版60
 ヒノキ

二二八 □各一升

LG78/木 (24)・(11) 〇九 | 図版60
スギ・ヒノキ科

二二九 □白米□

LG78/木 (50)・(23) 〇九 | 図版60
ヒノキ

二三〇 □一升六合

LF79/木 (27)・(11) 〇九 | 図版60
スギ

三三二 十三荷

LF78/木 (45)・(10) 〇九 | 図版60
スギ

三三三 六斗□

LG78/木 (36)・(9) 〇九 | ヒノキ

三三三 従五位

LG78/木 (34)・(13) 〇九 | 図版61
ヒノキ

三三四 □臣

LG79/木 (51)・(14) 〇九 | 図版61
ヒノキ

三三五 (司カ)
国□

LG78/木 (27)・(18) 〇九 | 図版61
スギ・ヒノキ科

三三六 □足衆

LG78/木 (45)・(21) 〇九 | 図版61
ヒノキ

三三七 常陸□

LG78/木 (38)・(15) 〇九 | 図版61
ヒノキ

三三八 □

田村□

LG78/木 (19)・(20) 〇九 | 図版61
スギ

三三九 (比カ)
□評

LG78/木 (45)・(21) 〇九 | 図版61
ヒノキ

三三〇 □評風早評

LG78/木 (88)・(18) 〇九 | 図版61
ヒノキ

「風早評」は、伊予国の評の名称。なぜ時代的に合致しない木簡に評の名を記しているのかは不明であるが、注目される。二二九も評の名を記したものである可能性がある。

三三一 尾尾張国

LG78/木 (64)・(17) 〇九 | 図版61
ヒノキ

三三二 □万呂□

LG77/木 (76)・(8) 〇九 | 図版61

三三三 西大寺

LG78/木 (52)・(17) 〇九 | 図版61
ヒノキ

三三四 大寺

LG78/木 (43)・(10) 〇九 | 図版61
ヒノキ

三三五 (寺カ)
「西大□

LG77/木 (40)・(14) 〇九 | 図版61
ヒノキ

二三六 西大寺信

LG78/ 木 (30)・(10) 〇九一 図版62
ヒノキ

二三七 〔西大カ〕

□□□□ 図版62

LG78/ 木 (34)・(15) 〇九一 スギ・ヒノキ科

二三八 〔寺カ〕

西大□□ 図版62

LG78/ 木 (36)・(12) 〇九一 スギ・ヒノキ科

二三九 「西大

LF78/ 木 (32)・(15) 〇九一 図版62
ヒノキ

二三三〜二三九には「西大寺」の記載が確認できる。

二四〇 □之寺□

LG78/ 木 (94)・(13) 〇九一 図版62
ヒノキ

二四一 □三綱務所 □

LG78/ 木 (105)・(22) 〇九一 図版62
ヒノキ

二四二 綱牒大□

LQ78/ 木 (78)・(23) 〇九一 図版62
ヒノキ

二四一の「三綱務所」とは、西大寺内の運営組織である三綱の事務機関であろう。この削屑は僧綱が発した牒の一部か、あるいは三綱所の文書案とみられる。

二四三

□□□□ 図版62

以諸如来□ LG78/ 木 (63)・(19) 〇九一 ヒノキ

二四四 観観世施

LG78/ 木 (66)・(15) 〇九一 図版62
ヒノキ

二四五 晨坐聴

LG78/ 木 (50)・(20) 〇九一 図版62
ヒノキ

二四六 〔衆カ〕

□坐聴□□ 図版63

LG78/ 木 (67)・(19) 〇九一 ヒノキ

二四七 □□論語

LF73/ 木 (121)・(19) 〇九一 図版63
ヒノキ

二四八 〔者カ〕

仁□□□ 図版63

LG78/ 木 (14)・(12) 〇九一 スギ・ヒノキ科

二四九 □□食得□

LG78/ 木 (74)・(22) 〇九一 図版63
ヒノキ

二五〇 □歳天家□

LG78/ 木 (74)・(11) 〇九一 図版63
ヒノキ

二五一 □議有

LQ78/ 木 (50)・(17) 〇九一 ヒノキ

二五二 □有論者

LG78/ 木 (65)・(12) 〇九一 図版63
ヒノキ

二五三 身體 □

LG78/木 (55)・(15) 〇九一

図版 63

二五四 養事

LG78/木 (45)・(13) 〇九一

図版 63

ヒノキ

二五五 □県

LG79/木 (28)・(19) 〇九一

図版 63

ヒノキ科

二五六 夕米

LG79/木 (54)・(12) 〇九一

図版 63

ヒノキ

二五七 〔鳥カ〕
□徳衆

LG78/木 (54)・(14) 〇九一

図版 63

ヒノキ

二五八 飛信
有 □

LQ79/木 (19)・(32) 〇九一

図版 64

スギ・ヒノキ科

二五九 〔不カ〕
□□光負

LQ79/木 (85)・(15) 〇九一

図版 64

ヒノキ

二六〇 宗宗宗宗

LG78/木 (76)・(10) 〇九一

ヒノキ

二六一 也也 □

LG78/木 (44)・(10) 〇九一

図版 64

スギ・ヒノキ科

二六二 〔兼兼カ〕
□□

LG78/木 (32)・(12) 〇九一

図版 64

ヒノキ

二六三 □力カ

LG78/木 (39)・(14) 〇九一

図版 64

スギ・ヒノキ科

二六四 □□僧僧僧

LQ78/木 (92)・(12) 〇九一

図版 64

ヒノキ

二六五 〔道道カ〕
□□道

LG78/木 (98)・(22) 〇九一

ヒノキ

二六六 〔道道カ〕
□□

LG78/木 (44)・(11) 〇九一

ヒノキ

二六七 □勝勝

LG78/木 (47)・(16) 〇九一

図版 64

ヒノキ

二六八 大大 □

LG78/木 (35)・(17) 〇九一

二六九 是是

LG78/木 (46)・(11) 〇九一

図版 64

ヒノキ

二七〇 是是

LG78/木 (46)・(16) 〇九一

図版 64

ヒノキ

二七一	是是□	LG78/木	(50)・(12)	〇九一	
二七二	〔興興カ〕 □□□□□□	LG78/木	(91)・(17)	〇九一	図版64 ヒノキ
二七三	□□ □□ □□ □□ □□ □□	LG78/木	(76)・(16)	〇九一	スギ・ヒノキ科 図版64
二七四	大大大□□□	LG78/木	(118)・(14)	〇九一	ヒノキ
二七五	道道	LG78/木	(58)・(24)	〇九一	
二七六	悲悲	LG78/木	(45)・(22)	〇九一	図版64 ヒノキ
二七七	黒黒	LG78/木	(47)・(22)	〇九一	図版64 ヒノキ
二七八	是是	LG78/木	(38)・(9)	〇九一	図版64 ヒノキ
二七九	見見 見見	LG78/木	(54)・(8)	〇九一	ヒノキ
二八〇	卷卷卷卷	LQ78/木	(61)・(17)	〇九一	図版65 ヒノキ
二八一	并并□□ 〔所所カ〕 □□給給	LQ78/木	(119)・(20)	〇九一	図版65 ヒノキ
二八二	浄浄浄浄浄浄	LQ78/木	(97)・(16)	〇九一	図版65 ヒノキ
二八三	語語	LQ78/木	(29)・(13)	〇九一	図版65 ヒノキ
二八四	□□ □□ □□ □□ □□ □□	LG78/木	(112)・(19)	〇九一	図版65 ヒノキ
二八五	時時	LG78/木	(27)・(13)	〇九一	図版65 ヒノキ
二八六	〔興カ〕 輦輦□□	LG78/木	(102)・(18)	〇九一	図版65 ヒノキ
二八七	〔観カ〕 観観□□	LG78/木	(64)・(7)	〇九一	図版65
二八八	論論論論	LG78/木	(44)・(23)	〇九一	図版65 ヒノキ
二八九	□□ 曾曾曾曾	LG79/木	(69)・(14)	〇九一	図版65 スギ

二九〇	量量	LG79/木	(54)・(16)	〇九一	図版65 ヒノキ
二九一	〔観カ〕 □観	LG79/木	(32)・(15)	〇九一	図版65 ヒノキ科
二九二	首首	LF79/木	(44)・(13)	〇九一	図版66 ヒノキ
二九三	〔是カ〕 □是□□	LF79/木	(43)・(7)	〇九一	ヒノキ
二九四	僧僧	LF79/木	(36)・(10)	〇九一	
二九五	〔得カ〕 □得得□□	LF79/木	(75)・(8)	〇九一	ヒノキ
二九六	〔道道カ〕 □□	LG79/木	(37)・(15)	〇九一	ヒノキ
二九七	□□重重	LG79/木	(52)・(7)	〇九一	ヒノキ
二九八	定定□	LF73/木	(42)・(10)	〇九一	図版66 ヒノキ
二九九	文文	LG78/木	(34)・(11)	〇九一	ヒノキ
三〇〇	〔取取カ〕 聞□□□	LQ79/木	(52)・(13)	〇九一	図版66 ヒノキ
三〇一	道道	LG78/木	(27)・(12)	〇九一	ヒノキ
三〇二	〔道カ〕 □道	LG78/木	(106)・(7)	〇九一	
三〇三	〔道カ〕 道□	LG78/木	(30)・(22)	〇九一	
三〇四	為為有	LG77/木	(53)・(15)	〇九一	図版66 ヒノキ
三〇五	為為□	LG78/木	(49)・(11)	〇九一	図版66 スギ
三〇六	〔為為カ〕 □□□	LG78/木	(55)・(8)	〇九一	スギ・ヒノキ科
三〇七	我我我□□	LG78/木	(67)・(13)	〇九一	ヒノキ

三〇八	〔我我カ〕 □□□□	LG78/木	(52)・(11)	〇九一	スギ・ヒノキ科	図版66
三〇九	流流流	LG78/木	(27)・(14)	〇九一	ヒノキ	図版66
三〇〇	画画	LG77/木	(49)・(16)	〇九一	スギ	図版66
三〇一	□画画	LG77/木	(64)・(15)	〇九一	スギ	
三〇二	〔身身カ〕 □□	LG78/木	(38)・(13)	〇九一	ヒノキ	
三〇三	□為為我	LG78/木	(57)・(19)	〇九一	スギ	
三〇四	〔眷眷カ〕 □□	LG78/木	(39)・(9)	〇九一	ヒノキ	
三〇五	道道□	LG70/木	(44)・(6)	〇九一		
三〇六	〔尊尊カ〕 □□□	LG78/木	(44)・(9)	〇九一	ヒノキ	
三〇七	歳歳歳□	LG77/木	(106)・(9)	〇九一	スギ・ヒノキ科	図版66
三〇八	□言言	LG78/木	(63)・(14)	〇九一	ヒノキ	
三〇九	〔浄浄カ〕 □□□	LG78/木	(33)・(11)	〇九一	ヒノキ科	
三〇〇	〔是是カ〕 □□□	LG78/木	(35)・(8)	〇九一	ヒノキ	
三〇一	勝	LG78/木	(22)・(10)	〇九一	ヒノキ	図版66
三〇二	〔以カ〕 □前	LG78/木	(35)・(18)	〇九一	スギ・ヒノキ科	図版66
三〇三	三	LG78/木	(14)・(11)	〇九一	ヒノキ	
三〇四	六□	LG78/木	(26)・(10)	〇九一	スギ・ヒノキ科	
三〇五	学	LG78/木	(36)・(27)	〇九一	ヒノキ	図版66

三三六 進

LG78/ 木 (35)・(15) 〇九一

図版 66
ヒノキ

三三七 三立 □

LG78/ 木 (29)・(18) 〇九一 スギ・ヒノキ科

三三八 毛

LG78/ 木 (17)・(15) 〇九一

ヒノキ

三三九 〔買カ〕

LG78/ 木 (84)・(21) 〇九一

スギ

三三〇 〔是カ〕

LG78/ 木 (66)・(12) 〇九一

三三一 右被

LG78/ 木 (36)・(17) 〇九一 スギ・ヒノキ科

図版 67

三三二 治

LG78/ 木 (40)・(20) 〇九一

ヒノキ

三三三 〔文カ〕

LG78/ 木 (68)・(16) 〇九一 スギ・ヒノキ科

三三四 〔丁カ〕

LG78/ 木 (72)・(24) 〇九一

ヒノキ

三三五 大

LG78/ 木 (27)・(15) 〇九一 スギ・ヒノキ科

三三六 氣

LG78/ 木 (39)・(13) 〇九一

図版 67

三三七 慶

LG78/ 木 (49)・(18) 〇九一

図版 67

三三八 〔大カ〕

LG78/ 木 (103)・(8) 〇九一

ヒノキ

三三九 〔蓋志カ〕

LG78/ 木 (35)・(19) 〇九一

図版 67

三四〇 〔在所カ〕

LG78/ 木 (73)・(11) 〇九一

ヒノキ

三四一 〔資カ〕

LG78/ 木 (88)・(15) 〇九一

ヒノキ

三四二 被

LG78/ 木 (45)・(20) 〇九一

図版 67

三四三 右

LG78/ 木 (43)・(22) 〇九一

ヒノキ

三四四 □生

LG78/ 木 (13)・(7) 〇九一

ヒノキ

三四五 □年 □〔常カ〕

LG78/ 木 (45)・(13) 〇九一

ヒノキ

三四六 解

LG78/ 木 (52)・(10) 〇九一

ヒノキ

三四七 □南 □

LG78/ 木 (39)・(12) 〇九一

図版 67
ヒノキ

三四八 □者 □

LG78/ 木 (27)・(10) 〇九一

図版 67
ヒノキ

三四九 □者 □

LG78/ 木 (22)・(10) 〇九一

図版 67
ヒノキ

三五〇 戸

LG78/ 木 (22)・(20) 〇九一

ヒノキ

三五二 前

LG78/ 木 (43)・(16) 〇九一 スギ・ヒノキ科

三五三 〔秦カ〕
奈水 □

LG78/ 木 (43)・(15) 〇九一

図版 67
ヒノキ

三五三 白 □

LG78/ 木 (36)・(21) 〇九一

ヒノキ

三五四 聞

LG78/ 木 (15)・(13) 〇九一

ヒノキ

三五五 □□□□□□□□□□〔道カ〕

LG78/ 木 (168)・(21) 〇九一

図版 67
ヒノキ

三五六 得

LG78/ 木 (25)・(11) 〇九一

ヒノキ

三五七 〔奉カ〕〔延カ〕
□□□□□□

LF78/ 木 (120)・(28) 〇九一

図版 67
ヒノキ

三五八 □右

LG78/ 木 (78)・(20) 〇九一

図版 67
ヒノキ

三五九 〔阿カ〕
□□□□□□

LG78/ 木 (70)・(14) 〇九一

図版 67
ヒノキ

三六〇 道 □

LG78/ 木 (36)・(11) 〇九一

ヒノキ

三六一 □恵

LG78/ 木 (27)・(14) 〇九一

ヒノキ

三六二	画□	LG78/木	(41)・(17)	〇九一	スギ	三七一	飛	LG78/木	(28)・(13)	〇九一	スギ・ヒノキ科	図版68
三六三	画	LG77/木	(39)・(12)	〇九一	スギ	三七三	久□	LG78/木	(18)・(9)	〇九一	スギ	
三六四	画	LG77/木	(20)・(14)	〇九一	スギ	三七四	□智	LG78/木	(15)・(9)	〇九一	スギ・ヒノキ科	
三六五	□温	LG78/木	(41)・(12)	〇九一	ヒノキ	三七五	□卷	LG78/木	(31)・(16)	〇九一	ヒノキ	
三六六	集□	LG78/木	(41)・(12)	〇九一	ヒノキ	三七六	大子	LG78/木	(31)・(9)	〇九一	ヒノキ	図版68
三六七	申由	LG78/木	(39)・(11)	〇九一	ヒノキ	三七七	晨	LG78/木	(31)・(19)	〇九一	ヒノキ	
三六八	家□	LG78/木	(51)・(14)	〇九一	ヒノキ	三七八	□声辺辺	LG78/木	(65)・(19)	〇九一	ヒノキ	図版68
三六九	□家	LG78/木	(23)・(10)	〇九一	ヒノキ科	三七九	□□大□	LG78/木	(26)・(20)	〇九一		
三七〇	□皮	LG78/木	(24)・(9)	〇九一	ヒノキ	三八〇	伊比□	LG78/木	(30)・(15)	〇九一	ヒノキ	図版68
三七一	国□	LG78/木	(33)・(10)	〇九一	ヒノキ	三八一	□漬	LG78/木	(30)・(15)	〇九一	スギ・ヒノキ科	図版68

三八二	〔大乗カ〕 □□	LG78/木	(26)・(10) 〇九一	凶版68 スギ	三九一	第	LG79/木	(19)・(10) 〇九一	ヒノキ
三八三	見	LF78/木	(28)・(12) 〇九一	凶版68 スギ	三九二	〔官カ〕 □□取□□□	LG78/木	(126)・(12) 〇九一	ヒノキ
三八四	見□	LG79/木	(40)・(10) 〇九一	ヒノキ	三九三	大	LF79/木	(15)・(13) 〇九一	スギ・ヒノキ科
三八五	見	LG78/木	(32)・(5) 〇九一	ヒノキ	三九四	□大□	LG79/木	(76)・(19) 〇九一	ヒノキ 凶版68
三八六	〔見カ〕 □□	LG77/木	(33)・(14) 〇九一	凶版68	三九五	者	LF79/木	(36)・(11) 〇九一	ヒノキ科
三八七	〔人カ〕 □□遊□	LF78/木	(49)・(15) 〇九一	スギ	三九六	者□	LG78/木	(28)・(10) 〇九一	ヒノキ
三八八	□恵	LG78/木	(27)・(18) 〇九一		三九七	〔者カ〕 □□	LG78/木	(26)・(16) 〇九一	ヒノキ
三八九	□所	LG78/木	(25)・(9) 〇九一	ヒノキ	三九八	〔勝カ〕 □	LF79/木	(22)・(11) 〇九一	ヒノキ
三九〇	□第□	LG78/木	(49)・(16) 〇九一	凶版68 ヒノキ	三九九	〔皇カ〕 □□□	LF79/木	(34)・(13) 〇九一	スギ

四〇〇	□宝□	LF79/木	(74)・(13)	〇九	スギ・ヒノキ科	図版68
四〇一	□宝	LG78/木	(27)・(16)	〇九	スギ・ヒノキ科	
四〇二	□宝	LG79/木	(28)・(15)	〇九	ヒノキ科	
四〇三	為鳥	LG79/木	(25)・(12)	〇九	ヒノキ科	図版69
四〇四	為	LF78/木	(14)・(8)	〇九	ヒノキ	
四〇五	為	LG79/木	(19)・(12)	〇九	ヒノキ科	
四〇六	為□	LG78/木	(24)・(8)	〇九	スギ・ヒノキ科	
四〇七	為	LG78/木	(18)・(12)	〇九	スギ・ヒノキ科	
四〇八	□為	LG78/木	(46)・(17)	〇九	ヒノキ	図版69
四〇九	□□□代	LF78/木	(58)・(17)	〇九	ヒノキ	図版69
四一〇	〔卷来カ〕 □□	LG79/木	(41)・(9)	〇九	ヒノキ	
四一一	道	LG73/木	(29)・(5)	〇九		
四一二	道	LG78/木	(31)・(13)	〇九	ヒノキ	
四一三	□道	LG79/木	(30)・(9)	〇九	ヒノキ	
四一四	道	LG79/木	(250)・(22)	〇九	ヒノキ科	
四一五	道□	LF78/木	(34)・(5)	〇九		
四一六	〔道カ〕 □道	LG78/木	(106)・(7)	〇九	ヒノキ	
四一七	〔道カ〕 道□	LF78/木	(46)・(10)	〇九	ヒノキ	
四一八	〔道道カ〕 □□□	LG78/木	(65)・(14)	〇九		

四一九	遊道	LG78/木	(40)・(17)	〇九一	図版69 ヒノキ
四二〇	□経	LG79/木	(57)・(17)	〇九一	図版69
四二一	国中□	LG79/木	(24)・(7)	〇九一	ヒノキ科 図版69
四二三	明若	LG79/木	(32)・18	〇九一	ヒノキ
四三三	□是	LG79/木	(15)・(11)	〇九一	ヒノキ
四三四	□大	LG79/木	(65)・(12)	〇九一	ヒノキ
四四五	我	LG79/木	(26)・(13)	〇九一	ヒノキ
四五六	〔我カ〕 □	LG78/木	(25)・(7)	〇九一	スギ・ヒノキ科
四二七	平	LF79/木	(23)・(15)	〇九一	ヒノキ
四二八	□皮	LG73/木	(46)・(18)	〇九一	図版69 ヒノキ
四一九	□恵□	LG73/木	(55)・(10)	〇九一	
四三〇	広	LG73/木	(31)・(11)	〇九一	ヒノキ
四三一	□広□	LF78/木	(14)・(15)	〇九一	ヒノキ
四三二	□恋□	LG73/木	(69)・(9)	〇九一	図版69 ヒノキ
四三三	〔恋カ〕 □	LF73/木	(52)・(15)	〇九一	スギ・ヒノキ科 図版69
四三四	女	LF73/木	(46)・(16)	〇九一	ヒノキ
四三五	〔女魚カ〕 □□□	LF73/木	(56)・(15)	〇九一	図版69 ヒノキ
四三六	真	LF79/木	(26)・(13)	〇九一	
四三七	廿	LF73/木	(31)・(15)	〇九一	ヒノキ
四三八	天□	LF73/木	(50)・(13)	〇九一	スギ・ヒノキ科 図版69

四三九 天 □

LG78/木 (35)・(12) 〇九一

ヒノキ

四四八 □山直

LF73/木 (50)・(9) 〇九一 スギ・ヒノキ科

図版70

四四〇 太天

LG78/木 (33)・(13) 〇九一

図版69
ヒノキ

四四九 □甲 □

LQ79/木 (29)・(7) 〇九一 スギ

四四一 太

LG78/木 (62)・(21) 〇九一

図版69
ヒノキ

四五〇 飛

LQ79/木 (16)・(11) 〇九一 ヒノキ

四四二〔徳カ〕 □

LQ79/木 (25)・(11) 〇九一

ヒノキ科

四五一 飛

LG78/木 (21)・(14) 〇九一 ヒノキ

四四三〔工カ〕 □九 □

LQ79/木 (41)・(17) 〇九一

ヒノキ

四五二〔稻カ〕 □

LQ79/木 (22)・(20) 〇九一 スギ

四四四 仏

LQ79/木 (19)・(18) 〇九一

図版69
ヒノキ

四五三〔羊カ〕 □

LQ79/木 (31)・(19) 〇九一 ヒノキ

四四五〔仏カ〕 □

LG78/木 (27)・(12) 〇九一

図版70

四五四 □者龍

LQ79/木 (53)・(11) 〇九一 ヒノキ

四五五〔防カ〕 蔵 □

LG78/木 (27)・(14) 〇九一 ヒノキ

四四六 聞 □ □

LG78/木 (38)・(17) 〇九一

図版70

四五六 □戸 □ □

LG78/木 (106)・(18) 〇九一 スギ

四四七〔聞カ〕 □

LQ79/木 (17)・(13) 〇九一

四五七 □西 □

LG78/木 (55)・(17) 〇九一 スギ

四五八 奉

LG78/木 (27)・(7) O九一

ヒノキ

四五九 □院

LG78/木 (16)・(9) O九一

図版70
針葉樹

四六〇 □諸

LF78/木 (26)・(9) O九一

ヒノキ科

四六一 応 □

LF73/木 (41)・(10) O九一

ヒノキ科

四六二 □応

LF78/木 (18)・(14) O九一

ヒノキ

四六三 事

LF78/木 (19)・(7) O九一

四六四 □異 □

LF78/木 (49)・(17) O九一

ヒノキ

四六五 申

LF78/木 (18)・(12) O九一

四六六 合

LG78/木 (35)・(15) O九一

図版70
ヒノキ

四六七 原

LG78/木 (33)・(17) O九一 スギ・ヒノキ科

四六八 上 □

LG78/木 (36)・(18) O九一

スギ・ヒノキ科

四六九 □上

LG78/木 (24)・(15) O九一

四七〇 有

LG78/木 (23)・(12) O九一

スギ・ヒノキ科

四七一 有

LG78/木 (14)・(7) O九一

ヒノキ科

四七二 □〔郡カ〕

LG78/木 (23)・(10) O九一

ヒノキ

四七三 □〔撰カ〕

LG78/木 (19)・(6) O九一

スギ・ヒノキ科

四七四 □〔族カ〕

LG78/木 (14)・(12) O九一

ヒノキ

四七五 逃

LG78/木 (10)・(15) O九一

四七六 □雁

LF79/木 (37)・(13) O九一

スギ・ヒノキ科
図版70

四七七 □式

LF79/木 (31)・(12) O九一

ヒノキ

四七八 暮

LG78/木 (21)・(10) 〇九一 ヒノキ

四七九 □米

LG78/木 (53)・(14) 〇九一 ヒノキ

四八〇〔得カ〕

□□ LG78/木 (35)・(10) 〇九一 ヒノキ

四八一 継□

LG78/木 (29)・(19) 〇九一 スギ・ヒノキ科 図版70

四八二〔僧カ〕

□□ LG78/木 (22)・(6) 〇九一 スギ

四八三〔火カ〕

□□ LG78/木 (14)・(15) 〇九一 ヒノキ

四八四〔我カ〕

□□ LG78/木 (24)・(12) 〇九一 ヒノキ

四八五 歳歳歳(重ね書き「□□□□あり」)

LG77/木 (46)・(15) 〇九一 図版70 スギ

四八六〔麻カ〕

□□ 呂応□ LG78/木 (53)・(9) 〇九一 図版70 スギ

四八七 也□□明□

LG70/木 (77)・(13) 〇九一 図版70 ヒノキ

四八八 京

LF78/木 (20)・(7) 〇九一 スギ・ヒノキ科 図版70

四八九〔音カ〕

□□□□ LG78/埋 (51)・(10) 〇九一 ヒノキ

四九〇〔浄心カ〕

□□ LG78/木 (29)・(10) 〇九一 ヒノキ

四九一〔難カ〕

□□□□ LG78/木 (53)・(10) 〇九一 ヒノキ

四九二 和□

LF・G78/木 (36)・(13) 〇九一 ヒノキ

四九三〔衆カ〕

□ LG78/木 (19)・(9) 〇九一 ヒノキ

四九四 識

LG78/木 (15)・(12) 〇九一 図版70

四九五〔入カ〕

□□□□ LG78/木 (47)・(14) 〇九一

四九六 □三□□

LG78/木 (37)・(11) 〇九一 ヒノキ

四九七〔伝カ〕

□□ 嶋□□□ LG78/木 (71)・(19) 〇九一 ヒノキ

四九八 (墨絵)

LG78/木 (25)・(14) 〇九一 図版70 スギ

人物の目の部分絵画であろうか。

第五節 墨書土器の積文および各種データ

本節では、墨書土器の積文および各種のデータをまとめた。表示方法に関しては、以下の凡例を参照されたい。

総則

本調査出土の墨書土器は、木簡・削屑とは異なり、積文の内容が不明な場合でも、文字として認識もしくは推定される事例については可能な限り採録し、当該土器およびその出土位置に関するデータを附記した。

墨書土器の積文・データの凡例

- ①史料番号 漢数字の通し番号で、五〇一より付与し示した。
- ②積文 積読した内容について、判読できたものについて記した。ただし、旧字体は適宜新字体に書き改めている。なお、積文中に使用した記号は、左記の如き内容・状態を示している。
 - 欠損文字のうち、字数を確認できるもの。
 - 欠損文字のうち、字数が数えられないもの。
 - 欠損文字の内・外面に文字がある場合、その区別を示す。
 - ・ 墨書土器の内・外面に文字がある場合、その区別を示す。
 - 『 』 異筆・追筆の部分を示す。
 - 〔 〕 校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として、文字の右側に掲示したが、スペースの問題で例外的に左側に付した場合もある。
 - () 右以外の校訂註、および説明註。
 - カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。
 - / ひとつの行として書いたと認められない場合、その区別のために挿入した。
- ③出土地点・層位 当該遺物が出土した地区と層位を示す。地区番号は、本篇・第三章第一節（一七・一八頁）を、また層位については同じく本篇・第

三章第二節のII 検出遺構の条（一九～二五頁）を、それぞれ参照されたい。また、層位表示に関する略記号は左記の如くである。

上Ⅱ新上層、下Ⅱ新下層、埋Ⅱ古埋立層、木Ⅱ古木屑層、最Ⅱ古最下層
包Ⅱ遺物包含層

④種類・器種・部位・記載面 左記の略記号を用いて示している。

種類 「土」Ⅱ土師器、「須」Ⅱ須恵器、「灰」Ⅱ灰釉陶器
器種 「杯」Ⅱ杯類、「皿」Ⅱ皿類、「碗」Ⅱ碗類、「甕」Ⅱ甕類、「壺」Ⅱ壺類、「蓋」Ⅱ蓋類。さらに、詳細な器種が特定できる場合は、その後にアルファベット大文字で示している。この分類は、奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査報告』XI（本文編）の二七五～二七九頁所載「別表4・5 土師器・須恵器器種表」に準拠している。

部位 「口」Ⅱ口縁部、「底」Ⅱ底部、「頸」Ⅱ頸部、「体」Ⅱ体部、「頂」Ⅱ頂部、「緑」Ⅱ緑部、「杯部」Ⅱ杯部、「脚」Ⅱ脚部、
記載面 「内」Ⅱ内面、「外」Ⅱ外面、

なお、部位と記載面については、次頁の図二の基準に従って示している。

⑤図版番号 本報告書に写真を収録している場合は、その番号を示した。また、本篇で報告しているものは、併せてその遺物番号を記した。

⑥解説 必要に応じて、積文の内容や遺物の状態を示す解説を付した。

墨書土器の分類と配列順について

積文内容が判明するものについては、内容に従い左記の表の如く分類し、表の順に掲示してある。なお、左表右端に示した番号は、上記①の史料番号を示している。

墨書土器

1	人名	501-513
2	使用場所・組織	514-529
3	内容物	530-538
4	その他	539-574
5	記号・断片	575-576
6	墨絵・不明	577-789

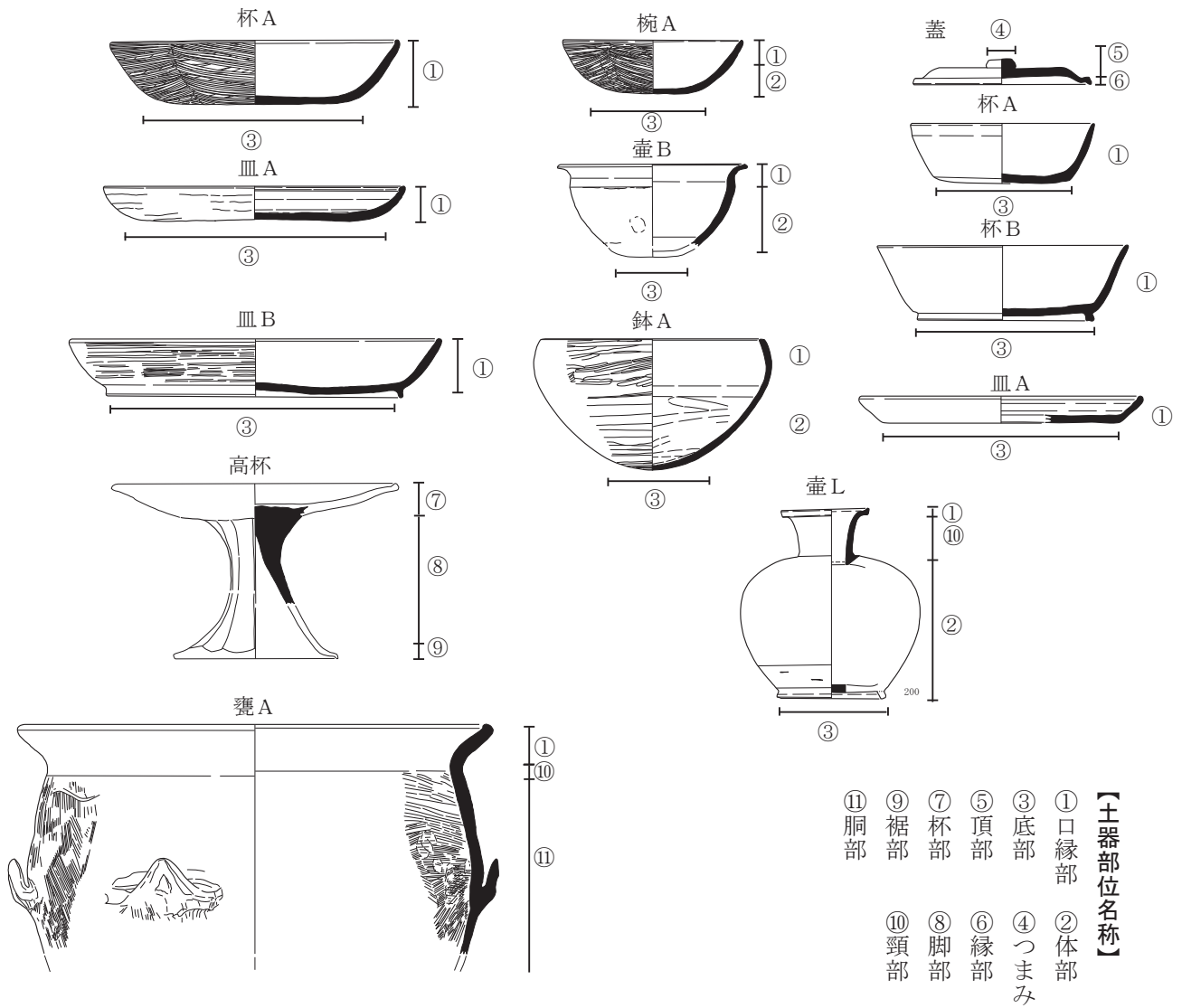


図2 記載部位の名称

五〇一 西大寺

信師

六

□ 卷首図版Ⅱ・図版71 土24

LG・F73/木 土・甕A・体・外

「信師」は西大寺の僧侶の名の略称であろうか。

五〇二 「朝カ」

東□ 『所』

皇浦 『所』 / 『水』

(浦)

卷首図版Ⅱ・図版72

LG78/木 須・杯A・口底・外 土190

中央に大きく書かれている「東□〔朝カ〕／皇浦」は、天平八(七三六)年に遣唐使の帰国船に乗って来日した唐人皇甫東朝のことである。ただし、当時の表記方法としては一般的でない左行(縦書きで左から右へと書くこと)であることや、他にも文字があることからみて、習書の可能性が高い。皇甫東朝は、遣唐副使中臣朝臣名代に従い、波斯人李密翳とともに来日した人物で、同年八月二十三日に拝朝し、十一月三日に李密翳とともに授位されている。その後、奈良時代後半に再び史料上に登場する。天平神護二(七六六)年十月二十一日、舍利会で唐薬を奏したことにより皇甫昇女とともに従五位下に叙せられ、神護景雲元(七六七)年三月二十日に雅楽員外助兼花苑司正に任じられ、翌二年八月九日に従五位上に叙せられた。宝亀元(七七〇)年十二月二十八日には越中介に任じられている(いづれも『続日本紀』)。『正倉院文書』には「仏事捧持歴名」として神護景雲三年十月から宝亀元年六月頃の官位に相当する官人名および各種の捧物の一覧があり、そこに「花園正従五位上皇甫東朝花一櫃」とみえる(『大日本古文书』五卷所収)。

五〇三 「法カ」

□王 / 法 / □ (重ね書き)

LG78/木 土・皿A・口底・内 図版73

「法王」の習書をしたものであろうか。「法王」は史料番号〇六〇番の木簡にも見える。

五〇四 国立万呂

LG78/木 須・杯B・底・外 図版73

五〇五 国立公

LG78/木 須・杯AかB・口・外 図版73

史料番号五〇四と五〇五は、筆跡が似ており、同一人物による書であろう。

五〇六

二 吉万呂

斗

LG78・79/木 土・杯A・底・外 図版74 土53

五〇七

麻呂麻呂

LG78/木 須・杯蓋・頂・内 図版74

五〇八

□麻呂

LG71/最 土・甕・口・内 図版74

五〇九

一番

□ 麻呂

LG69/木 須・杯B・底・外 図版75 土192

五二〇 □万呂

LF78/木 土・甕・体・外 図版75

五二一 □□万呂 (刻字)

LG78/木 土・杯か皿・底・外 図版75

五二二 〔伊止カ〕

□□□万／□／□

LG78/上 土・杯か皿・底・内 図版76

五二三 田人

LG78/木 須・杯B・底・外 図版76 土191

五二四 〔西カ〕

□大之寺／『粥』／『道』

LG78/木 土・杯か皿A・口底・外 図版77

〔西大之寺〕は、西大寺のことを指している。別筆で「粥」とあるのは、容器の用途・内容物に関するものか。

五二五 寺／□／『仙』／『粥』

LG78/木 土・杯か皿A・底・外 図版77

五二六 〔大殿カ〕

□□

LG69/木 須・皿C・底・外 図版76

ちょうど墨書のところでは土器が割れているため、釈読が確定できないが、「大殿」である可能性は高い。西大寺の伽藍内には「大殿」という名称の堂舎は見あたらない。

五二七 茹物所／□

LG72/下 須・皿AかB・底・外 図版77

五二八 茹官

LF・LG77-79/上 須・甕C・体・外 図版77 土243

史料番号五二七は、厨関係のものであろう。また、五二八も同様の部署を指しているものとみられ、「官」はツカサで、この場合は担当部署ないしは担当者を目指すのであろう。

五二九 官

LG77/木 須・杯蓋・頂・外 図版78

五三〇 官

LF73/最 土・皿A・底・外 図版78

五三一 官

LG78/木 土・杯か皿・底・外 図版78

五三二 〔僧カ〕

□

LG78/木 須・杯か皿・底・外 図版78

五三三 長

LG78・79/木 須・杯B・底・外 卷首図版II・図版78 土168

須恵器の底部外面に、しっかりとした字で墨書されている。書体は初唐期に流行したのびやかな楷書の影響が感じられる。

五三四 長□

LG78/埋 須・杯か皿蓋・頂・外 図版78

五五	綱	LF77/木	須・杯B・口・外	図版79	土174
五六	綱	LG77/埋	須・杯か皿・底・内	図版79	
五二七	〔多カ〕 □□郡	LG70/最	須・甕・体・内	図版79	
五八	□家	LF73/最	須・杯B・底・外	図版79	
五二九	北	LG78/木	須・杯B・底・外	図版80	土195
五三〇	今水	LF73/下	須・鉢A・体・外	図版80	土272
五三一	水	LF73/木	須・杯B・底・外	図版81	
五三二	水	LG78/木	土・杯か皿・底・外	図版81	
五三三	水	LF78/木	須・杯蓋・頂・外	図版81	
五三四	水部□□ / (墨ならしカ)	LG79/木	土・杯か皿・底・外	図版82	

五五	水 / 『粥』 (刻書)	LG78/木	土・杯A・底・外	図版82	土56
五三六	粥	LF79/木	土・杯か皿・底・外	図版83	
五三七	粥	LG78/木	土・杯か皿A・底・外	図版83	
五三八	備 / 川	LF73/木	須・杯A・底・外	図版84	土155
五三九	備	LF79/木	土・杯か皿A・底・外	図版83	
五四〇	□右一 / 『□』 (重ね書き)	LF78/木	土・杯か皿・底・外	図版83	
五四一	□興	LF78/木	土・杯か皿・底・外	図版83	
五四二	人	LG78/木	土・高杯・杯・外	図版83	
五四三	□人□□ / □	LF78/木	須・杯か皿A・底・内	図版85	
五四四	□人 (眼の描画あり)	LG69/埋	須・杯A・底・外	図版85	

五四五 器□ / (筆ならしカ)

LF78/木 土・杯か皿・底・外 図版 85

五四六 道

LG78/木 土・杯か皿A・底・外 図版 85

五四七 仏

LF70/木 土・杯A・口・外 図版 85

五四八 [打カ] □櫃

LG78/木 須・杯C・底・外 図版 86
土 194

五四九 天正□天

□□ LF78/木 須・杯蓋・頂・内外 図版 85

五五〇 米

LF78/木 土・甕・体・外 図版 87

五五一 □有真□ / □□

LG69/木 土・甕・体・内 図版 88

五五二 大

LG72/最 須・杯蓋・頂・内外

五五三 大

包 須・杯B・底・外 図版 88

五五四 万

LG78/木 須・杯か皿・底・外 図版 87

五五五 羅

LG78/木 須・杯AかB・口・外 図版 87

五五六 升

LG78/木 土・杯か皿・底・外 図版 87

五五七 元

LG79/木 土・杯か皿・底・外 図版 88

五五八 立

LG79/木 土・椀A・底・外 図版 89

五五九 典

LG79/木 土・杯か皿・底・外 図版 89

五六〇 之

LF78/木 土・椀か壺・体・外

五六一 之

LF79・LG78/木 須・杯C・底・外 図版 89

五六二 垂□

LG70/最 土・甕・体・外 図版 89

五六三 [1カ] 1 / □

LG78/木 土・杯か皿A・底・外 図版 90

五六四 十

LF78/木 土・杯か皿・底・外 図版 90

五六五

報報
□厨解□

LF70/木 須・杯蓋・頂・外 図版90

五七三

〔黄カ恋カ〕
□□／□処福□／□／福福□

LG78/木 土・皿B・底・外 図版92 土113

五六六

□大大『□□』
〔梁カカ〕

LG78/木 須・皿C・口・外 図版90 土182

五七四

△(記号)

LF78/木 土・皿A・口・外 土106

五六七

□部王□□□患患患／□西大寺二□

LG77/木 土・皿A・口底・外 図版90 土98

五七六

〔日カ〕
□□

LF77・LG78/下 須・杯B・底・外

五六八

□道有／『有』／□／□

LG71/最 土・甕・体・内 図版90

五七七

〔山カ〕
□

包 須・壺・底・外

五六九

有有

LH71/下 土・壺か鉢・体・内 図版91

五七八

〔一カ〕
□

LF77/上 須・杯蓋・頂・内

五七〇

□有有(重ね書き)
有□

LG78/木 土・甕か壺か鉢・体・内 図版91

五七九

〔一カ〕
□ (あるいは筆ならし)

LG78/木 土・杯か皿・底・外

五七一

浄浄

LG78/木 土・杯か皿A・底・外 図版91

五八一

〔三カ〕
□

LF78/木 須・杯か皿・底・外

五七二

□大若□若□／東(重ねて「山」「山」を刻書)

LG77/木 土・杯A・口・外 図版91

五八二

〔五カ〕
□

LG78/埋 須・杯か皿A・底・外

- 五八三**〔十カ〕
 □ □
 LF73/最 須・杯蓋・頂・内外
- 五八四**〔廿カ〕
 □ □
 LF71/木 土・杯か皿・底・外
- 五八五**〔道カ〕
 □ □
 LF68/下 土・杯か皿・底・外
 図版 93
- 五八六**〔基カ〕
 □ □
 LG78/木 土・杯か皿・底・外
 図版 93
- 五八七**〔長カ〕
 □ □
 LF・LG78/埋 須・杯蓋・頂・外
 図版 93
- 五八八**〔合カ〕
 □ □ □ □
 LG77/埋 須・甕・体・内
- 五八九**〔乙カ〕
 □ □ □ □
 LF78/木 土・皿A・底・外
- 五九〇**〔水カ〕
 □ □
 LG79/木 須・杯B・底・外
 図版 93 土 193
- 五九一** □ □ (記号カ)
 LG78/木 土・杯か皿・口・外
 図版 93
- 五九二** □ □ (にんべんの字)
 LF78/木 土・杯か皿・底・外
- 五九三** □ □ (なぐぶたの字)
 LG78/木 須・杯か皿A・底・外
- 五九四** □ □ (りっとうの字)
 LG79/木 土・杯か皿・底・外
- 五九五** (蓮華紋カ)
 LG78/木 土・杯か皿・口・外
 図版 93
- 五九六** (人面墨画)
 LF78・79/木 土・杯A・底・外
 卷首図版Ⅱ・図版 94 土 73
- 五九七** (墨画)
 LG78/木 土・杯か皿A・底・外
- 五九八** (墨画)
 LG78/木 土・杯か皿・底・外
- 五九九** (墨画)
 □ □ □ □
 LG73/木 土・杯か皿・底・内外
 図版 95
- 六〇〇** (墨画)
 LG73/下 土・杯か皿A・底・内外
- 六〇一** □ □ / □ □ / (墨画カ)
 LG・LF78/木 土・皿A・底・外
 図版 94
- 六〇二** (墨画カ)
 LF78/木 土・杯か皿・底・内
- 六〇三** (墨線) LF73/木 須・皿C・口・内

六〇四	□ (記号カ)	LF69/下	土・皿A・底・外	図版95	土197
六〇五	・□□□□ □ (記号カ)	LF78/木	須・皿B・底・内外	図版95	土197
六〇六	□ (記号カ)	LG78/埋	須・杯B・底・外	図版95	土230
六〇七	□	LF~LH69/上	土・甕・体・外		
六〇八	□	LF~LQ78/埋	土・杯か皿・底・外		
六〇九	□	LF69/石組裏込め	須・杯か皿・底・外		
六一〇	□	LF69/埋	須・杯か皿・底・外		
六一一	□□	LF69/石組裏込め	土・杯か皿・底・外		
六一二	□	LG70/下	須・鉢F・体・外		土273
六一三	□□□□□□	LF72/埋	須・杯B・底・外		土228
六一四	□	LF73/木	須・鉢A・体・外		
六一五	□	LF73/最	須・甕・体・外		
六一六	□	LF73/木	須・杯か皿蓋・頂・内		
六一七	・□□□□/□/□/□/□/□/□/□/□/□	LF73/木	須・皿B・口底・内外		土188
六一八	□ (墨痕カ)	LF73/木	須・杯蓋・頂・内外		
六一九	□	LF73/最	土・杯か皿A・底・内		
六二〇	□	LF73/木	土・杯か皿A・底・外		
六二一	□	LF73/木	土・杯か皿A・口・外		
六二三	□	LF73/木	土・杯か皿・底・外		
六三三	□	LF77/木	土・杯か皿A・口底・外		

六四	□	LF77/木	土・杯か皿・口・内
六五	□	LF77/埋	土・杯か皿・底・外
六六	□	LF77/上	土・碗C・口・外
六七	□	LF77/埋	土・高杯・杯・内外
六八	□	LF78/木	須・杯蓋・頂・外
六九	□	LF78/木	須・甕・体・外
六〇	□	LF78/下	須・杯か皿蓋・頂・内
六一	□	LF78/木	須・杯か皿蓋・頂・内
六二	□	LF78/木	須・杯か皿・底・外
六三	□	LF78/木	須・壺か鉢・体・外
六四	□	LF78/木	土・杯か碗・底・外
六五	□	LF78/埋	土・杯か皿A・口底・外
六六	□	LF78/埋	須・杯蓋・頂・内
六七	□	LF78/埋	須・皿A・底・内
六八	□	LF78/木	須・皿C・口・外
六九	□	LF78/石組裏込め	須・杯B・底・外
六〇	□	LF78/木	須・杯か皿A・底・内
六一	□	LF78/木	須・杯か皿A・底・外
六二	□	LF78/木	須・杯蓋・縁・内外
六三	□	LF78/木	土・甕・体・内外

六四四 □

LF78/木 土・甕・体・外

六五四 □

LF78/木 土・椀A・底・外

六四五 □ / □ □ □ □ □ □ □ □ (筆ならしカ紋様カ)

LF78/木 土・皿A・口・外

六五五 □

LF78/木 土・杯か皿・底・内

六四六 □

LF78/埋 土・杯か皿・口・内

六五六 □

LF78/木 土・甕・体・外

六四七 □

LF78/木 土・杯か皿A・体・外

六五七 □

LF78/木 須・杯か皿A・底・内

六四八 □

LF78/木 須・杯か皿・口・内

六五八 □

LF78/木 土・杯か皿・底・外

六四九 □

LF78/木 土・甕・体・外

六五九 □

LF78/木 土・杯か皿A・底・内

六五〇 □

LF78/木 土・杯か皿・底・外

六六〇 □ (筆ならし)

LF78/木 土・甕・体・外

六五一 □

LF78/木 土・杯か皿・口・外

六六一 □ □

LF78/木 土・杯か皿・底・外

六五二 □

LF78/木 土・甕・体・内

六六二 □ □

LF78/木 土・杯か皿・底・外

六五三 □

LF78/木 土・杯か皿・口・外

六六三 □ □

LF78/木 土・杯か皿・底・外

六六四	□ □	LF78/木	土・高杯・杯・外	六七四	□	LG69/上	灰・椀・底・外
六六五	□ □	LF78/木	土・壺か鉢・体・外	六七五	□ □	LG69・78/埋 (筆ならしカ)	須・杯B・底・外
六六六	□ □	LF78/木	土・杯か皿・底・外	六七六	□ □	LG69/埋	須・杯A・底・外
六六七	□ □	(筆ならしカ) LF78/埋	土・甕・体・外	六七七	□	LG69/下	土・甕・体・外
六六八	□ □	LF78/木	土・杯か皿・底・内外	六七八	□	(筆ならしカ)	須・杯か皿蓋・頂・内外
六六九	□ □	LF78/木	土・杯か皿A・口底・内外	六七九	□	LG70/最	土・椀A・底・外
六七〇	□	LF79/木	土・杯か皿・底・内	七八〇	□	LG70/下	土・椀A・底・外
六七二	□ □	LF79/木	土・杯か皿・底・内外	七八一	□ □ □	LG70/木 (人面墨書カ)	土・甕・体・内
六七三	□ □	LF79/木	土・杯か皿・底・外	七八二	□	LG70/最	土・椀C・口・外
	□ □	LG68/最	須・杯か皿A・底・外	七八三	□	LG71/最	土・椀か壺・体・外

六八四	□	LG72/下	須・杯A・口底・外		六九四	□ / □	LG72/木	土・皿A・口底・内外
六八五	□	LG79/木	須・杯AかB・口・外		六九五	□ (筆ならしカ)	LG72/木	土・甕・体・内
六八六	□	LG72/木	須・皿C・底・外	土 181	六九六	□ □ □	LG72/下	土・椀A・口底・外
六八七	□	LG72/上	須・杯A・口・外	土 278	六九七	□ / □	LG73/上	須・杯か皿蓋・頂・内
六八八	□ / □ / □	LG72/下	須・杯蓋・頂・内		六九八	□ (筆ならしカ)	LG73/最	須・高杯・杯・内外
六八九	□ (筆ならしカ)	LG72/木	須・杯A・底・内		六九九	□	LG73/上	土・皿A・底・外
六九〇	□ □	LG72/最	須・甕・体・内		七〇〇	□	LG73/上	土・皿A・底・外
六九一	□	LG72/最	土・杯か皿A・底・外		七〇一	□	LG73/下	土・甕・体・外
六九二	□	LG72/最	土・杯か皿・底・外		七〇二	□	LG73/最	土・杯か皿・底・外
六九三	□	LG72/木	土・皿A・口・外		七〇三	□	LG77/木	須・杯か皿・底・外

七〇四	□	LG77/木	土・甕・体・外	七二四	□	LG78/木	須・杯AかB・口・外	
七〇五	□	LG77/木	須・杯か皿・底・内	七二五	□	LG78/木	須・杯AかB・口・外	
七〇六	□	LF78/木	土・杯か皿・口・外	七二六	□	LG78/木	土・杯か皿・底・内	
七〇七	□	LG77/木	土・杯か皿・底・内	七二七	□	LG78/下	土・杯A・底・外	土 246
七〇八	□	LG77/木	土・杯か皿・底・外	七二八	□ / □ / □	LG78/埋	須・盤A・体・内外	土 274
七〇九	□	LG77/木	土・杯か皿A・口・内外	七二九	□	LG78/木	須・杯か皿・底・外	
七一〇	□	LG78/木	須・杯蓋・頂・外	七三〇	□	LG78/木	土・杯か皿・底・内	
七一一	□	LG78/木	須・皿A・底・外	七三一	□	LG78/木	土・杯か皿・底・内	
七一二	□	LG78/木	須・杯か皿・底・外	七三二	□	LG78/木	須・壺か鉢・体・外	
七二三	□	LG78/木	須・甕・頸・内	七三三	□ (線刻あり)	LG78/木	須・壺・体・外	

七四	□	LG78/木	須・杯か皿・底・外
七五	□	LG78/木	須・杯か皿・底・外
七六	□	LG78/木	須・杯か皿・底・外
七七	□	LG78/木	須・杯か皿蓋・頂・内外
七八	□	LG78/木	須・杯AかB・口・内外
七九	□	LG78/木	須・杯か皿・底・内
八〇	□	LG78/木	須・鉢A・体・内外
八一	□	LG78/木	須・皿A・底・外
八二	□	LG78/上	須・杯蓋・頂・内
八三	□	LG78/木	須・皿C・底・内外
七四	□	LG78/木	須・杯B・口・外
七五	□	LG78/上	須・杯蓋・頂・内
七六	□	LG78/木	土・杯か皿・口・内
七七	□	LG78/木	土・杯か皿A・底・外
七八	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
七九	□	LG78/木	土・杯か皿・口・内外
八〇	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
八一	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
八二	□	LG78/木	土・皿A・口・内
八三	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外

七五三	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
七五二	□	LG78/木	土・甕・体・外
七五一	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
七五〇	□	LG78/木	土・甕・体・外
七四九	□	LG78/木	土・杯A・口・内
七四八	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
七四七	□	LG78/木	土・杯か皿A・底・内外
七四六	□	LG78/木	土・杯か皿A・底・外
七四五	□	LG78/木	土・杯か皿A・底・外
七四四	□	LG78/木	土・皿A・口・外
			土 ₆₉
七六三	□	LG78/埋	土・杯か碗・口・外
七六二	□ / □	LG78/木	土・杯か皿・底・内 (筆ならしカ)
七六一	□ / □	LG78/木	土・杯か皿・底・内外
七六〇	□	LG78/木	土・杯か皿・口・内
七五九	□	LG78/木	土・杯か皿・口・内
七五八	□	LG78/木	土・杯か皿・口・外
七五七	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
七五六	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
七五五	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外
七五四	□	LG78/木	土・杯か皿・底・外

七六四 □ □

LG78/木

土・高杯・杯・外

七六五 □ □

LG78/木

土・杯か皿・底・外

七六六 □ □

LG78/木

土・杯か皿A・底・内

七六七 □ □

LG78/木

土・杯か皿A・底・外

七六八 □ □

LG78/上

土・杯か皿・底・外

七六九 □ □ / □ □ □ □ □ □

LG78/木

土・皿A・底・外

土₈₇

七七〇 . □ □

. □ □

LF78/木

土・甕・体・内外

七七一 . □ □

. □ □

LG78/木

土・杯か皿・底・外

七七二 □ □ / □ □ (筆ならしカ)

LG79/木

須・甕・体・内

七七三 □ □

LG79/木

須・杯か皿・底・内

七七四 □ □

LG78/木

須・壺・体・内

七七五 □ □ / □ □ (筆ならしカ)

LG79/木

須・杯AかB・口・内外

七七六 □ □ □ □ / □ □

LG79/木

須・杯か皿蓋・頂・内外

七七七 □ □

LG79/木

土・杯か皿・底・外

七七八 □ □

LG79/木

土・杯か皿・底・外

七七九 □ □

LG79/木

土・杯か皿・底・外

七八〇 □ □ □ □ □ □

LG79/木

土・杯か皿A・底・外

七八一 □ □ □ □ □ □

LG79/木

土・杯か皿A・底・外

七八二 □ □ □ □ □ □

LG79/理

須・皿B・底・外

七八三 □ □

LG79/木

土・杯か皿A・底・外

七八四 □

LG79/木 土・杯か皿・底・外

七八五 □

LH70・SX04/暗灰褐色粘質土

須・杯か皿・底・内外

七八六 □

LH70・SX04/暗灰褐色粘質土

土・杯蓋・頂・内外

七八七 □

北排水溝 須・壺M・体・外

七八八 □

包 須・杯AかB・口・外

七八九 □

包 須・杯蓋・頂・内外

第六節 その他の出土文字資料の積文および各種データ

本節では、その他の文字資料に関する積文および各種のデータをまとめた。表示方法に関しては、以下の凡例を参照されたい。

その他の文字資料の積文・データの凡例

- ①史料番号 左記の体系に従い、漢数字の通し番号を付与して上部に示した。
墨書石 八〇一〜 刻印瓦 九〇一〜
- ②積文 釈読した内容について、判読できたものについて記した。ただし、旧字体は適宜新字体に書き改めている。
- ③出土地点・層位 当該遺物が出土した地区と層位を示す。地区番号は、本篇・第三章第一節（一七・一八頁）を、また層位については同じく本篇・第三章第二節のII 検出遺構の条（一九〜二五頁）を、それぞれ参照されたい。また、層位表示に関する略記号は左記の如くである。
上⇨新上層、下⇨新下層、埋⇨古埋立層、木⇨古木屑層、最⇨古最下層
包⇨遺物包含層
- ④図版番号 本報告書に写真を収録している場合は、その番号を記した。また本篇で報告しているものは、併せてその遺物番号を記した。
- ⑤その他の注記
その他、遺物観察の結果、重要と思われる事項は注記した。特に、刻印瓦については、刻印されている瓦の種類、および刻印されている面（凸・凹面のいずれか）について注記した。

墨書石

八〇一

福石

LH73/木

図版96

石の表裏に一字ずつ墨書している。石は石英質の川原石で、径四センチ程度あり、丸みもあるので、碁石ではないとみられる。石の下部にはコゲ痕がある。

平安時代には一字一石経が出現するが、本事例がそれと同じ範疇のものであるかは判らない。墨書の内容からすると、何らかの祈禱などの行事に使用されたものであろうか。

刻印瓦

九〇一 西

丸瓦・凸面 LH70/下

図版96 瓦25

九〇二 西

丸瓦・凸面 LH71/下

図版96 瓦26

九〇三 西

平瓦・凹面 包

図版96 瓦27

九〇四 西

平瓦・凹面 LH71/SX04

図版96 瓦28

刻印瓦はいずれも「西」の字であり、西大寺所用瓦の意味とみられる。すべて木屑層よりも上の層から出土している。丸瓦の場合は凸面に、また平瓦は凹面に、それぞれ刻印がなされている。

図版 目次

木簡(板状)	史料番号 〇〇一〜一八八……………	図版 1〜58
木簡(削屑)	史料番号 二〇一〜四九八……………	図版 59〜70
墨書土器	史料番号 五〇一〜七九七……………	図版 71〜95
その他の出土文字資料(墨書石・瓦)	史料番号 八〇一〜九〇四……………	図版 96

図版 凡例

- 一 本冊で報告した出土文字資料のうち、重要性の高いものや状態の良好なものを中心に、写真を掲載した。
- 二 図版に収めた写真は、特に注記のないものは全て赤外線写真である。撮影は独立行政法人奈良文化財研究所写真室中村一郎氏の撮影である。
- 三 図版内の写真の配列は、原則として本冊の積文報告において付与している史料番号の順としたが、効率的な写真掲載の都合から、若干の前後は生じていることがある。
- 四 木簡の写真については、可能な限り原寸による表示を目指したが、木簡の大きさと図郭サイズの問題から不可能なものもあり、その場合はやむを得ず縮小した。その際には、縮小の比率を附記している。また、一部に小さな書があり判読が困難な場合に限り、特例として拡大による表示をしている。その場合も、拡大の比率を附記した。
- 五 墨書土器、およびその他の資料の写真については、墨書内容や土器の状況等がわかりやすくなることを目指して、写真の縮減・拡大の比率は任意に設定し掲載した。



001・表

(等倍：要部)

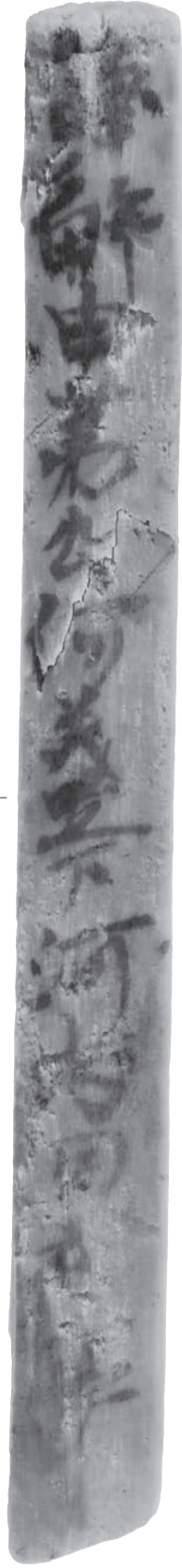


001

(×0.8)



000



0011



0011



005

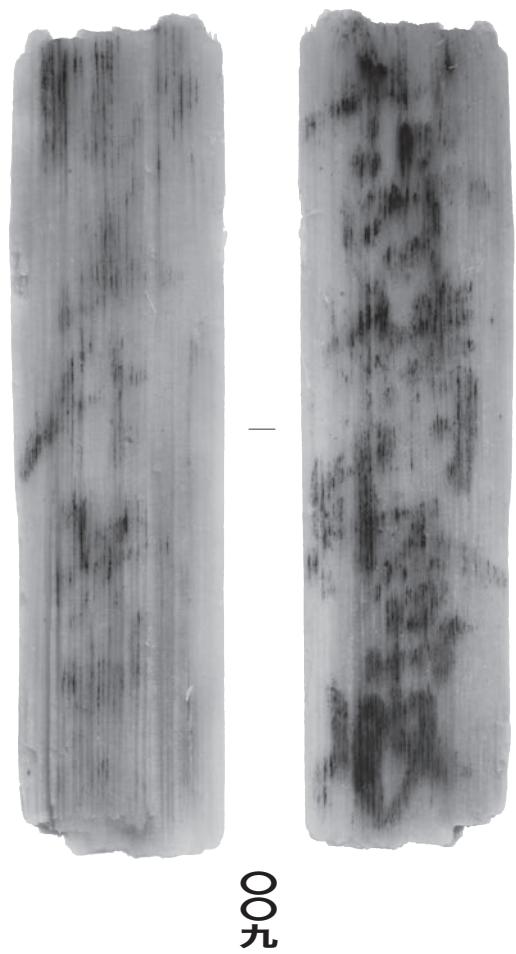


004



006
(x0.9)





〇〇九



〇〇八

天
指
時
分

有
次
行
柳
天
録

〇一

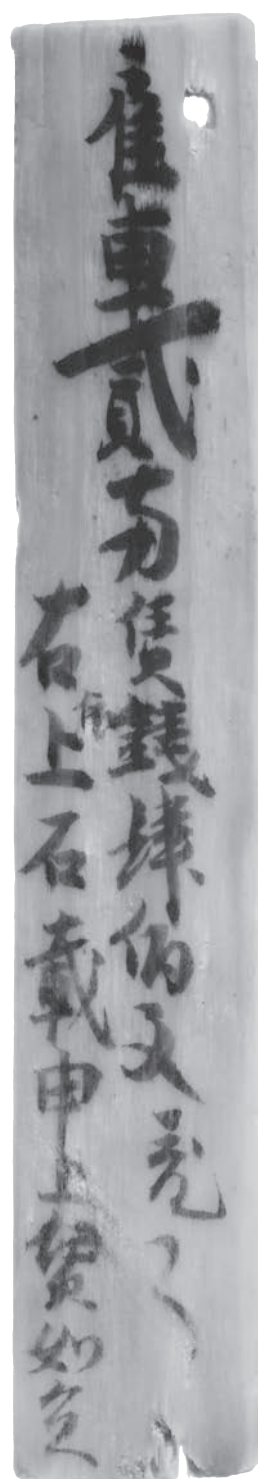
禮
部
景
宗
三
年
三
月
五
日
又
録

〇一〇

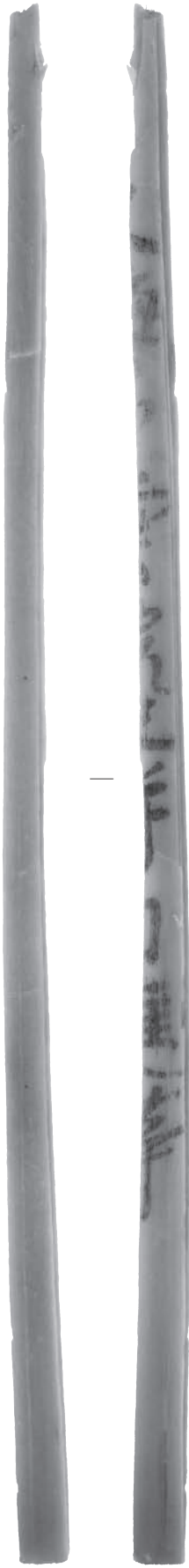
國
事
記
有
治
口
主
欲
記
免
那
州



0110



0110
(x0.9)



010 (×0.8)



015



016



014



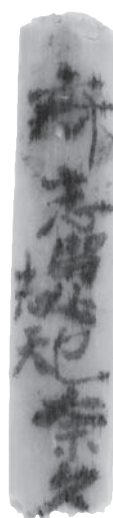
0109



0108



0110





||



||

|||

(×1.5 : 要部のみ)



|||

(×0.7)



|||



|||

守主多尔外采

0116

守主多尔外采

0117

守主多尔外采

守主多尔外采

0118

守主多尔外采



〇二八

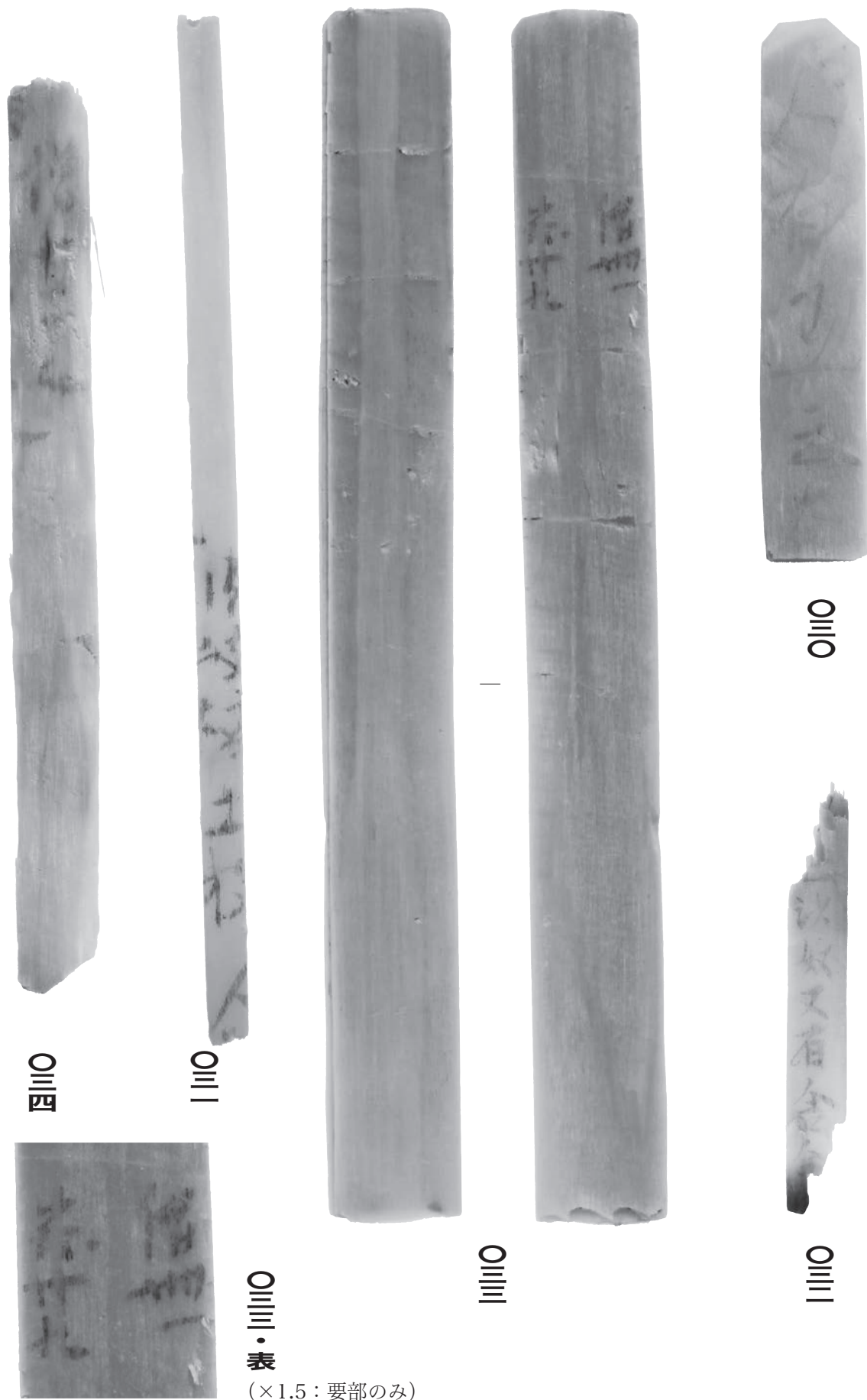


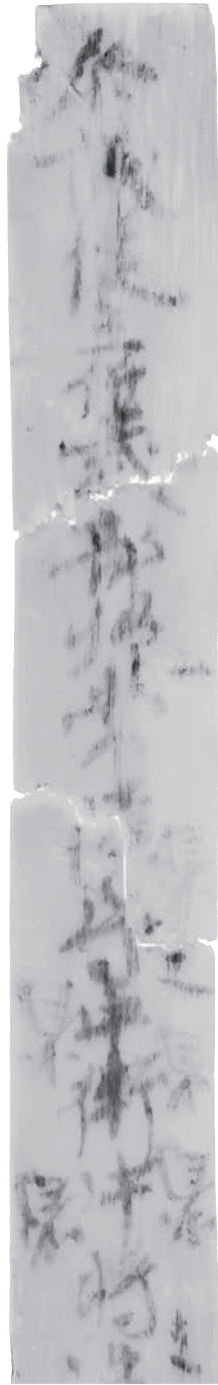
〇二九



〇三〇





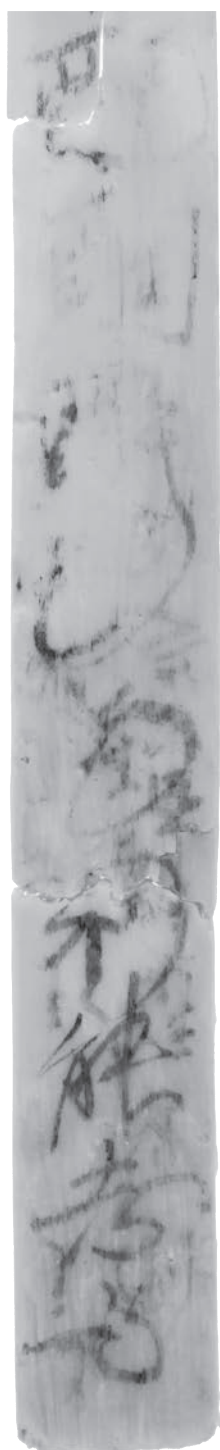


||

〇三五・表
(等倍)



〇三五・表
(×0.7)

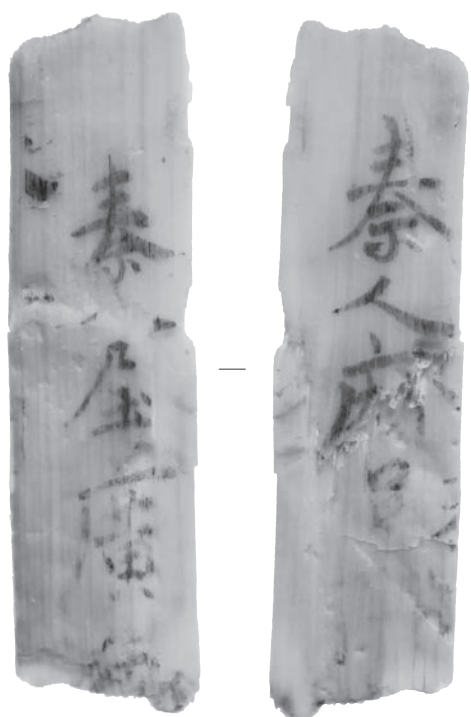


||

〇三五·裏
(等倍)



〇三五·裏
(×0.7)



〇三六



〇三七



〇三八



〇三九



0211



040・表
(等倍：要部)



040
(×0.8)



〇四二・表

〃

〃

〇四二・表

(×0.4)

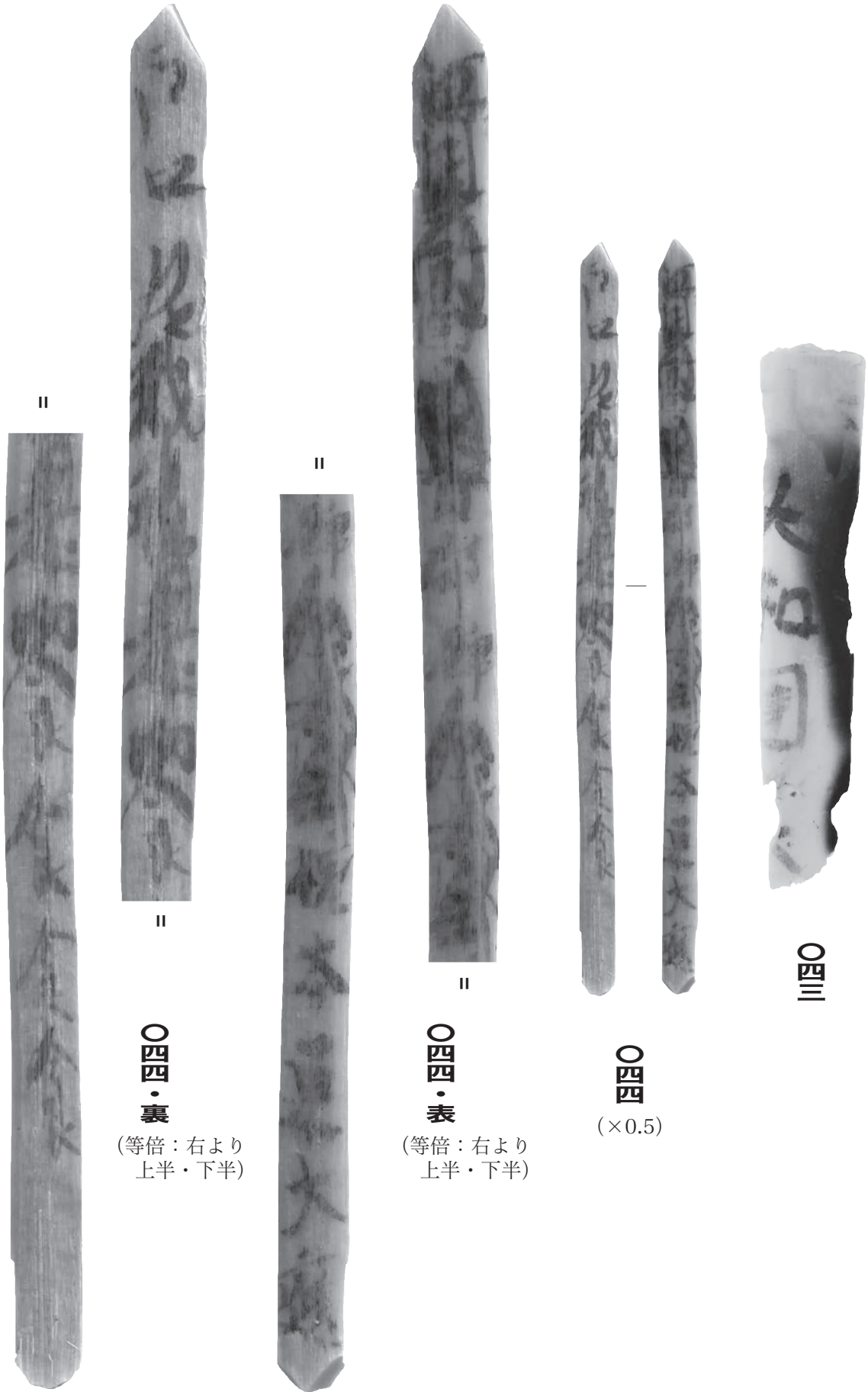
(等倍：右より 上部・中央部・下部)



O四二・裏

(等倍：右より 上部・中央部・下部)

O四二・裏
(x0.4)



〇四・裏
(等倍：右より
上半・下半)

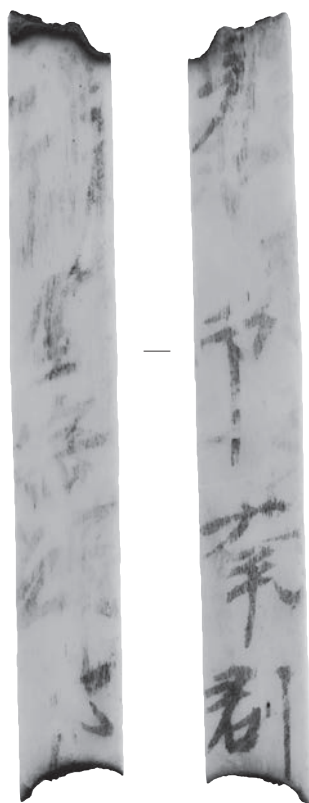
〇四・表
(等倍：右より
上半・下半)

〇四
(×0.5)

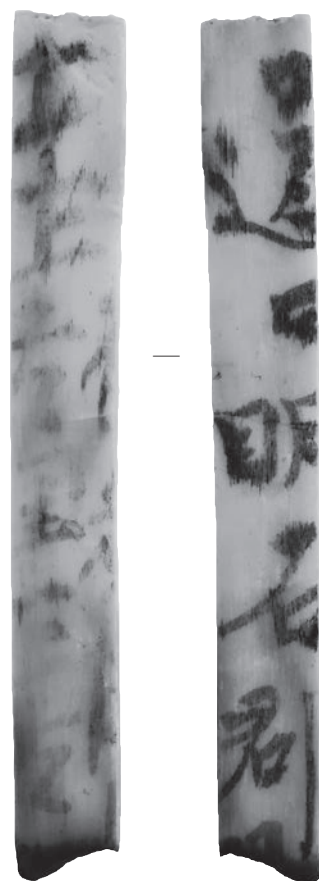
〇四〇



041



043



045



〇四九



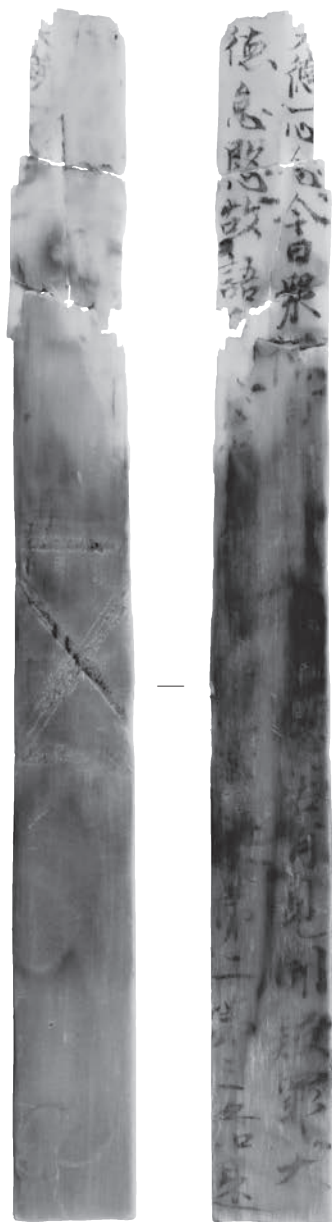
〇四八



II

〇五〇・表

(等倍：右より
上半・下半)

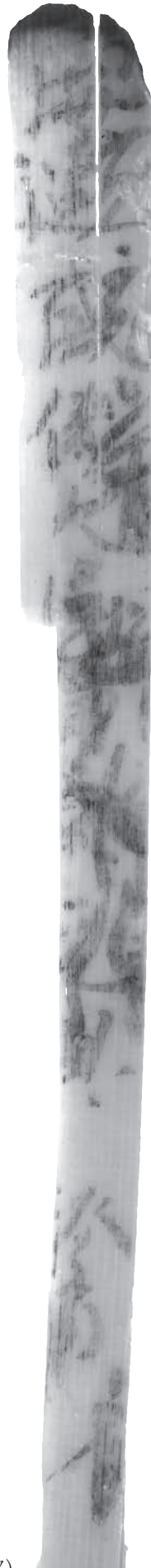


〇五〇

(×0.6)

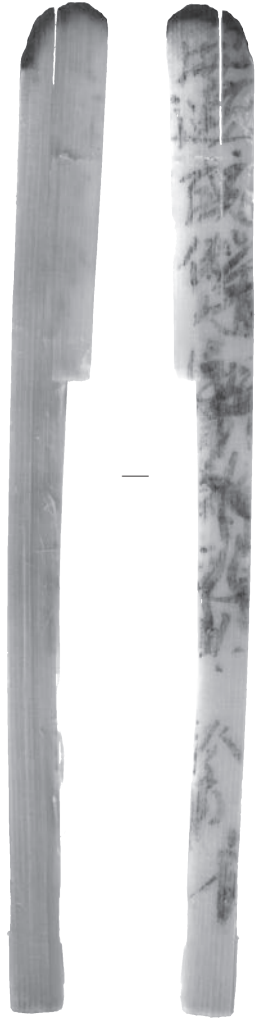


〇五三



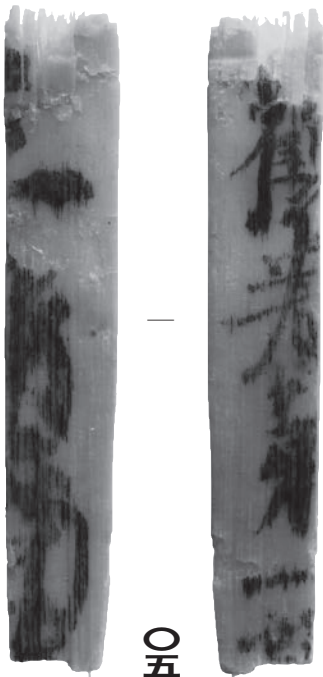
〇五二

(等倍：要部)

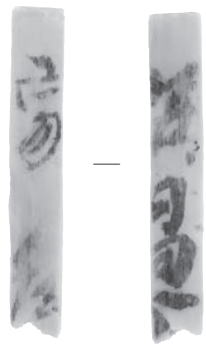


〇五一

(×0.5)



〇五四



〇五三



〇五六

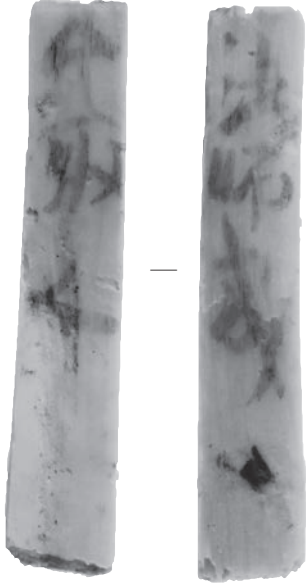


〇五五



〇五七

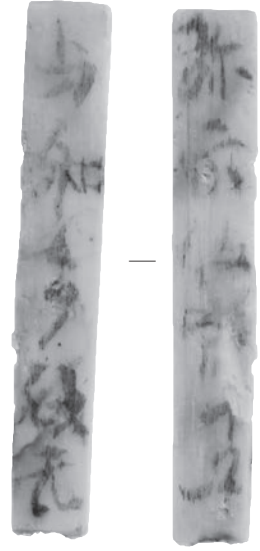




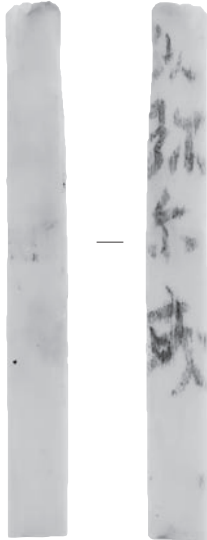
〇六二



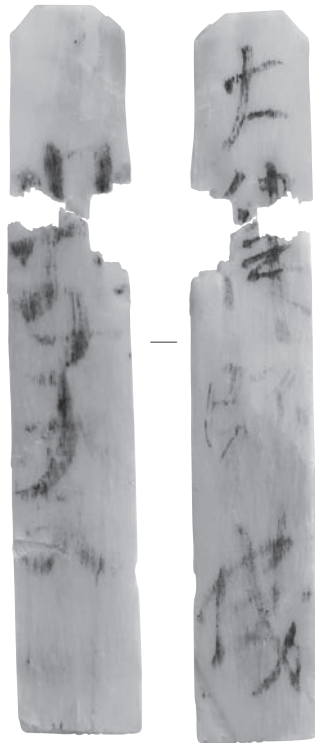
〇六〇



〇五八



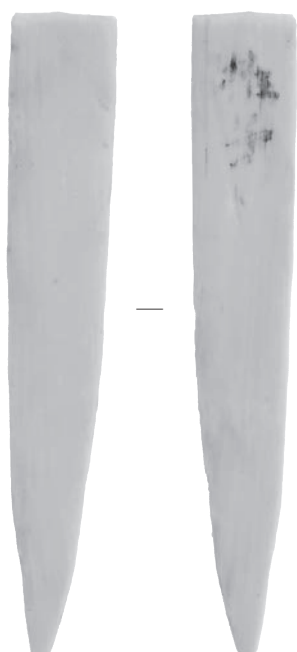
〇六三



〇六一



〇五九



〇六八



〇六六



〇六四



〇六七



〇六五



〇七二



〇七三



〇六九



〇七四



〇七〇



〇七五・裏
(等倍：要部)



〇七五・表
(等倍：要部)



〇七五



〇七五



(×0.4)



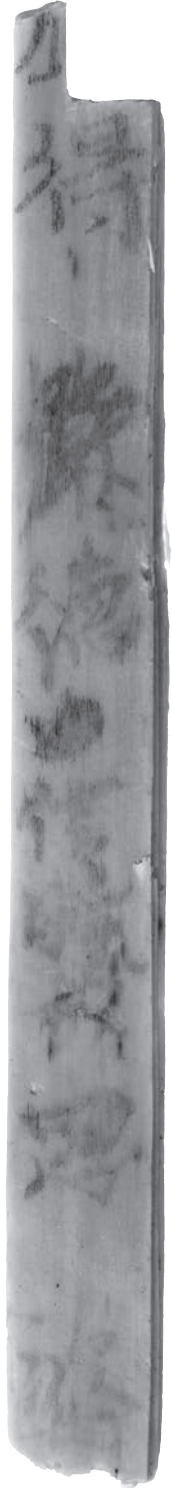
〇七九



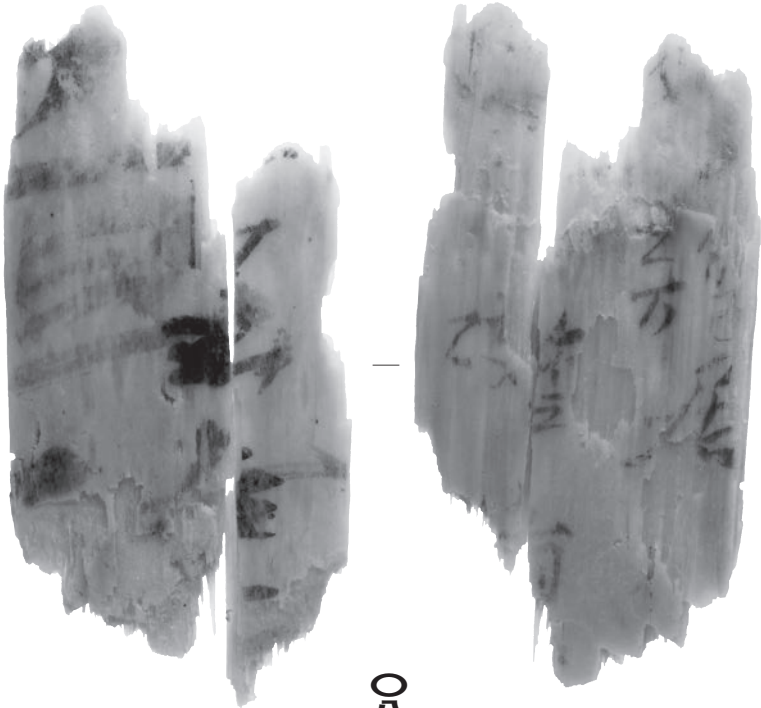
〇八



〇七



〇六



〇八〇

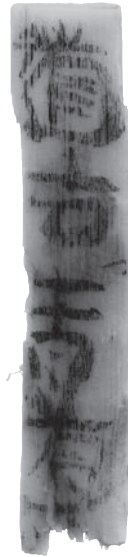




〇八六



〇八五



〇八七





〇九四



〇八九



〇九二



〇九三





101



—



〇九九



〇九五



103



109



108



110



113



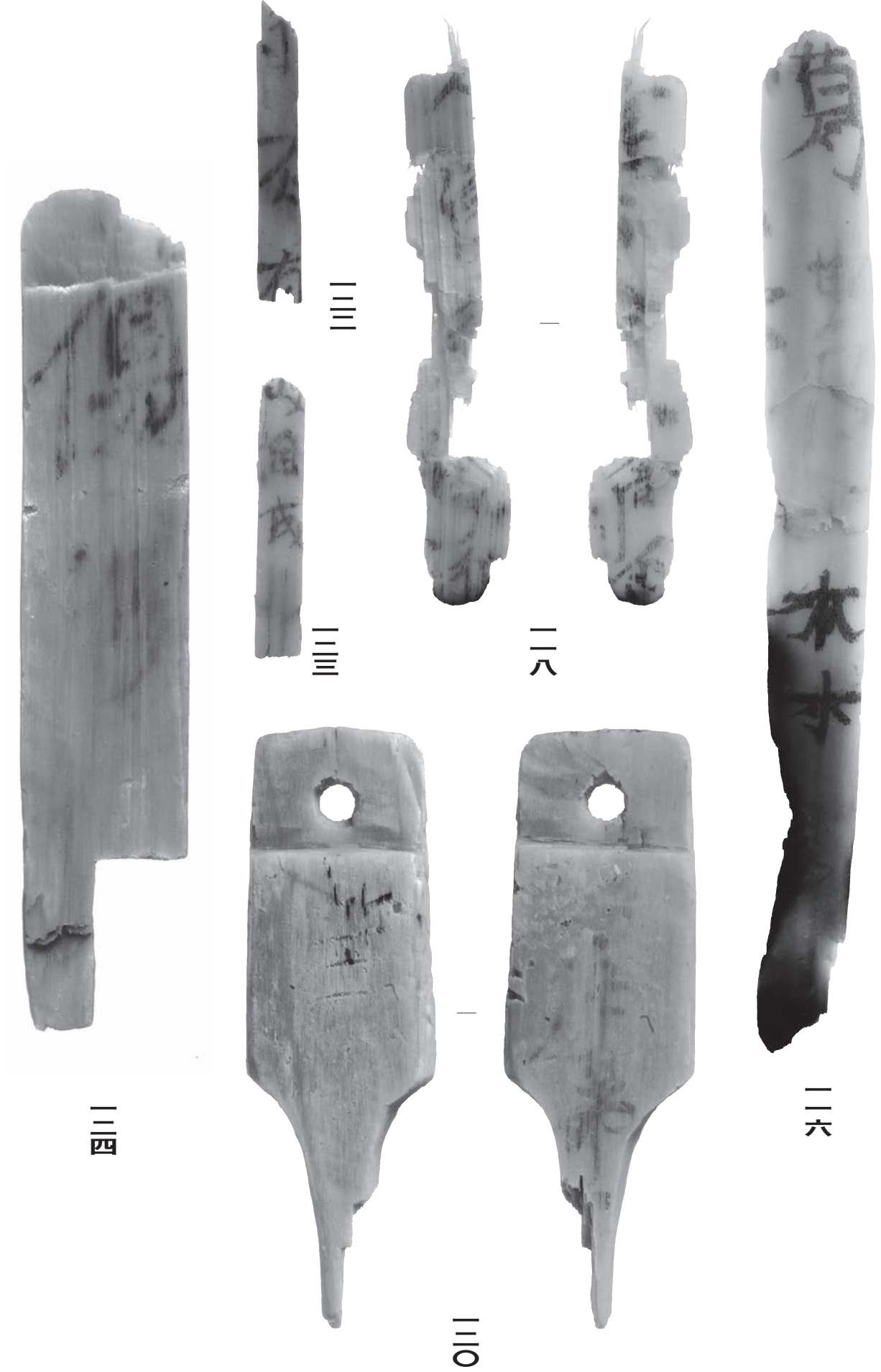
114

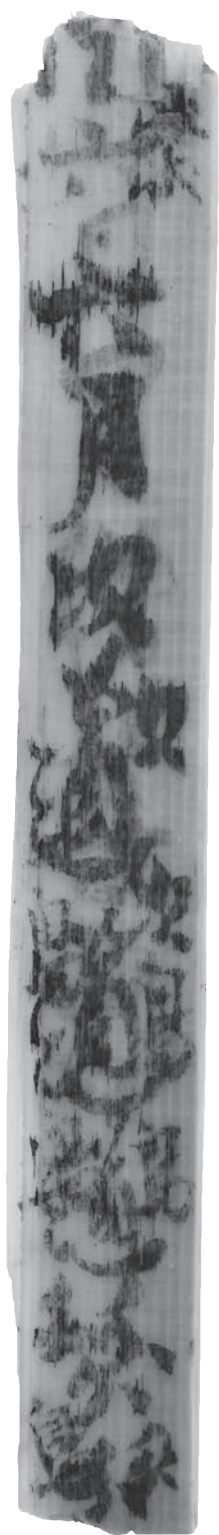


115



116





二二七



二二六



二二八



二二五



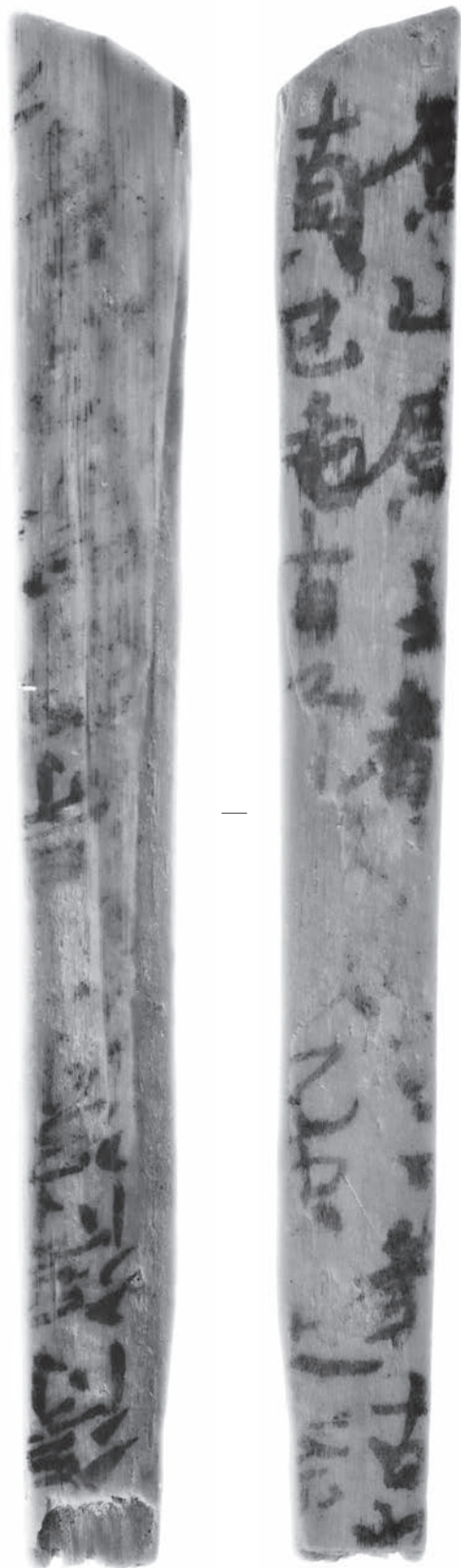


三九
(×0.5)

三九・表
(等倍：要部のみ)



二三三



二三四



二三五



二三六



三六

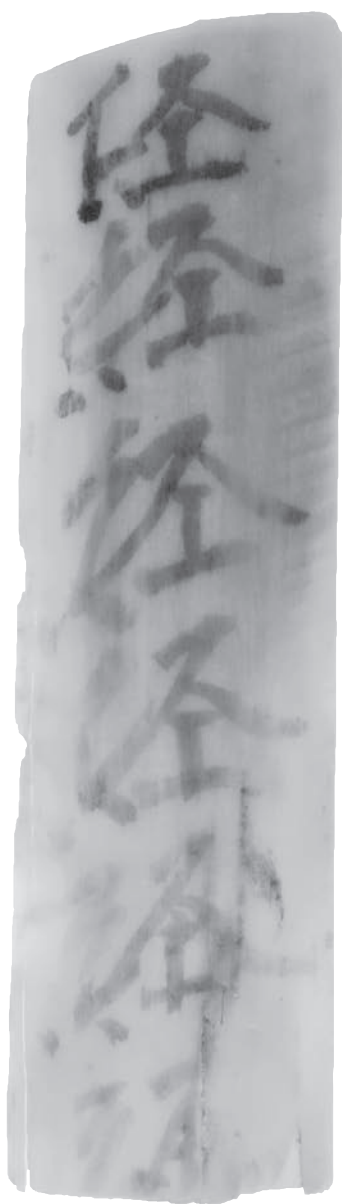


三五





二六



二七





一四二・表

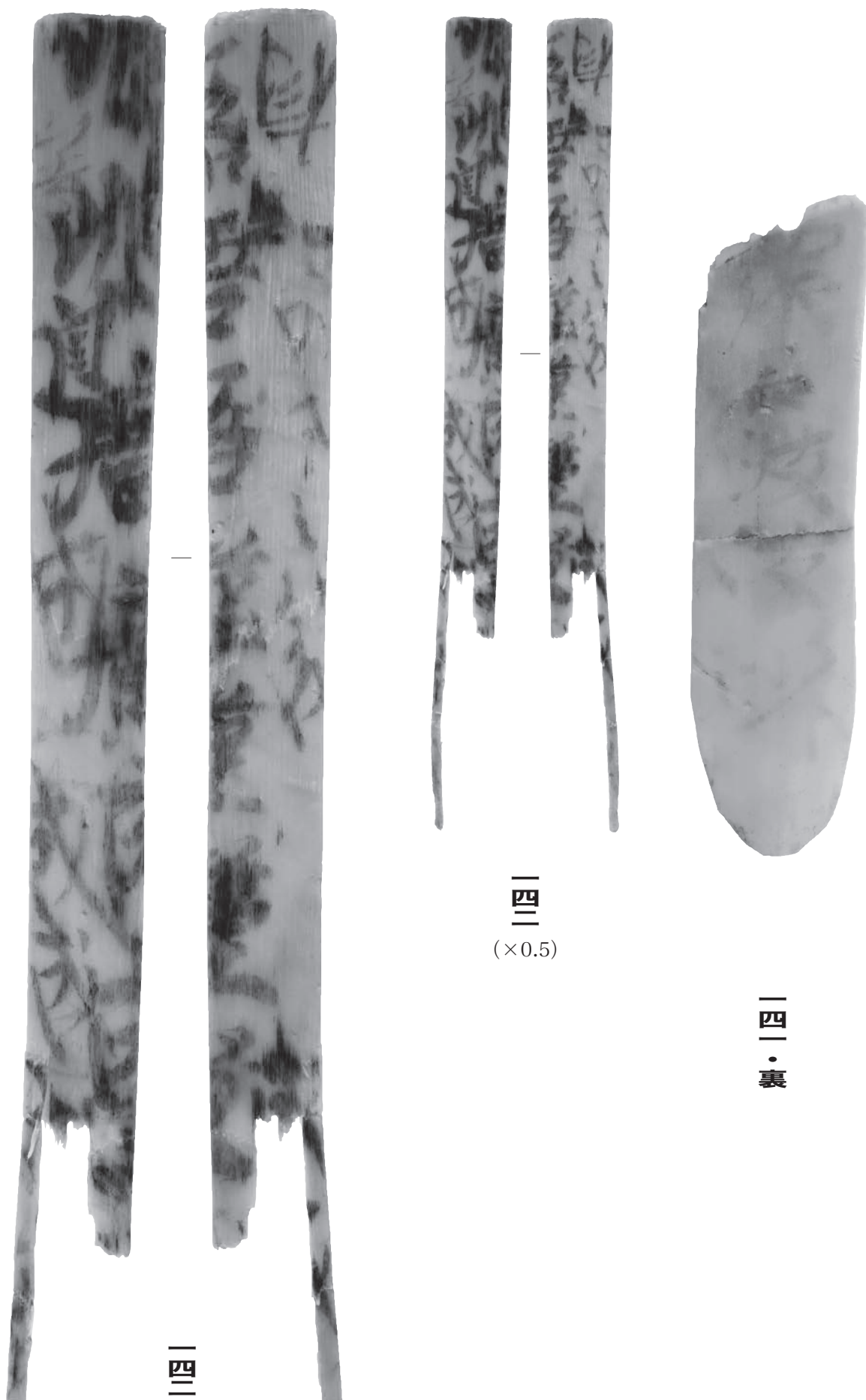


一四〇



一三九





一四二

(等倍：要部のみ)

一四二

(×0.5)

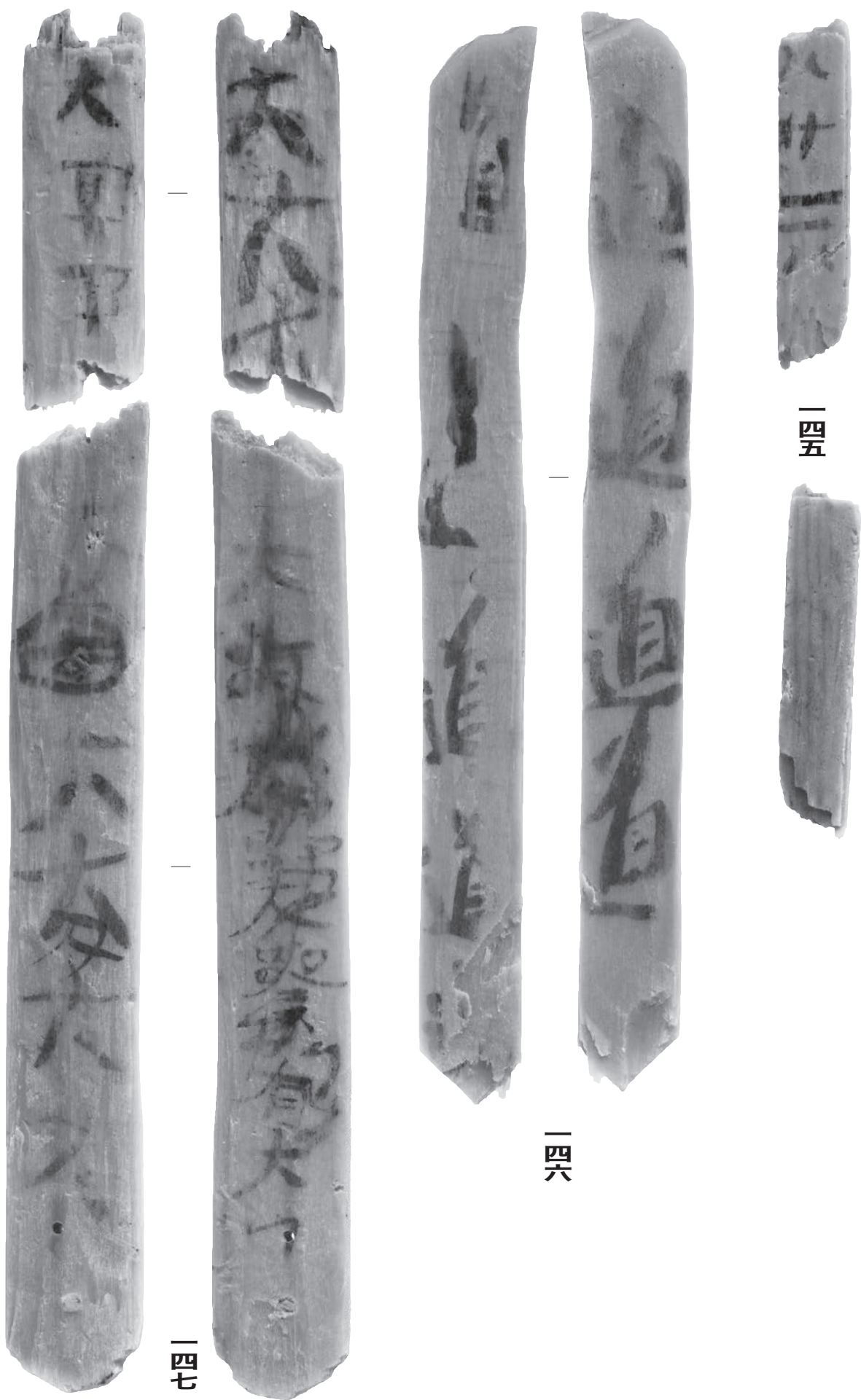
一四二・裏



一四



一四三





||

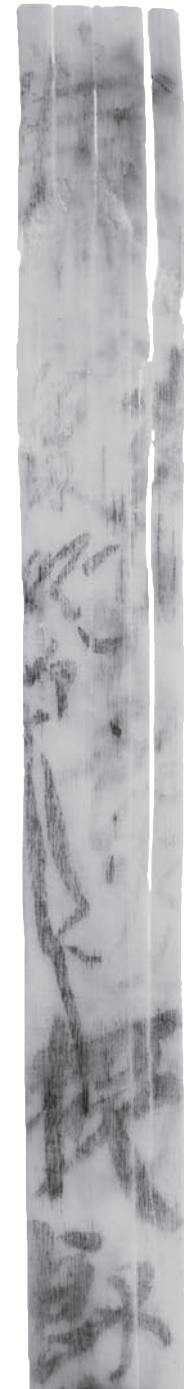


||

一四九・裏
(等倍：右から
上半・下半)

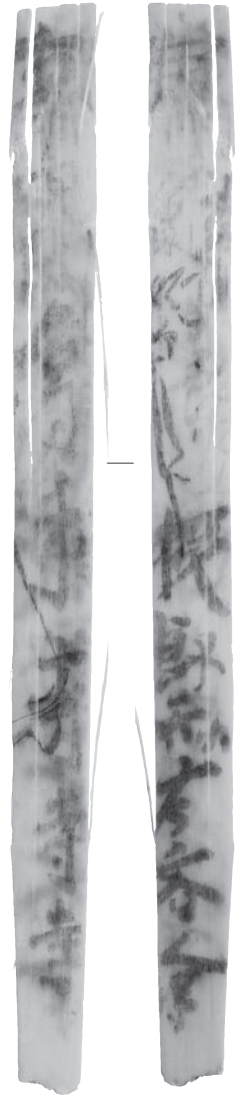


||



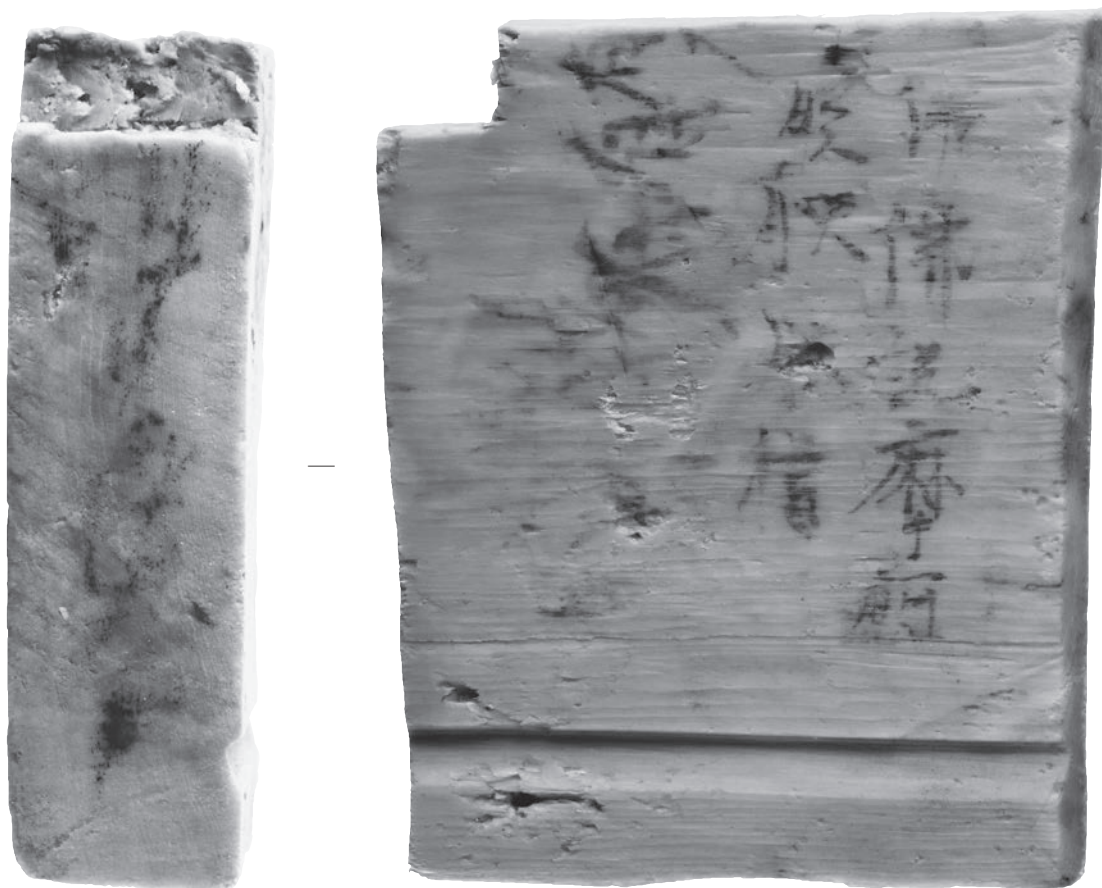
||

一四九・表
(等倍：右から
上半・下半)



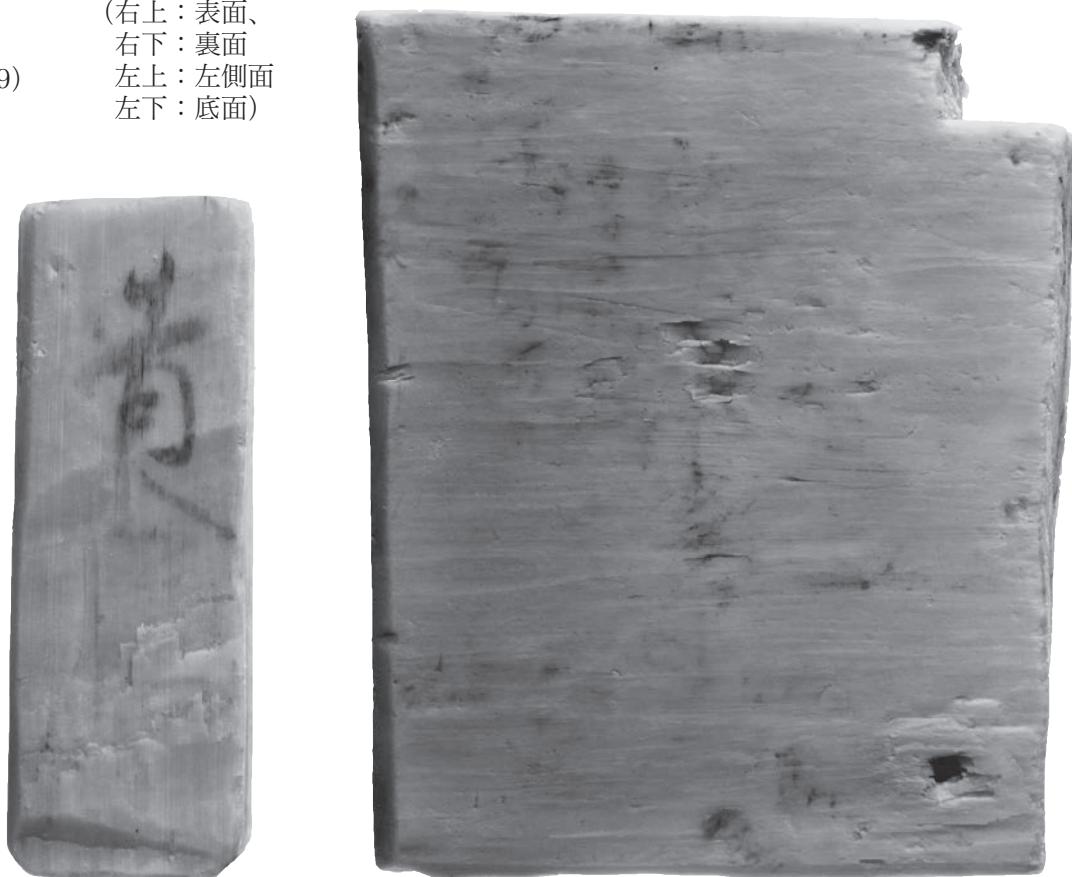
一四九

(×0.5)



二五
(各×0.9)

(右上：表面、
右下：裏面
左上：左側面
左下：底面)





—



—

一五二

(各×0.65)

(右上：表面、
左上：裏面
右下：左側面
左下：右側面)

萬者書者
者對南

大魏武如
是事

一五五

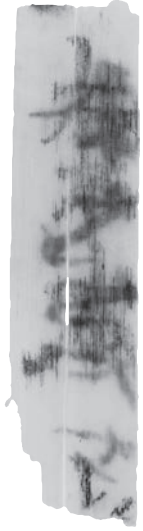
勝
志
之
部
公
族

勝
勝
勝
部
存

一五四

和
國
公
國
國
國

一五三



一五七・表



一五七・裏



一五六・裏面

(斜光による撮影)



一五六

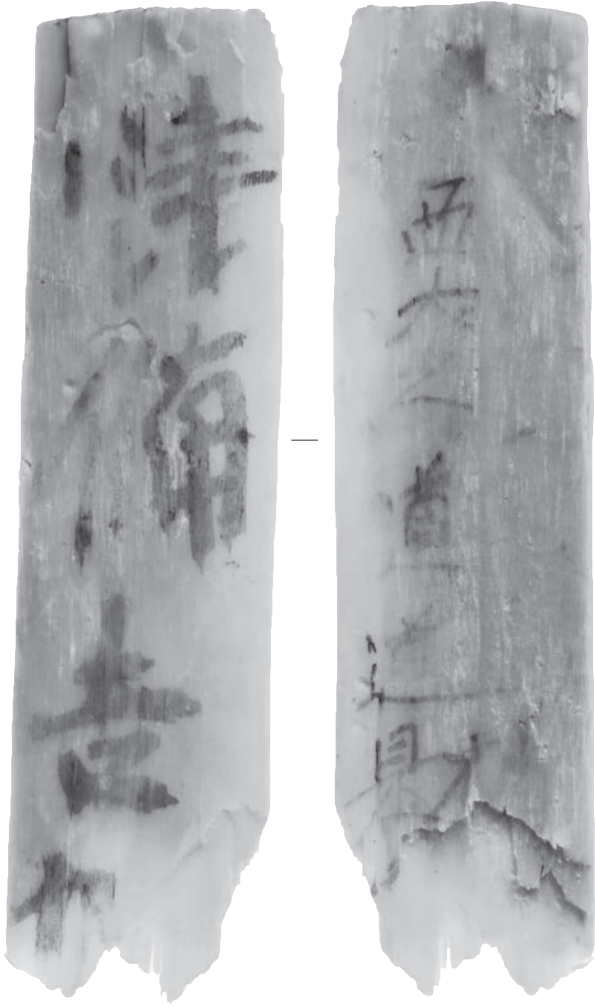




一五九

一五六

(×0.7)



一六五

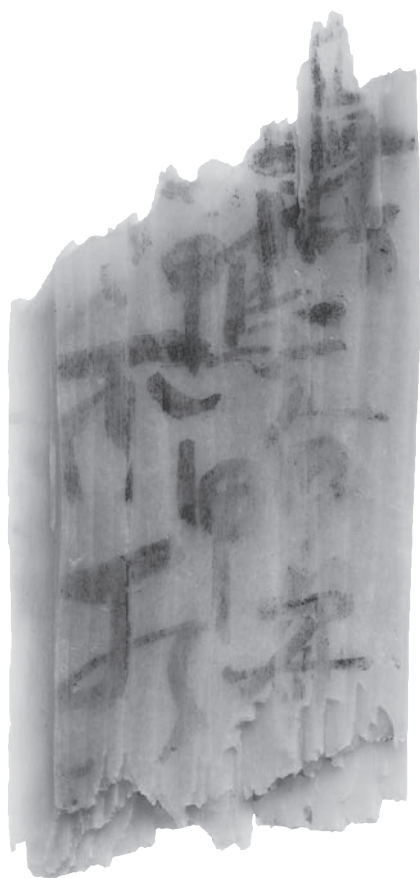


一六二



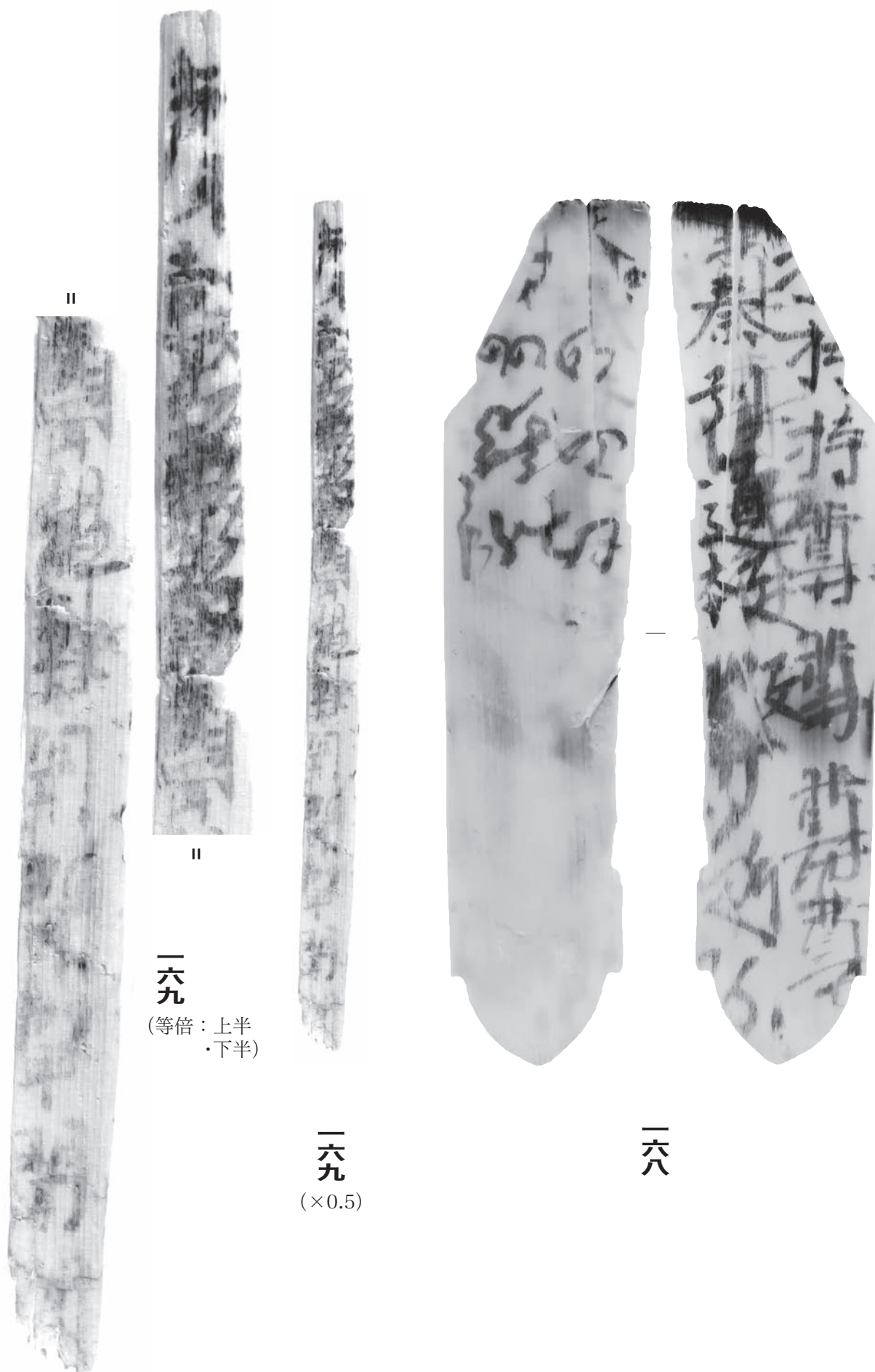
—

一六



—

一六七



二

二

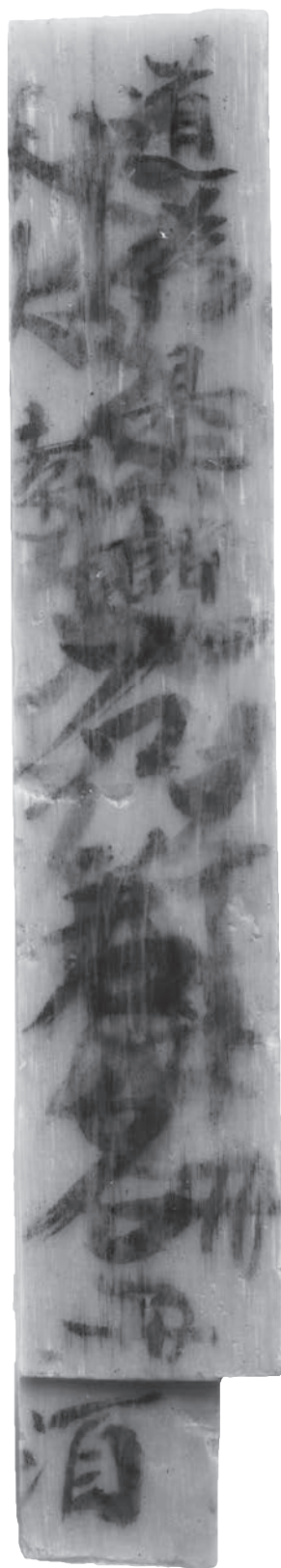
一六九
(等倍：上半
・下半)

一六九
(×0.5)

一六



一七三



一七二





一七

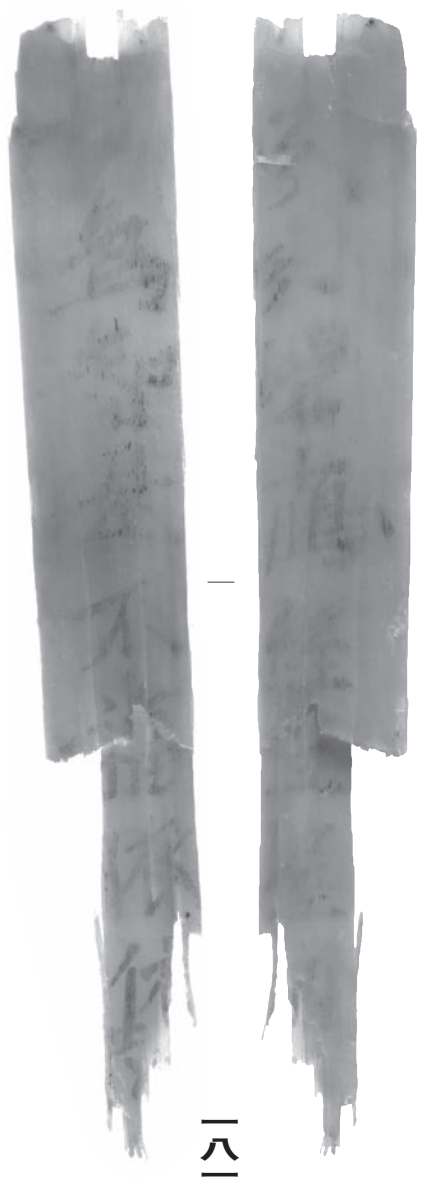


一八



一九





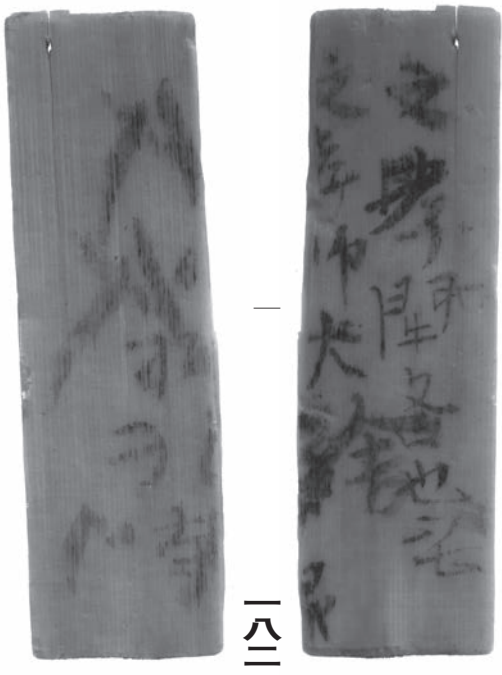
一八二



一八〇



一八六



一八三



一八六



—



一八五



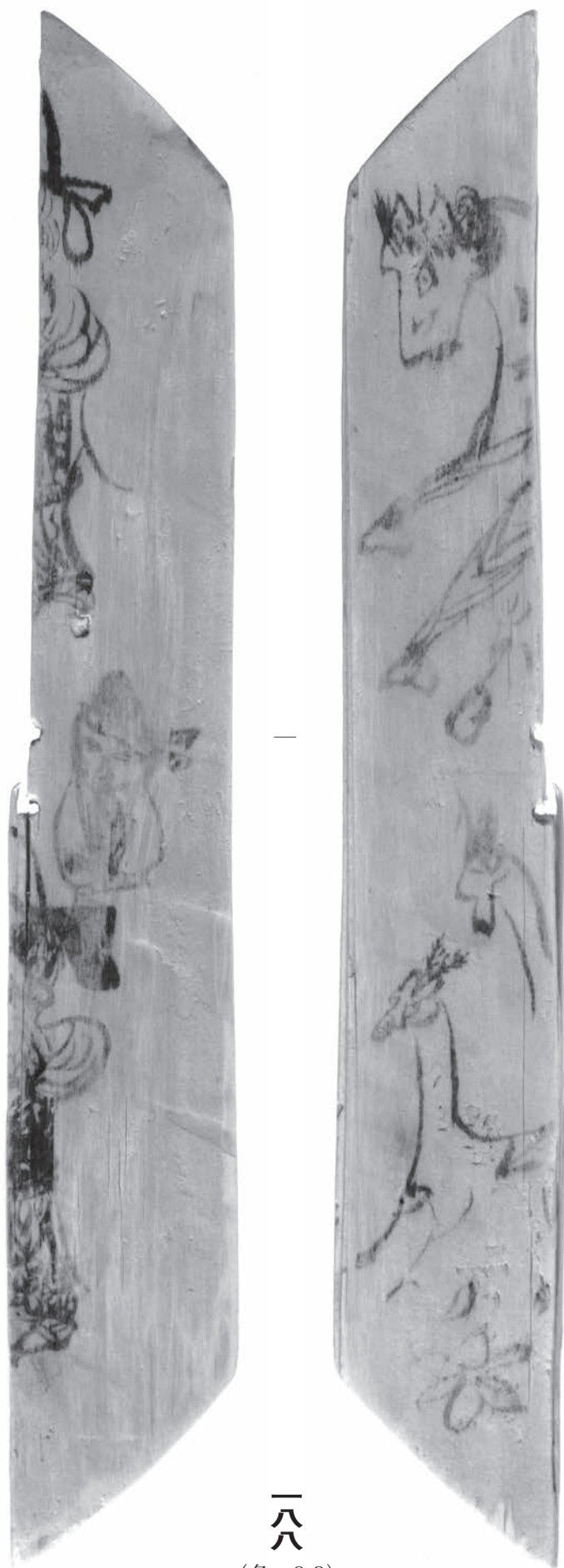
一八三



—



一八四



一八
(各×0.9)



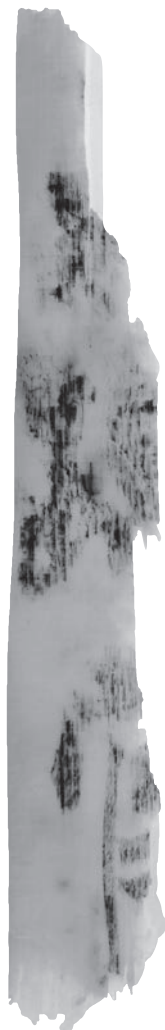
一八七



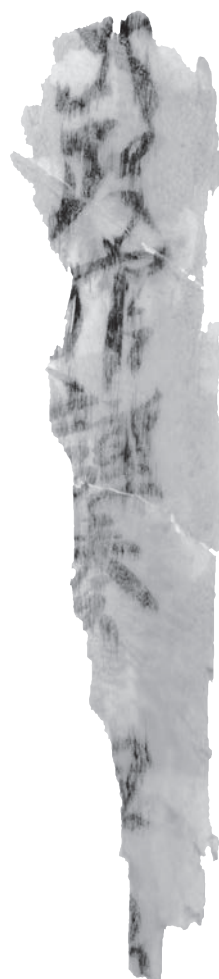
二〇二



二〇六



二〇三



二〇一



二〇八



二〇五



二〇四



二〇七



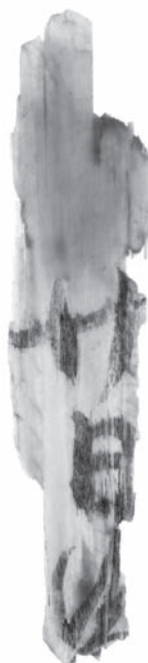
二二九



二二六



二二三



二〇九



二一〇



二三〇



二二七



二二四



二三一



二三二



二三三



二二八



二二五



三三三



三三三



三三九



三三六



三三三



三三四



三三〇



三三七



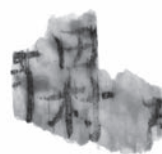
三三五



三三五



三三一



三三八

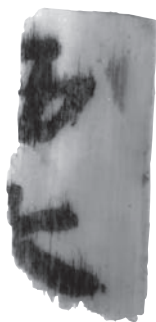




二四三



二四二



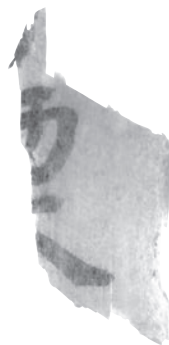
二三九



二三六



二四四



二三七



二四一



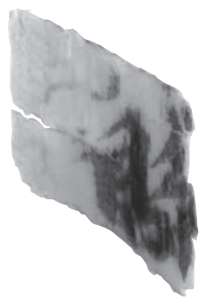
二四〇



二四五



二三八



二五五



二五二



二四九



二四六



二五六



二五三



二五〇



二四七



二五七



二五四



二五一



二四八



二六六



二七一



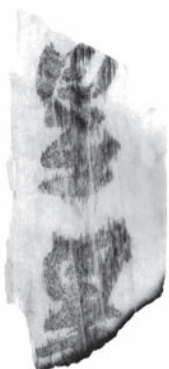
二六七



二六二



二五五



二七七



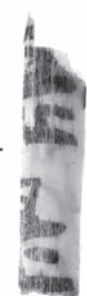
二六九



二六三



二五九



二六八



二七三



二七〇



二六四



二六一



二八八



二八七



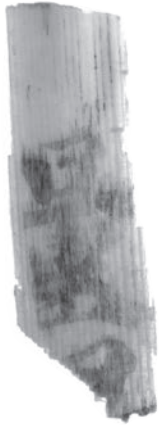
二八四



二八二



二八〇



二九〇



二八一



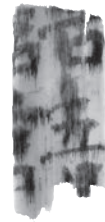
二九二



二八九



二八六



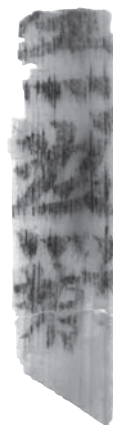
二八三



二八五



二九二



三〇四



三〇九



三一一



二九八



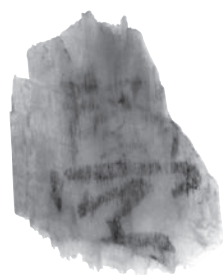
三〇五



三一〇



三一七



三一五



三〇〇



三〇八



三一一



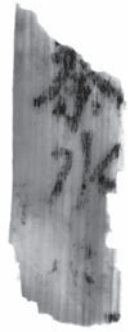
三一一



三一六



三五五



三五二



三四八



三三九



三三一



三五九



三五七



三五五



三四二



三三六



三四七



三三七



三六五



三七二



三八〇



三八二



三六七



三七六



三八一



三八三



三九四



四〇〇



三九〇



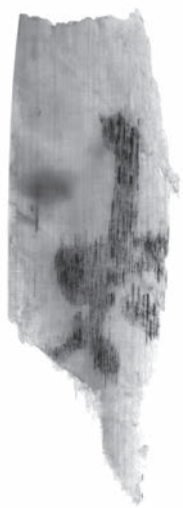
三八七



三七八



三六八



四四一



四四五



四四八



四四九



四〇三



四四四



四四八



四三三



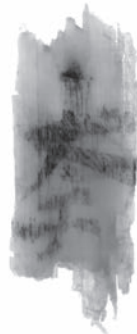
四〇〇



四〇八



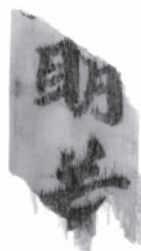
四四六



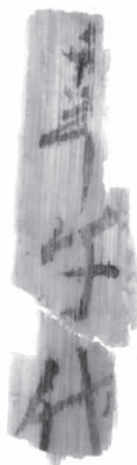
四〇〇



四三四



四三三



四〇九



四八八



四八六



四七六



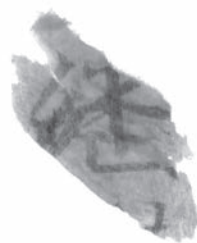
四五九



四八八



四九四



四八一



四六六



四五四



四九八



四八七



四八五



四六八



四五五



五〇一

(要部の拡大)



五
二
一
(要部の拡大)

五〇三



五〇三

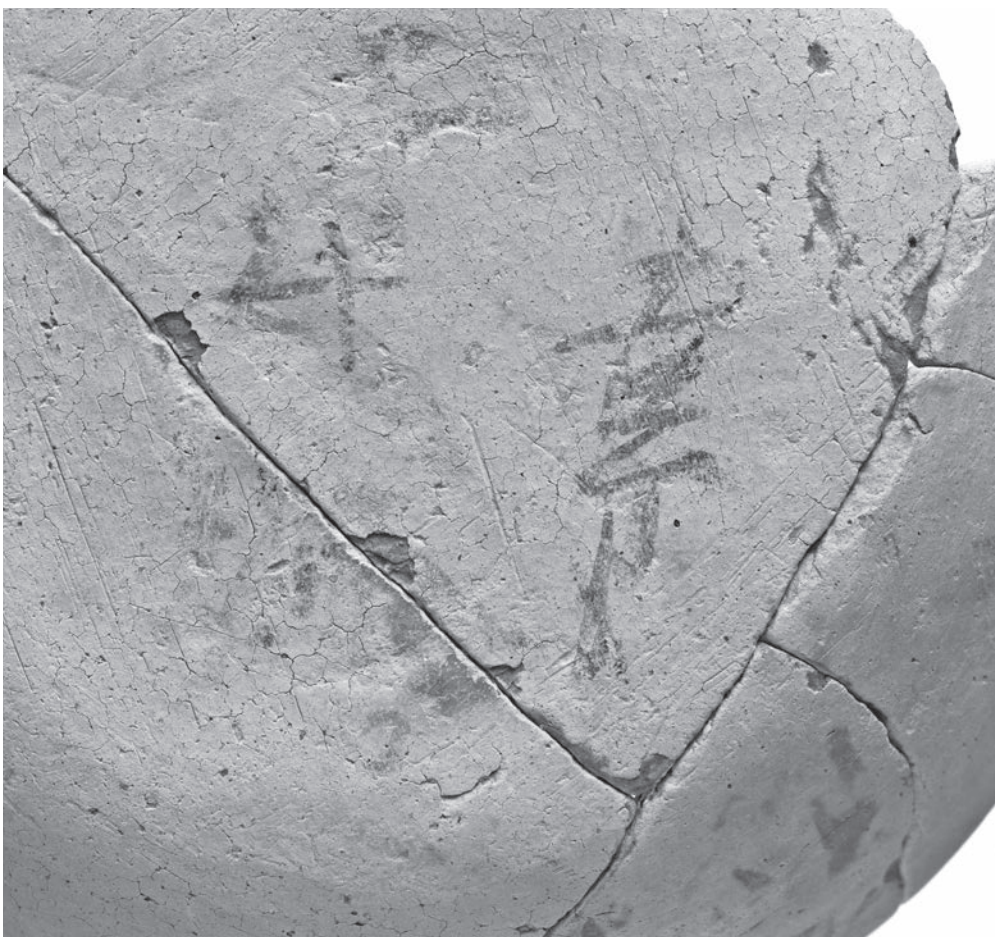
(要部の拡大)



五〇四



五〇五



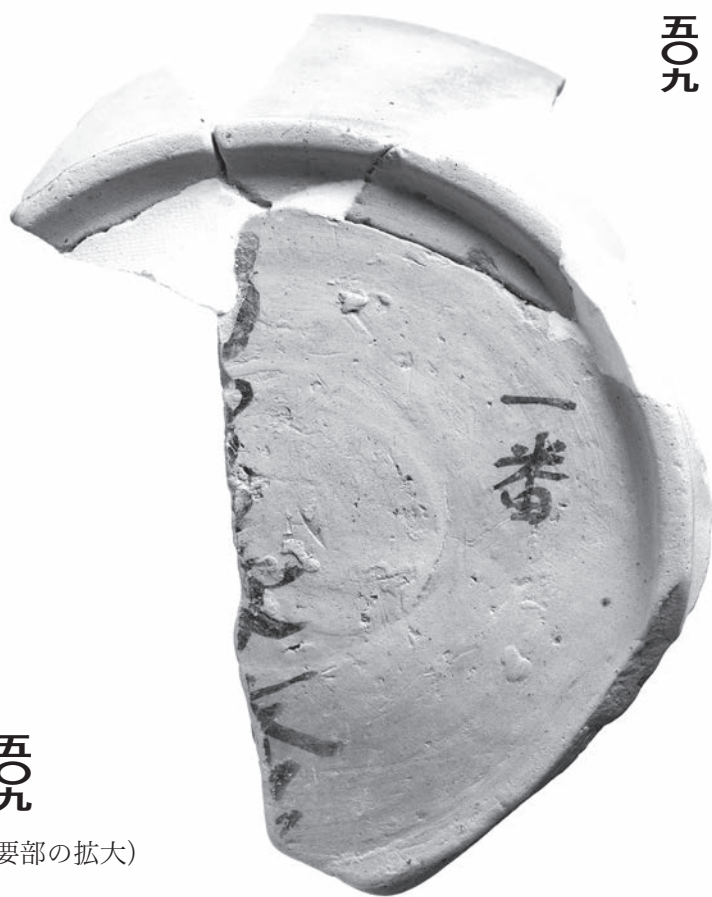
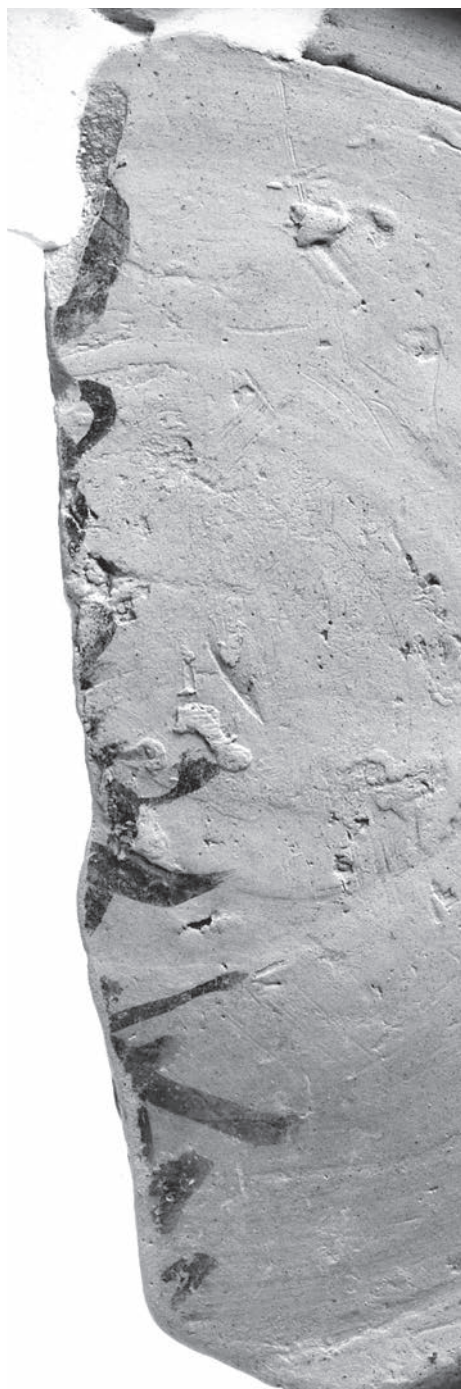
五〇六



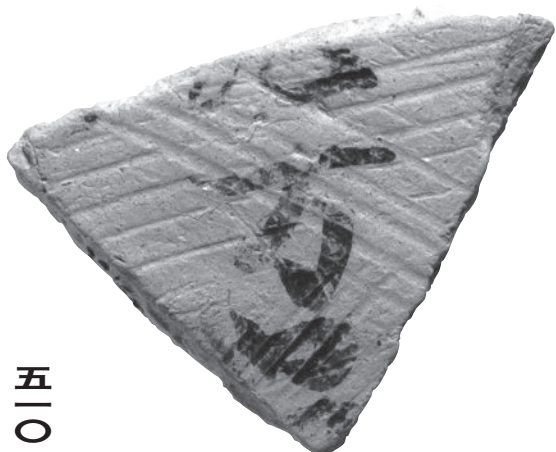
五〇七



五〇八



五〇九
(要部の拡大)



五〇〇



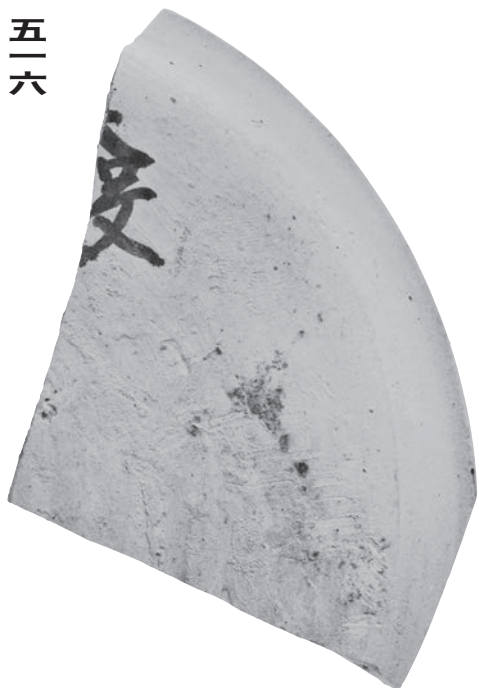
五〇一

五〇九

五二

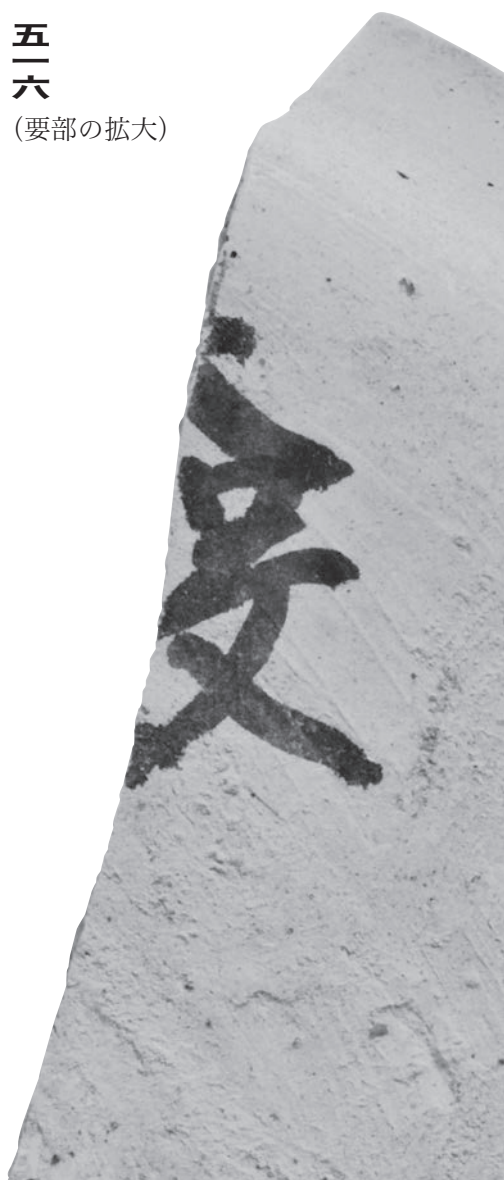


五二六



五二六

(要部の拡大)



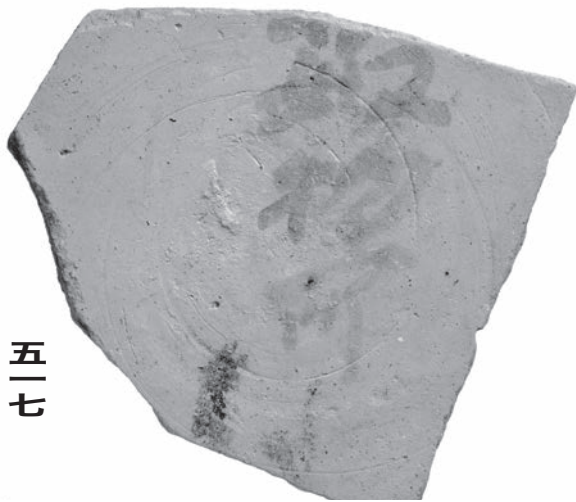
五二三



五二四



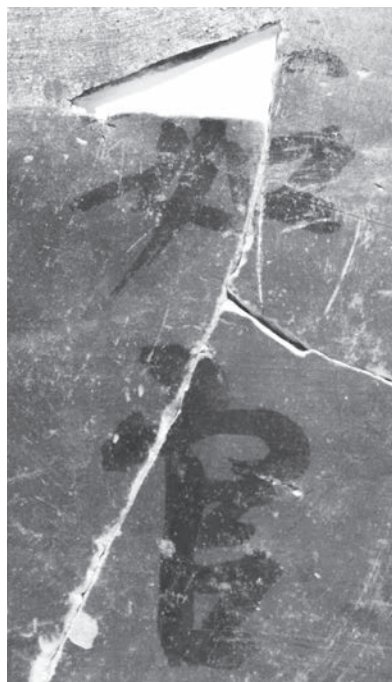
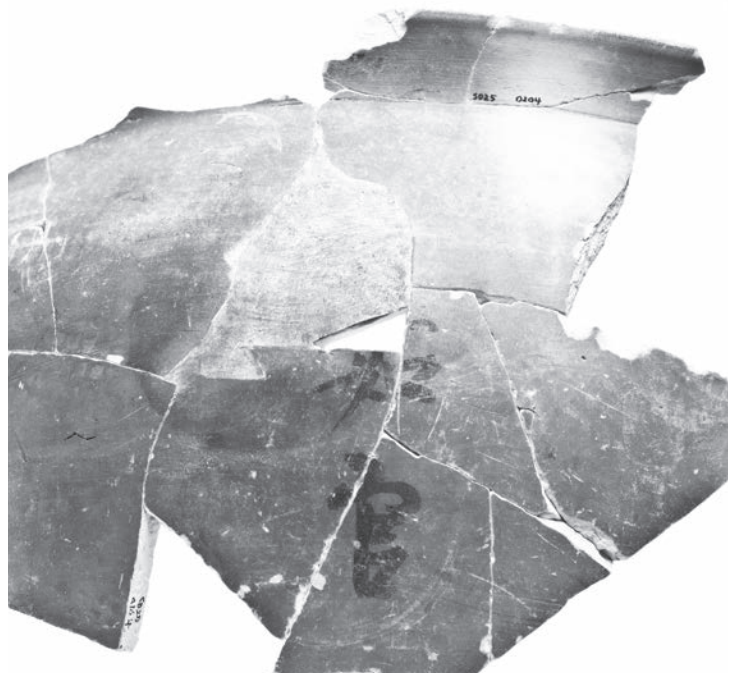
五二七



五二五

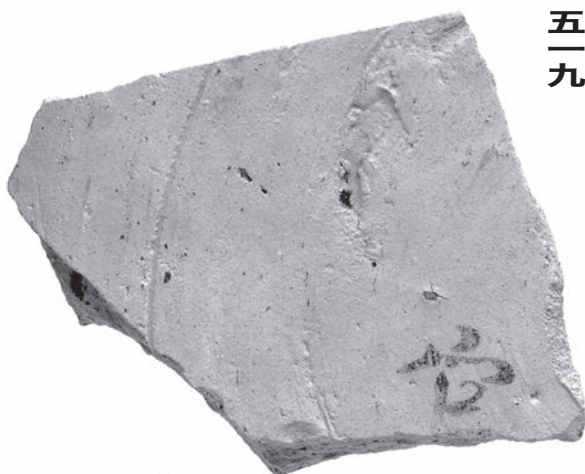


五二八

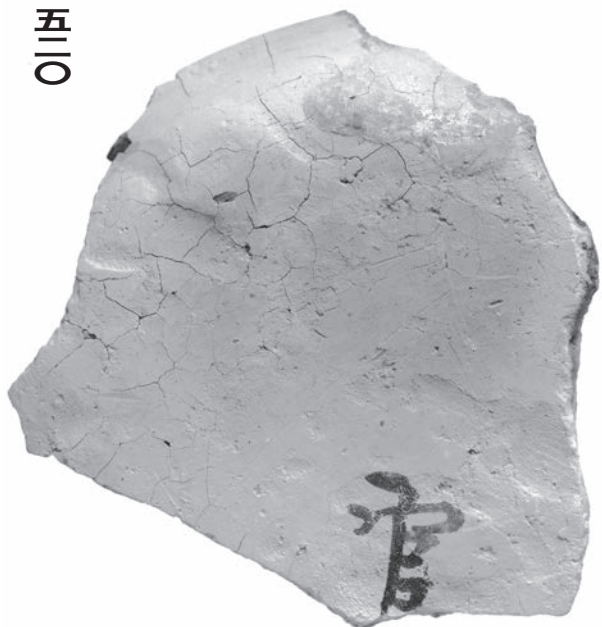


(要部の拡大)

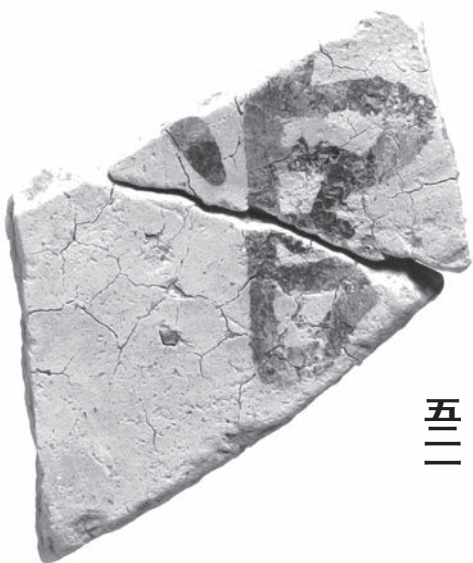
五二九



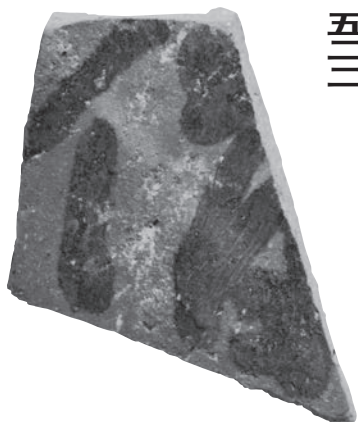
五二〇



五二二



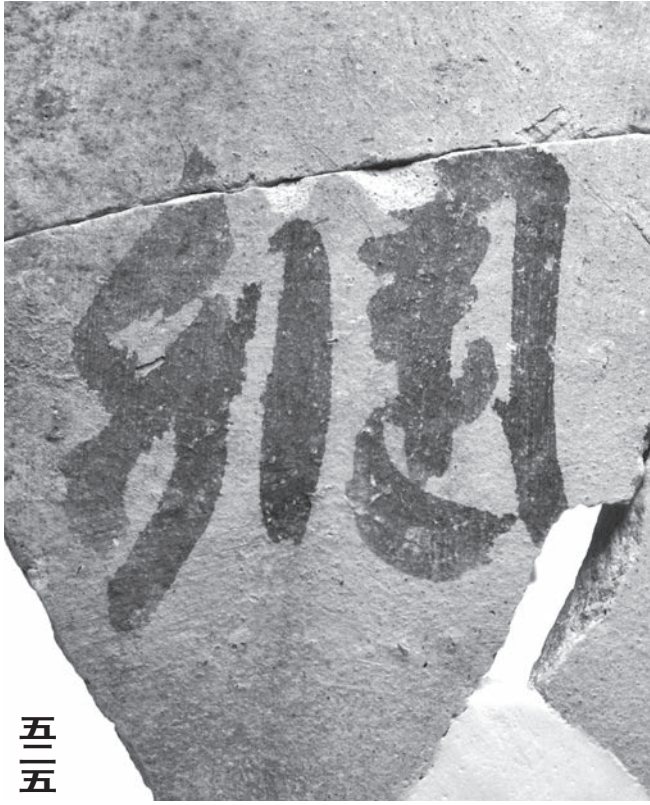
五二三



五二四



五二三



五二五
(要部の拡大)



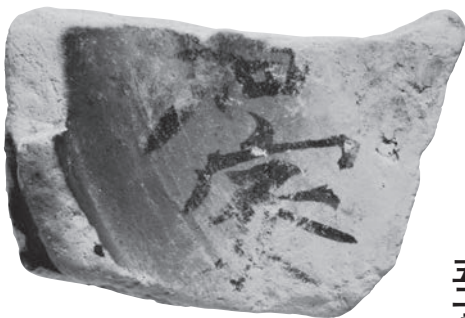
五二五



五二七

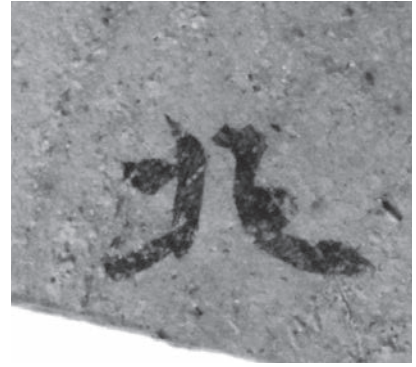
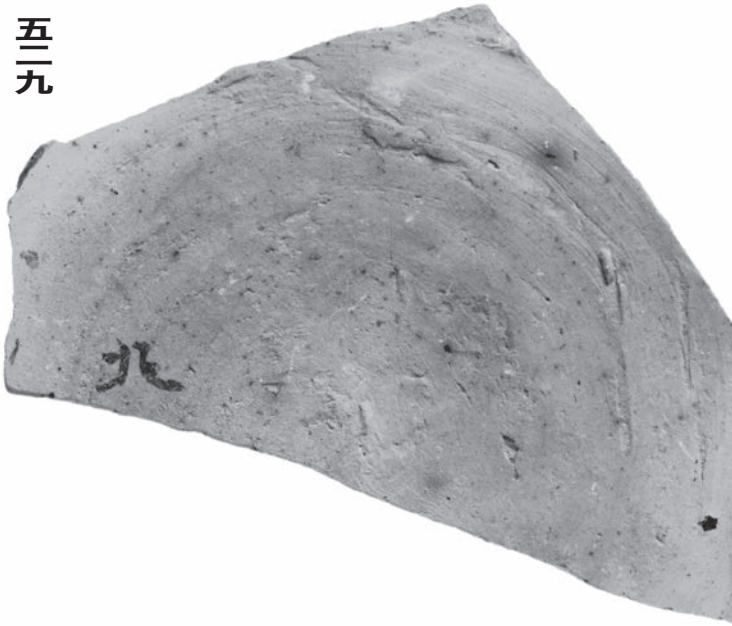


五二六



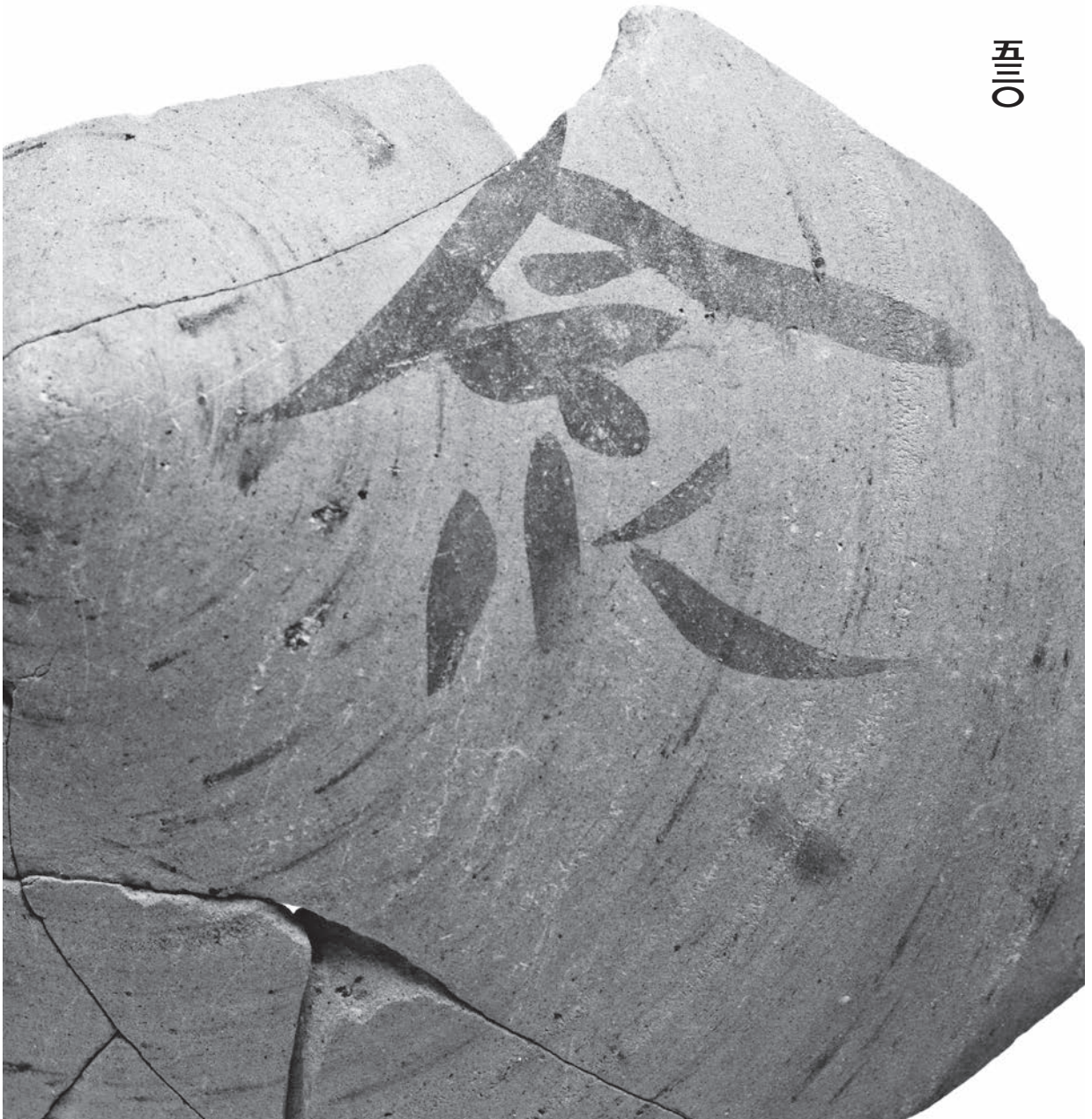
五二八

五二九



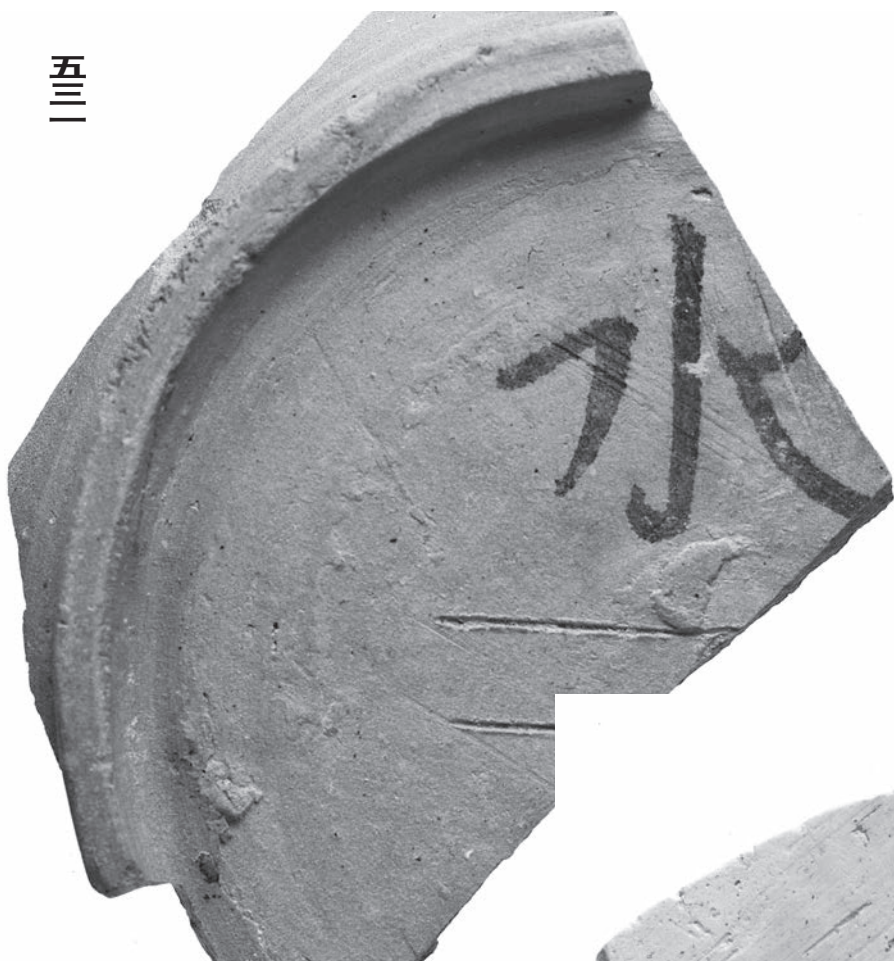
(要部の拡大)

五二九



五三〇

五三二

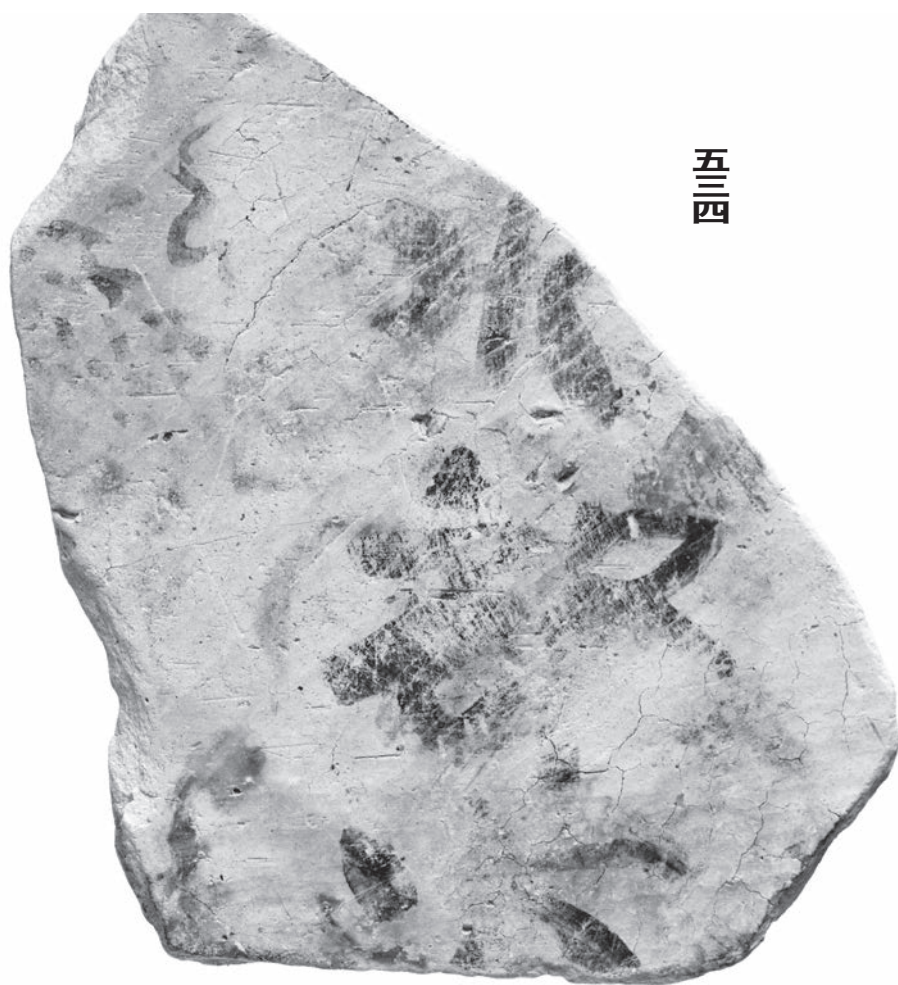


五三三



五三三



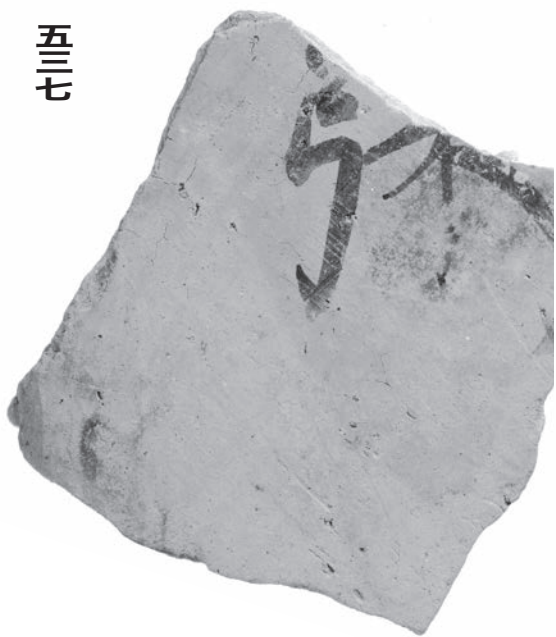


五三四

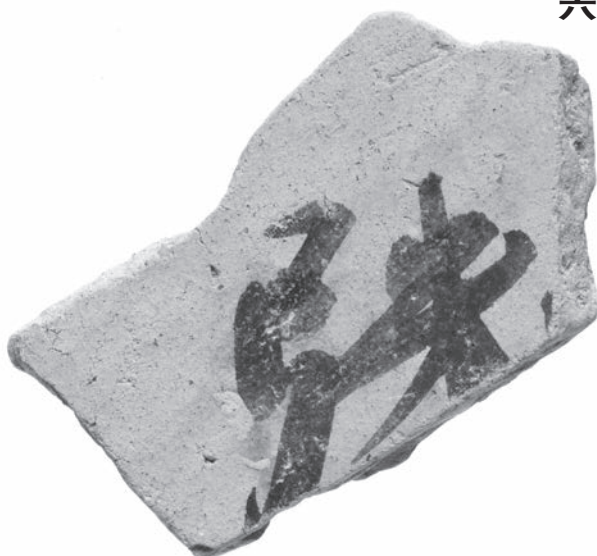


五三五

五三七



五三六



五三九



五四〇



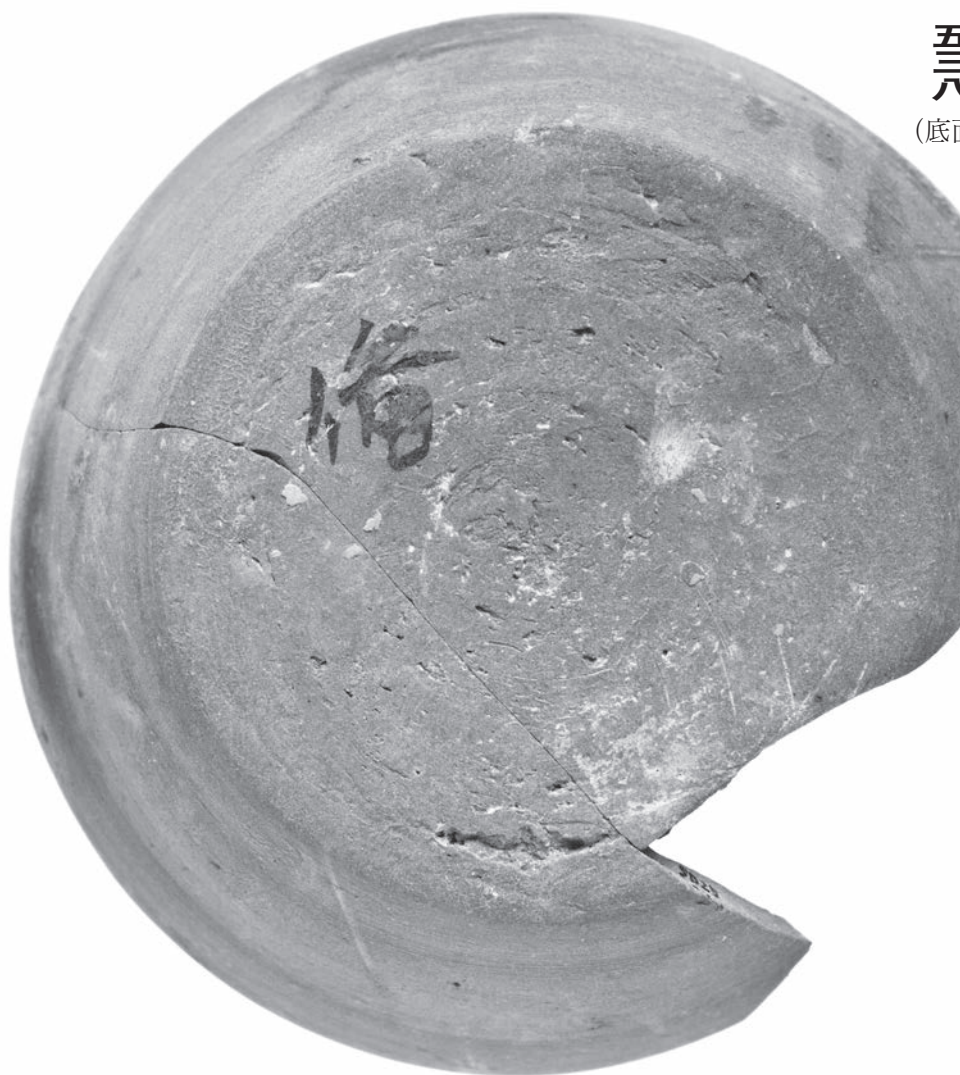
五四二



五四二

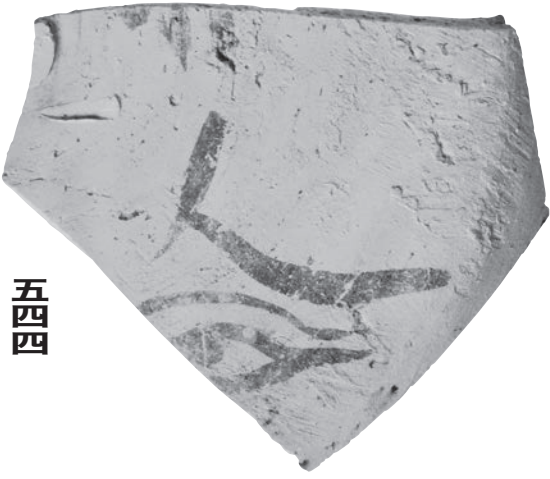


五三六
(底面)



五三六
(側面)





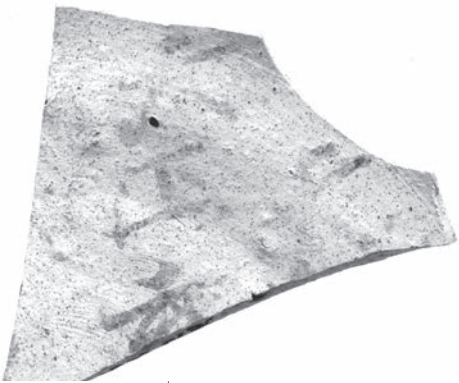
五四四



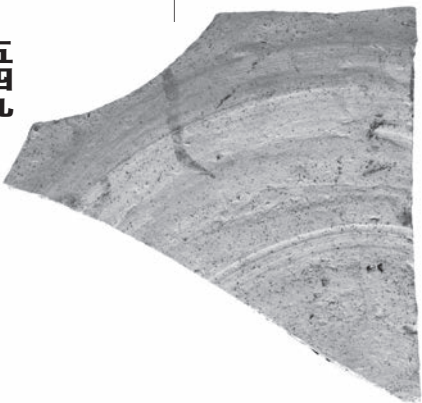
五四三



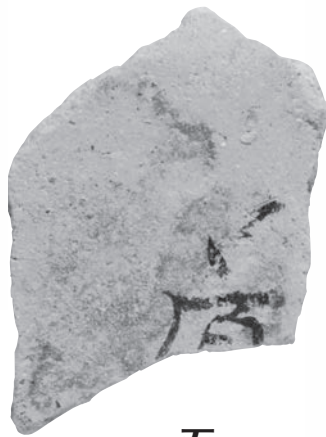
五四七



五四九



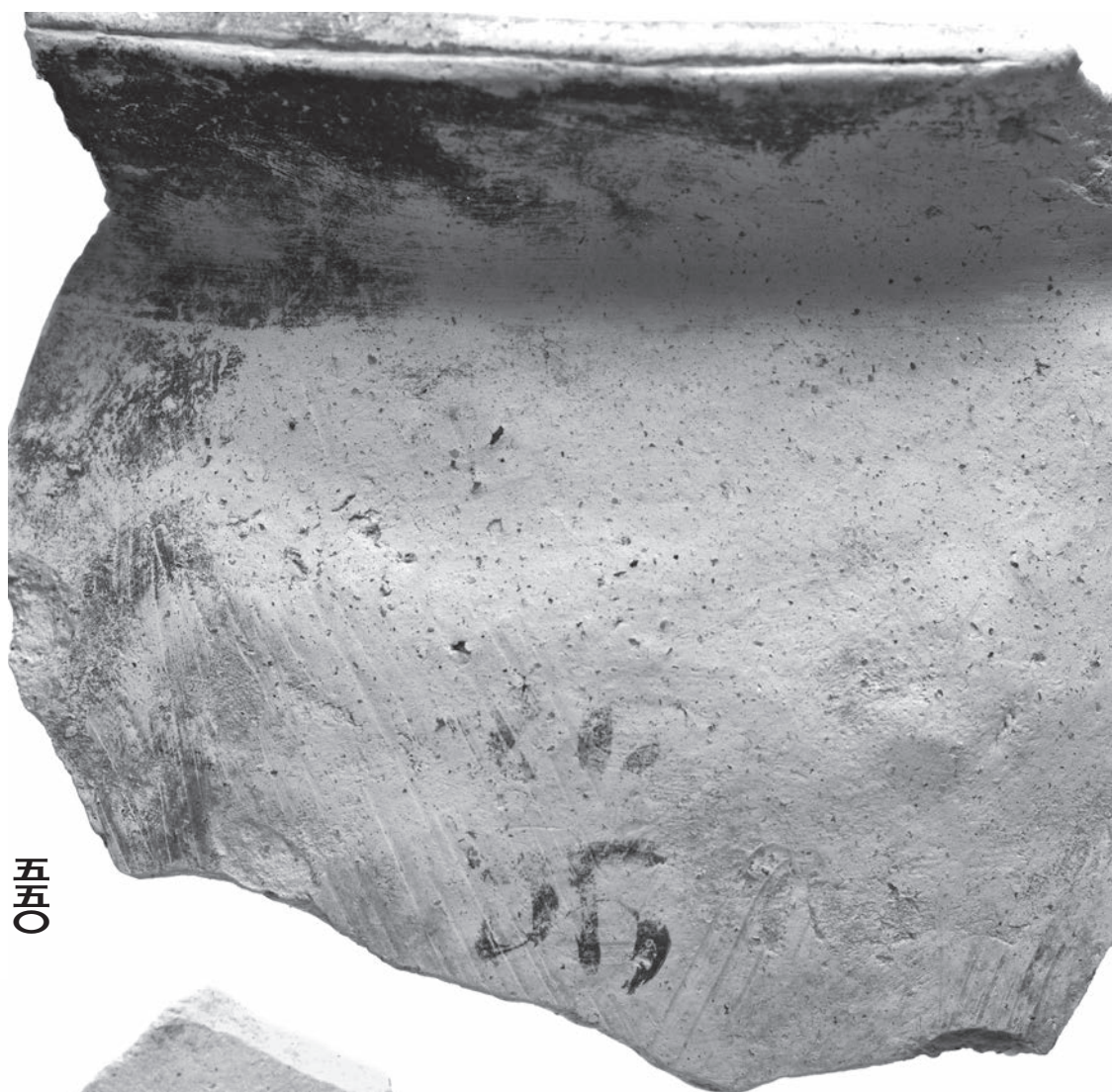
五四六



五四五







五五〇



五五六



五五五



五五四

五五二

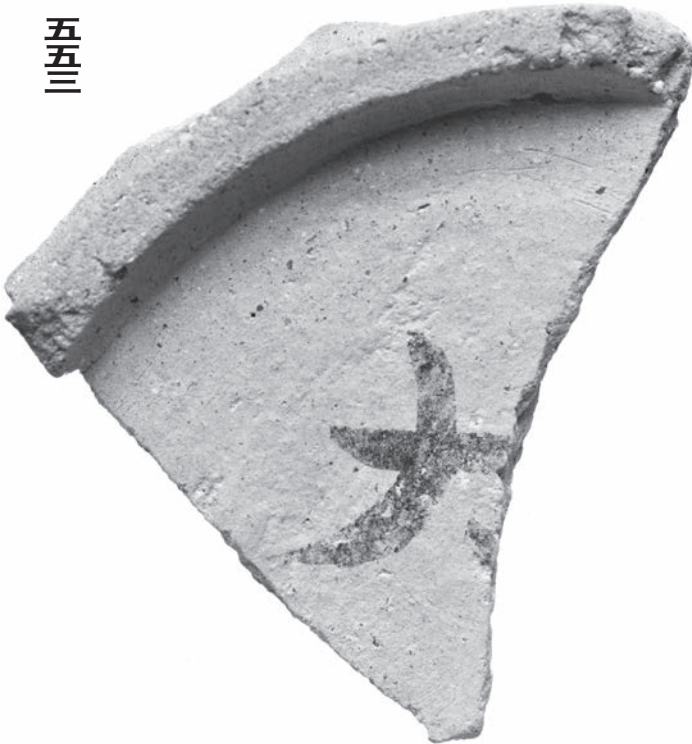


五五二

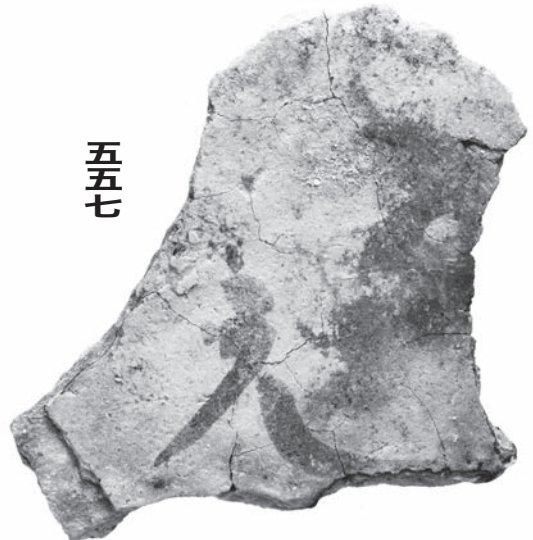
(要部の拡大)

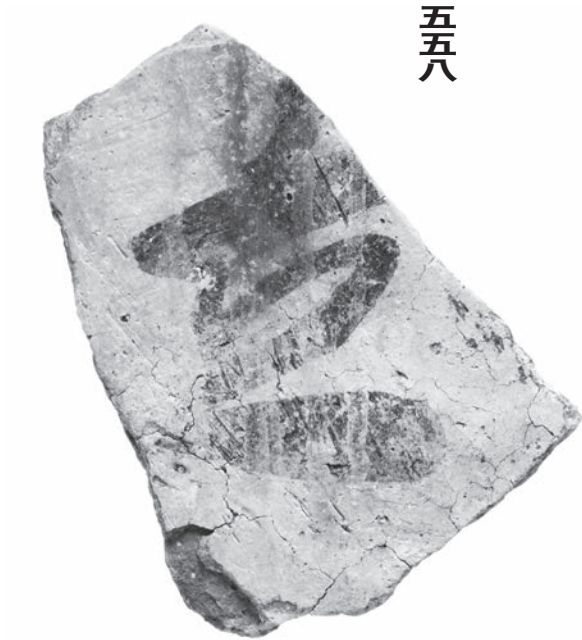


五五三

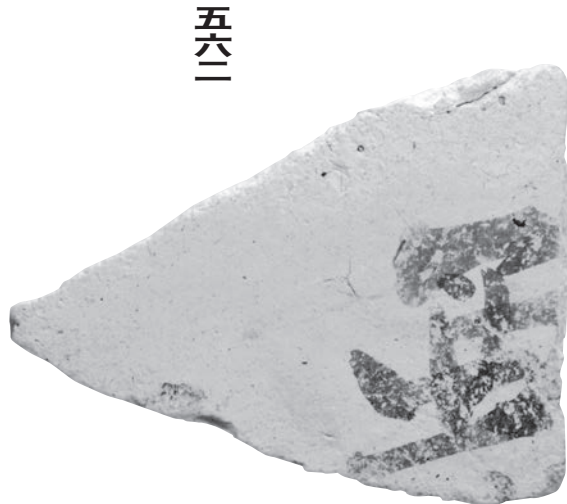


五五七

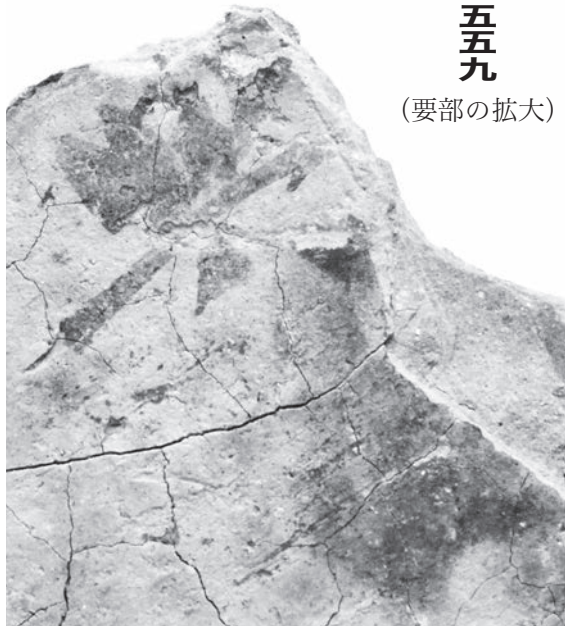




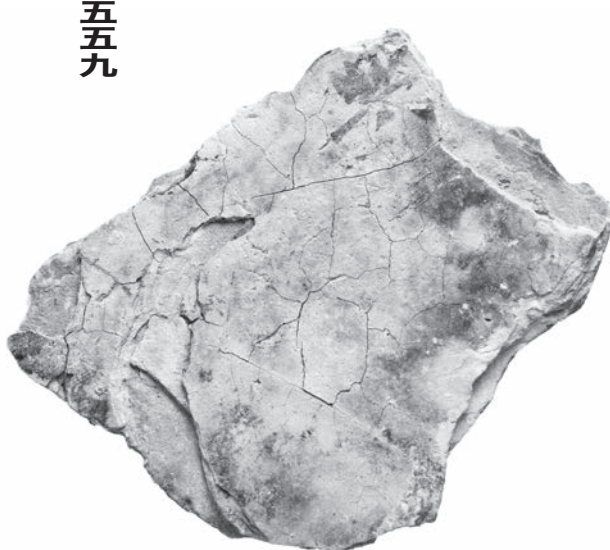
五五八



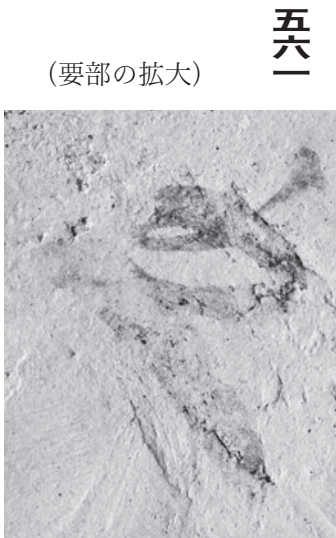
五六二



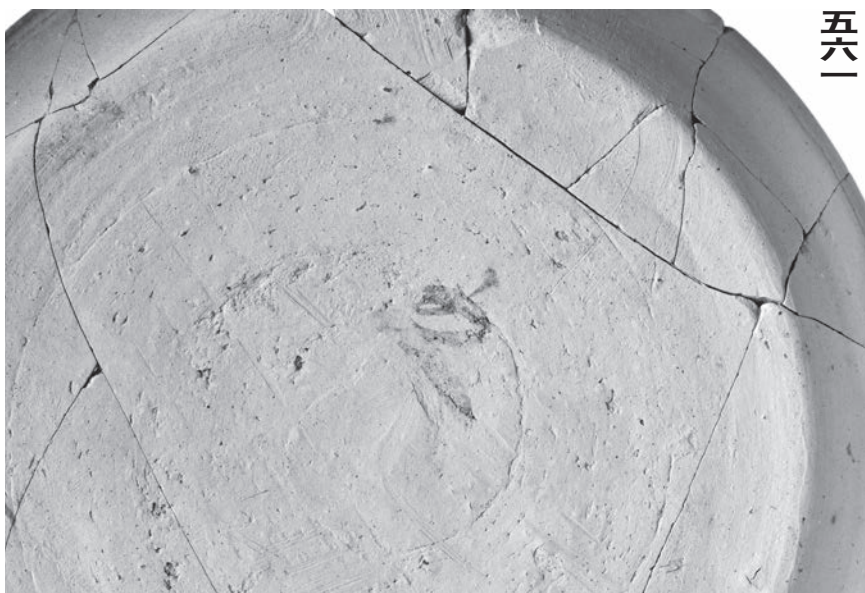
五五九
(要部の拡大)



五五九



五六一
(要部の拡大)

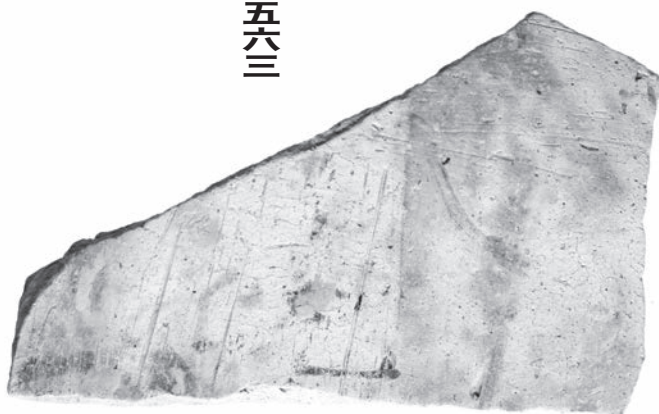


五六一

五六四



五六三



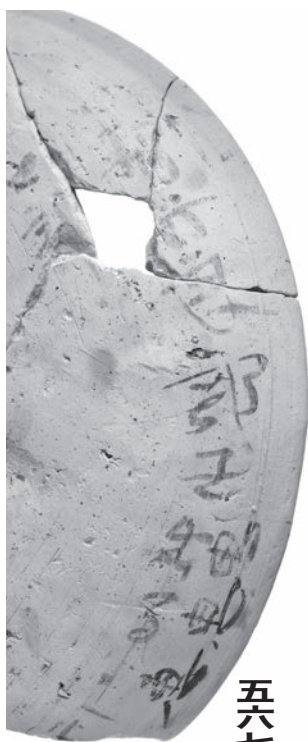
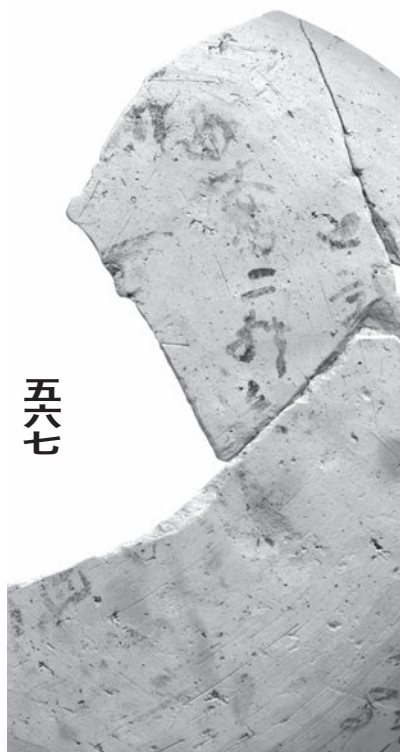
五六八



五六五



五六七



五六七

五六六





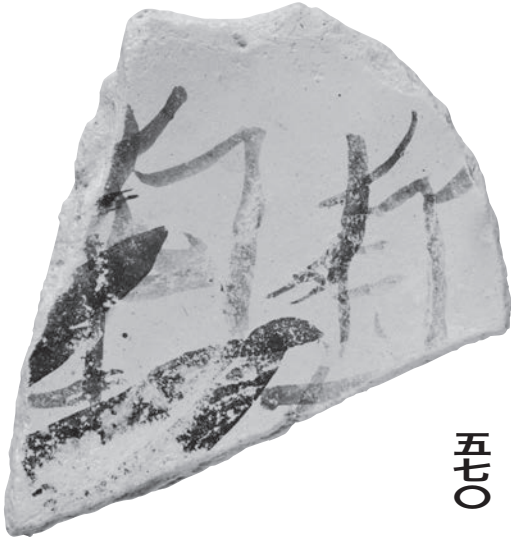
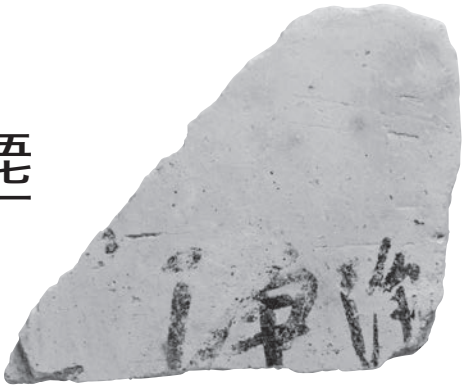
(刻字部分の拡大・2箇所)

五七二



五七二

五七一



五七〇



五六九

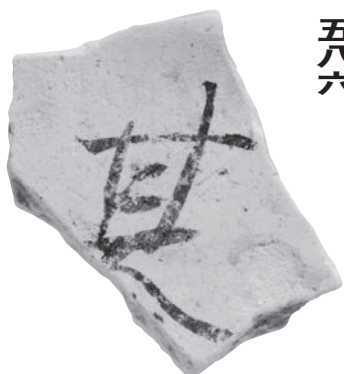
五七三



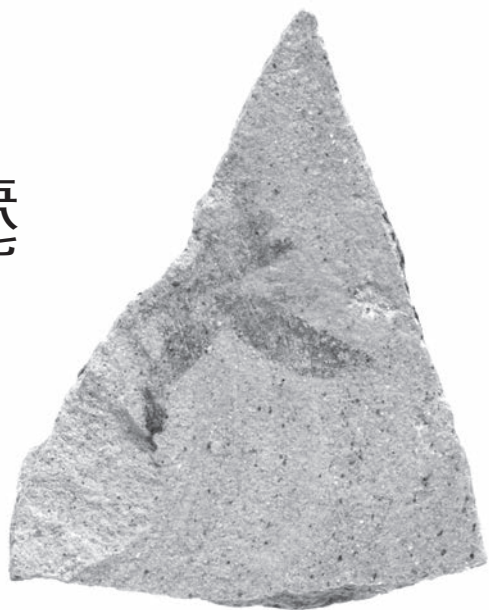
五八五



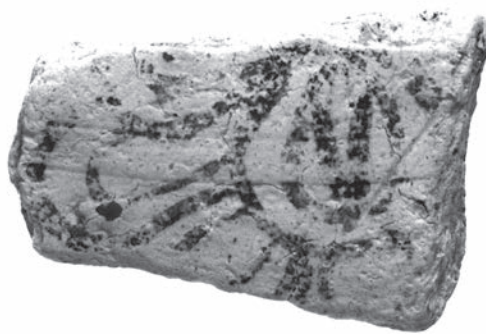
五八六



五八七



五九五



五九二



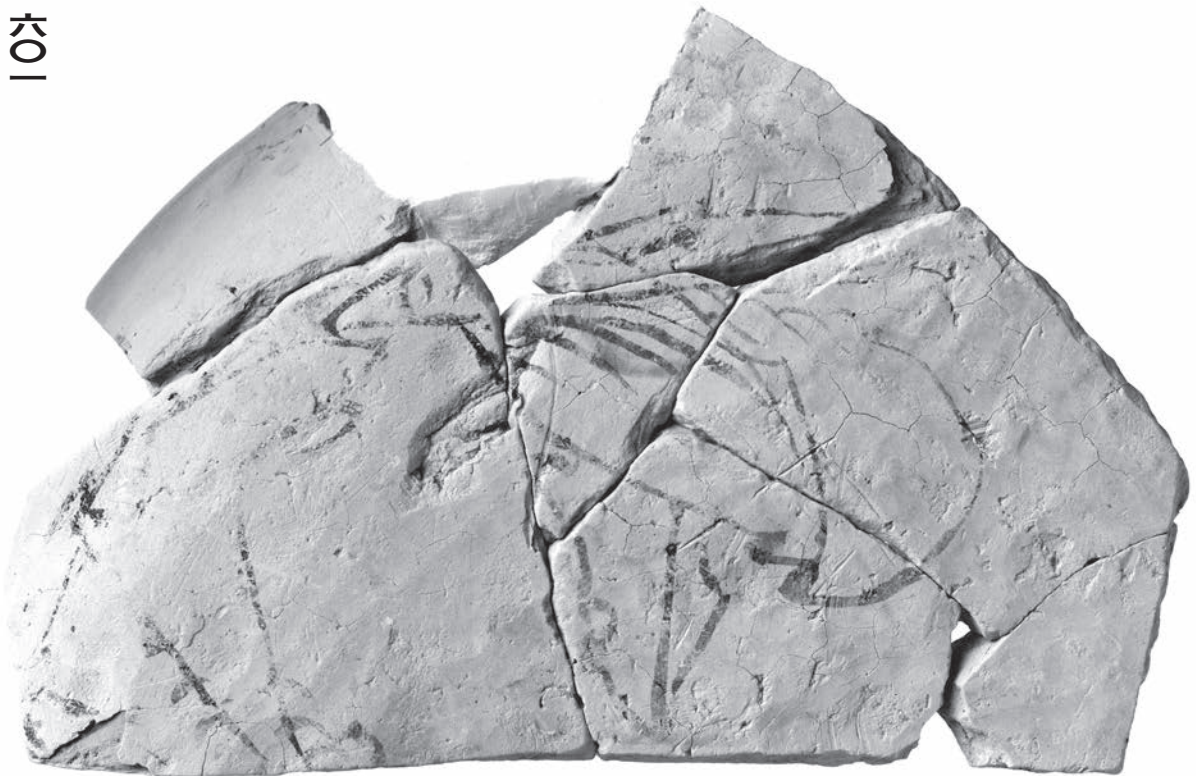
五九〇



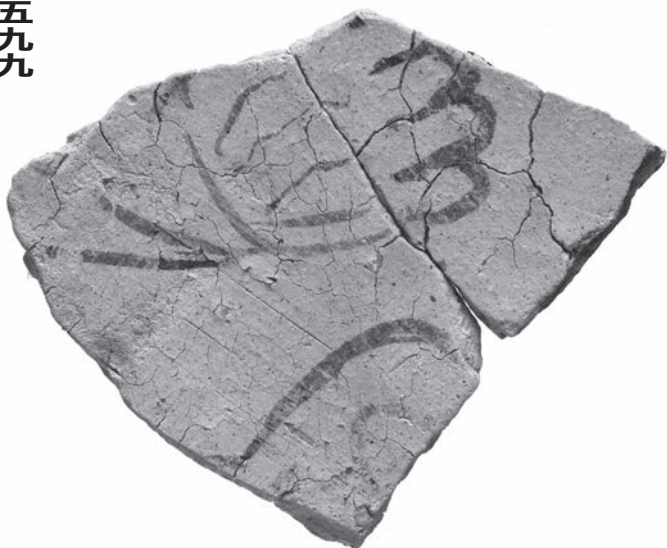
五九六



六〇二



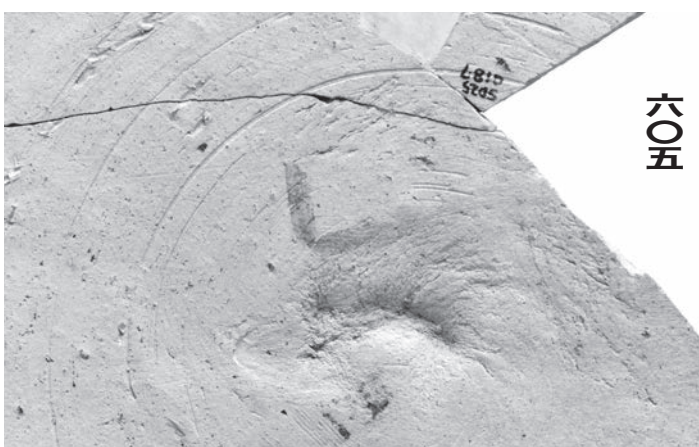
五九九



六〇四



六〇五



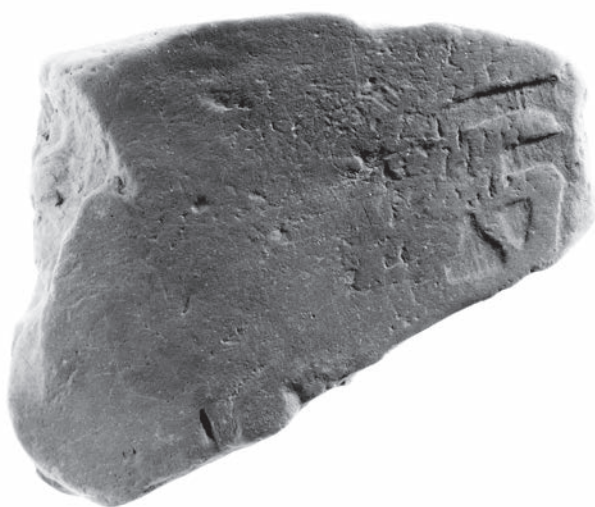
六〇六



八〇一・表



八〇一・裏



九〇二



九〇三



九〇三



九〇四

西大寺旧境内発掘調査報告書Ⅰ

Ⅰ 西大寺旧境内第25次調査Ⅰ

(文字資料篇)

印刷日 平成二十五年三月十八日

発行日 平成二十五年三月二十七日

編集 奈良市埋蔵文化財調査センター

〒六三〇―八一三五 奈良市大安寺西二丁目二八一

発行 奈良市教育委員会

〒六三〇―八五八〇 奈良市二条大路南一丁目一―一

印刷 株式会社明新社

〒六三〇―八一八四 奈良市南京終町三丁目四六四番地

印刷・製本仕様データ

表紙	アートポストカード二二〇kg/m ² ・マットpp加工
見返し	白色上質紙一〇〇kg/m ²
巻首図版	特アート紙一三五kg/m ²
本文	上質紙九〇kg/m ²
図版	ミルトG Aスピリット一三五kg/m ²
本文フォント	ヒラギノ明朝体
製本	右開き・糸かがり綴じ

**RESERCH REPORT OF
ARCHAEOLOGICAL HERITAGES IN NARA CITY, No.3**

**SAIDAIJI TEMPLE FORMER PRECINCT
EXCAVATION REPORT 1
(Documentary Material Volume)**

NARA MUNICIPAL BOARD OF EDUCATION,

2013